

恩給基金利息	七,四〇〇
國庫交付金	七,六〇〇
恩給金分擔金收入	七,六〇〇
恩給金分擔金收入	一,一六〇
縣費補充	一,一六〇
過年度收入	三六,五五五
歲入合計	三六,五五五
諸給與金	二四,八六〇
恩給金分擔費	二五,七三三
恩給金分擔費	三三,七三三
雜費	九,〇九七
歲出合計	九,〇九七
昭和三年度教育資金歲入	二四,八六〇
歲出預算	二四,八六〇
益	五,八五六
益	五,八五六
前年度繰越金	一,〇〇〇
前年度繰越金	一,〇〇〇
前年度繰越金	一,〇〇〇

歲入合計	六,八八八
教育獎勵金	五,一〇〇
教育獎勵金	五,一〇〇
小學校教員疾病療治料	一,三〇〇
小學校教員疾病療治料	一,三〇〇
資金編入金	一,〇〇〇
資金編入金	一,〇〇〇
備入金	四〇八
備入金	四〇八
備入金	四〇八
昭和三年度縣立學校基本財	六,八八八
昭和三年度縣立學校基本財	六,八八八
益	三,一三三
益	三,一三三
前年度繰越金	三,一三三
前年度繰越金	三,一三三
前年度繰越金	三,一三三
基本財產蓄積金	二〇,〇七九
基本財產蓄積金	二〇,〇七九
基本財產蓄積金	二〇,〇七九

歲出合計	三〇,〇八五
昭和三年度縣立工業學校	三〇,〇八五
實習資金歲入歲出預算	三〇,〇八五
縣費補充	六〇〇
縣費補充	六〇〇
作業收入	六〇〇
作業收入	六〇〇
作業收入	六〇〇
前年度繰越金	一,〇〇〇
前年度繰越金	一,〇〇〇
前年度繰越金	一,〇〇〇
昭和三年度兒童就學獎勵	二,五〇〇
昭和三年度兒童就學獎勵	二,五〇〇
昭和三年度兒童就學獎勵	二,五〇〇
資金歲入歲出預算	二,五〇〇
資金歲入歲出預算	二,五〇〇
益	一,四四五
益	一,四四五
縣費編入金	一,四四五
縣費編入金	一,四四五
縣費編入金	一,四四五
寄附金	一,九九五
寄附金	一,九九五
寄附金	一,九九五
前年度繰越金	七,七三三
前年度繰越金	七,七三三
前年度繰越金	七,七三三

兒童就學獎勵費	三,一六三
兒童就學獎勵費	三,一六三
元資編入金	三,一六三
元資編入金	三,一六三
元資編入金	三,一六三
昭和三年度圖書館圖書基	一,〇〇〇
昭和三年度圖書館圖書基	一,〇〇〇
昭和三年度圖書館圖書基	一,〇〇〇
金歲入歲出預算	一,〇〇〇
金歲入歲出預算	一,〇〇〇
益	四,一六三
益	四,一六三
前年度繰越金	四,一六三
前年度繰越金	四,一六三
前年度繰越金	四,一六三
寄附金	八八七
寄附金	八八七
寄附金	八八七
圖書購入費	八八七
圖書購入費	八八七
圖書購入費	八八七
昭和三年度青年團體恩賜	八八七
昭和三年度青年團體恩賜	八八七
昭和三年度青年團體恩賜	八八七
獎勵資金歲入歲出預算	八八七
獎勵資金歲入歲出預算	八八七
獎勵資金歲入歲出預算	八八七

男女青年團體事業獎勵費	八八五
男女青年團體事業獎勵費	八八五
男女青年團體事業獎勵費	八八五
元資編入金	八八五
元資編入金	八八五
元資編入金	八八五
昭和三年度縣恩賜慈善救	八八五
昭和三年度縣恩賜慈善救	八八五
昭和三年度縣恩賜慈善救	八八五
濟資金歲入歲出預算	八八五
濟資金歲入歲出預算	八八五
濟資金歲入歲出預算	八八五
國庫補助金	七,四二四
國庫補助金	七,四二四
國庫補助金	七,四二四
教化費補助金	七,四二四
教化費補助金	七,四二四
教化費補助金	七,四二四
前年度繰越金	六,四〇〇
前年度繰越金	六,四〇〇
前年度繰越金	六,四〇〇
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七

社會事業費	八八五
社會事業費	八八五
社會事業費	八八五
教化事業補助金	八八五
教化事業補助金	八八五
教化事業補助金	八八五
資金編入金	八八五
資金編入金	八八五
資金編入金	八八五
昭和三年度御即位記念恩賜	八八五
昭和三年度御即位記念恩賜	八八五
昭和三年度御即位記念恩賜	八八五
賑恤資金歲入歲出預算	八八五
賑恤資金歲入歲出預算	八八五
賑恤資金歲入歲出預算	八八五
兒童保護獎勵諸費	七,四二四
兒童保護獎勵諸費	七,四二四
兒童保護獎勵諸費	七,四二四
元資編入金	七,四二四
元資編入金	七,四二四
元資編入金	七,四二四
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
昭和三年度青年團體恩賜	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七
獎勵資金歲入歲出預算	三,八四七

財政—岩手縣財政

債還金	九,000	基金編入金	一五〇	警察費	一七,一五四
繰越金	五,三七一	基金編入金	一五〇	俸給及諸給	一〇八,四八六
前年度繰越金	五,三七一	雑費	四	機密費	二四,六五九
資金繰入金	一〇,〇〇〇	雑備金	五〇	警察廳舎修繕費	四,〇〇〇
資金繰入金	一〇,〇〇〇	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	土木費	一,二七八
歳入合計	一四〇,七三六	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	道路橋梁費	六四,九九九
資金編入金	一三,三三九	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	俸給及諸給	四四,四三六
町村土木費補助	三,三三九	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	雑費	八,七五九
道路橋梁補助費	一八,五〇六	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	衛生及病院費	一〇,七九五
運費用金	一〇,〇〇〇	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	衛生諸費	七,一〇七
雑費	一〇,〇〇〇	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	縣稅取扱費	三,八五九
歳出合計	一四〇,七三六	昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	縣廳舎修繕費	三,二九〇
昭和三年度衛生基金歳入		昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	修繕費	一〇,〇〇〇
歳出豫算		昭和三年度歳入歳出追加豫算	八七〇	豫備費	四,〇一〇
益金	七八	臨時部	三三,二六六	都市計畫地方委員會費	三,二二〇
繰越金	七八	臨時部	三三,二六六	委員會費	三,二二〇
前年度繰越金	一六三	臨時部	三三,二六六	勸業費	四,〇〇〇
歳入合計	一六三	臨時部	三三,二六六	全國馬匹博覽會費	四,〇〇〇
衛生獎勵費	六六六	臨時部	三三,二六六		
衛生獎勵費	六六六	臨時部	三三,二六六		

災害應急費	三,九九九
應急費	三,九九九
土木費補助	一六,〇〇〇
補助費	一六,〇〇〇
特別大演習及行幸諸費	八六,八九四
演習及行幸諸費	八六,八九四
計	一〇五,九八二
歳出合計	一〇五,九八二

縣債 (昭和二年十月現在)

本縣の縣債は大正三年度以降昭和二年度迄の借入總額は六百七十一萬七千圓に達してゐるが内昭和二年度までに百六万一千二百三圓三十三錢を償還してゐる、従つて昭和三年度未償還額は五百六十五萬五千七百九十六圓六十七錢であるが、この内町村及び

住宅組合貸付金收入があるので實際の縣費負擔額は左の如くなつてゐる

摘要	町村及住宅組合貸付金收入	差引縣費負擔額
昭和二年	四七三,〇〇〇	六〇二,〇〇〇
昭和三年	一〇三,〇〇〇	九〇九,〇〇〇
昭和三年度	三三九,四七七	五,二九六,二九九
初未償還額		

縣有財產

(昭和二年九月一日現在)

名	稱	國債證書額面	農工銀行株券	勸業債券	農工債券	貯蓄債券	預金	貸付金	合計
恩賜慈善救濟資金	金	一三,〇〇〇,〇〇〇							一三,〇〇〇,〇〇〇
衛生基金	金	五,九〇〇,〇〇〇							五,九〇〇,〇〇〇
小學校教員恩給基金	金	一四,七五〇,〇〇〇							一四,七五〇,〇〇〇
福災救助基金	金	四九,七五〇,〇〇〇							四九,七五〇,〇〇〇
公園地資金	金	一,五五〇,〇〇〇							一,五五〇,〇〇〇
農工銀行株券			(一百万株)						一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
小學校教員加俸資金	金								一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
教育費	金								一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
岩手縣立學校基本財産									一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
御即位記念恩賜賑恤資金	金								一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
軍人援護資金	金	一五,一五〇,〇〇〇							一五,一五〇,〇〇〇
公立學校職員年功加俸	金								一五,一五〇,〇〇〇
財政	岩手縣財政								一五,一五〇,〇〇〇

橋架設費本年度支出額	11,921	11,921
港灣修築費寄附本年度支出額	30,000	30,000
土木費本年度支出額	26,184	26,184
縣道改修費寄附本年度支出額	19,668	19,668
教員住宅費本年度支出額	850	850
土木費寄附金本年度支出額	11,345	11,345
造林費本年度支出額	365	365
自作農創設維持費貸付金	278,816	278,816
公益質屋貸付金	15,600	15,600
電話架設費本年度支出額	1,000	1,000
其他	37	37
計	783,125	783,125

既往年度に對する町村歳出
豫算の比較

年	歳出豫算高	前年度に對する増減	前年度に對する増加歩合
大正十一年度	6,187,696	△	1.6
大正十二年度	5,472,564	△	1.5
大正十三年度	5,994,004	△	0.95
大正十四年度	6,171,316	△	0.9
大正十五年度	6,833,780	△	1.05
昭和元年度	7,443,154	△	0.90
昭和二年度	7,443,154	△	0.90
昭和三年度	7,833,125	△	0.95

備考 最近五ヶ年間に於ける増加額平均は四拾八萬貳千百拾圓とす

町村豫算歳入出種目別

種目	歳入	歳出
町村の豫算歳入出を種目の性質に依り大別せば次の如くである		
町村の歳入	4,295,683	5,448
國庫	1,366,819	1,443
財産より生ずる収入	3,800,805	0,000
其他の収入	2,070,134	2,635
計	7,883,125	1,000
町村の歳出		7,146
社		65,843
會		1,396,434
役		3,473,579
教		434,697
土		1,475,525
衛		1,141
産		188,003
警		370,315
公		270,420
寄		1,475,944
其		53,176
社		783,125
計		7,146

歳入出差引殘金參百貳拾六圓(町村一部費豫算に於て) 歳入過ありしに由る

各町村歳出當初豫算

(昭和三年度)

沼宮内	31,592
玉山蔵川	20,915
浅岸	14,719
築川	15,611
中野	20,768
本宮	36,494
太田	41,949
御所	35,795
御神	43,277
西山	25,801
平澤	23,581
瀧澤	36,196
屬川	27,037
川口	23,814
卷民	33,558
大更	24,848
田頭	25,860
松尾	33,310
平館	33,310
寺尾	18,596
一方	17,845
御方	17,560
堂	21,903

紫波郡

日詰	26,277
古館	29,431
徳前	28,878
見岡	23,910
飯山	26,677
煙山	51,036
不動	26,541
水動	31,269
志和	31,937
赤石	33,018
彦内	33,713
佐比	33,237
赤澤	27,164
長同	26,057
乙部	26,836
花巻川口	26,751
花巻	29,310
大迫	28,124
内目	3,846
外目	8,178
龜森	21,244
新堀	14,375
八重	25,473

和賀郡

矢野	30,544
好地	29,967
八幡	18,495
湯本	25,539
宮野	10,950
湯野	34,065
太田	19,243
黒尻	100,510
鬼柳	36,143
岩崎	28,406
横川	25,292
藤根	90,904
江釣	34,366
笹子	24,792
飯間	30,281
二子	19,465
更木	17,846
立花	43,341
中立	17,473
中内	36,434
谷内	56,334
十内	33,371
小田	11,113
湯田	36,659
澤内	39,260

氣仙 矢野 竹田 横米 世住 上下 日根 立川 猪崎 赤崎 綾里 越喜 吉濱 唐丹 上閉伊郡 遠野 釜石 大槌 綾織 小友 小澤 小宮 小守 小部 附馬 松崎

三〇、七七八
三二、三五五
二七、〇九七
一六、〇三五
四七、三三七
一五、二五九
九七、四一九
二八、五九三
一四、九八〇
一一、三三九
二六、三六九
二九、五八三
四四、一三三
二二、九九〇
二九、一〇三
七、五一一
一八〇、一八〇
一〇九、一九七
三三、一七七
三三、九七三
三三、〇七一
三六、〇三〇
一六、七九六
三三、四六四
一四、三九九

土淵 青笹 上郷 甲子 鷗居 栗橋 金澤 宮古 山田 崎山 小本 小畑 田老 田本 田畑 普代 岩泉 有藝 安家 小川 大小 大川 山口 山德 花輪 茂市 刈屋 川井 門馬

三〇、六七七
三〇、〇七三
二九、四三三
二七、四三三
二九、七三七
二四、八〇八
三二、六九一
二二、五七五
四七、三三二
一〇、六四四
三三、三三一
二〇、九七三
三五、八五六
二四、八三三
四三、七六七
七、九三〇
八、四〇九
二六、七八七
三三、八五六
一七、二四八
一五、二三三
二六、三三二
一七、二二六
二四、二二五
二五、六四三

小國 磯石 津輕 重茂 豐根 大津 大間 大船 高船 盛田 氣仙郡 廣田 小友 末崎 大船 高船 盛田 興田 濞澤 摺澤 猿澤 長坂 田津 生長母 舞島 松川 門崎 磐水 奥玉 薄衣 黄海 大津 八保 津保 澤

一七、五六八
二七、四七七
二四、八六四
三三、二九三
一九、八〇七
一一、三〇三
一九、一八九
二九、三四五
五九、九八九
四九、六二五
三三、四一四
二二、四七九
二八、八〇九
一三、七三三
三二、五七七
二七、八四九
一一、四九〇
一九、五三六
一八、七六七
三九、二四四
二七、二三八
三〇、〇九四
三三、五五八
一〇、八〇二
一七、三〇一

水澤 前澤 金ヶ崎 佐倉 真城 姉体 白山 古川 衣川 小川 南都 若柳 永岡 相去 江刺郡 岩堂 愛宕 羽田 黑石 藤原 伊里 米里 梁川

一一、五九四
六、三七七
六、〇一九
三六、五七八
三三、三二〇
二〇、六八〇
一六、九四五
二一、〇三四
三七、三三四
三〇、〇三三
三三、六三四
二九、三三〇
三三、六一一
二九、五八二
六〇、九四二
二七、三〇五
一五、八四七
一九、七六四
三三、一一一
三〇、六三三
二四、七九八
二四、四四二
二四、八七五
三三、〇〇六

福岡 廣瀨 稻瀨 西磐井郡 永井 涌津 油島 花泉 金花澤 老松 日形 彌榮 真瀧 萩美 嚴目 中山里 平泉 東磐井郡 大千 藤原 折壁 小梨

二四、五七五
一八、〇五九
三二、九三三
三五、三二〇
一八、〇一七
二〇、五九〇
一九、〇〇〇
一六、八七〇
一八、七五八
二三、〇八四
三三、二六三
二一、八九八
二九、四〇〇
五〇、八一
三三、七四五
五〇、〇三八
三三、二九七
三五、八九三
三三、〇四三
五〇、〇〇三
二九、八〇九
三三、四六六
二七、〇三三
二一、三〇四

八保 津保 大津 黄海 薄衣 奥玉 磐水 門崎 松川 舞島 生長母 田津 長坂 猿澤 摺澤 濞澤 興田 氣仙郡 盛田 高船 大船 末崎 小友 廣田 米崎

二一、一七三
三〇、九三三
三六、三六三
二七、八三〇
二八、五三九
一一、六三三
一三、六六四
二二、四七一
三八、六一一
二六、一四二
二一、六二七
二一、三三七
二一、〇九三
二一、一三四
二九、五九〇
二一、一〇一
三五、六九七
三〇、七八八
三九、九三七
四三、一七九
三三、四三三
三〇、四七二
三三、一五七
二〇、九二五

一福 二戸 江葛 戸岡 郡 劉卷 田

二、二五五
三、三〇〇
二、二九五

爾薩 斗金 石斗 浪石 小鳥 鳥海 谷

一、九〇五
三、〇〇〇
三、三六二
二、四九二
二五、〇七四
三〇、九三一
三三、〇一一

姉帶、田部
御返地
淨法寺
荒澤
田山

二四、四六二
一八、二五四
五、二八三
二八、六九二
一八、四三〇

租 稅

國 稅

縣下稅務署別國稅徵收成績(昭和二年度納期別收入歩合)
岩手縣(全般)

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
第三種所得稅	九九九	九九四	九九六	九九二	九九三
畑 租	九九八	九九八	九九八	九九八	九九八
宅 地 租	九九六	九九四	九九四	九九八	九九八
雜 地 租	九九七	九九五	九九五	九九八	九九八
營 業 租	九九七	九九六	九九六	九九八	九九八
乙種資本利子稅	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
鐵 產 稅	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
採 掘 區 稅	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
試 掘 區 稅	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
租 稅 總 額	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
調 定 濟 額	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	九九九	九九三	九九三	九九三	九九三

盛岡稅務署(全管)

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
砂 鐵 區 稅	一〇〇〇	九九四	一〇〇〇	九九八	九九八
酒 造 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
乙種資本利子稅	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
營 業 租	九九七	九九七	九九七	九九七	九九七
雜 地 租	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六
宅 地 租	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六
畑 租	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六
田 租	九九六	九九六	九九六	九九六	九九六
第三種所得稅	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
租 稅 總 額	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
調 定 濟 額	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九

花卷稅務署

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
第三種所得稅	九九九	一〇〇〇	九九八	九九七	九九八
畑 租	九九八	九九八	九九八	九九八	九九八
宅 地 租	九九七	九九七	九九七	九九七	九九七
雜 地 租	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
營 業 租	九九九	九九九	九九九	九九九	九九九
乙種資本利子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
鐵 產 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
砂 鐵 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒 造 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租 稅 總 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
調 定 濟 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

一ノ關稅務署

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
採 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試 掘 區 稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
乙種資本利子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
營 業 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
雜 地 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
宅 地 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
畑 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
田 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
第三種所得稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租 稅 總 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
調 定 濟 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

遠野稅務署

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
第三種所得稅	九九三	九九二	九九五	九九三	九九八
畑 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
田 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租 稅 總 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
調 定 濟 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

水澤稅務署

種 別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
第三種所得稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
畑 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
田 租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租 稅 總 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
調 定 濟 額	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
納 期 限 迄 / 收 入 濟 迄	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

租種	別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
田	租	九九五	一〇〇〇	九七七	九九三	九九五
畑	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
宅地	租	九八四	九七三	九七三	九七三	九八八
營業地	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
乙種資本利	子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒造	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租稅總額	別	三三、四三、三三〇	三三、四三、三三〇	三三、四三、三三〇	三三、四三、三三〇	三三、四三、三三〇

盛稅務署

租種	別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
田	租	九八三	九七七	九七七	九八三	九九五
畑	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
宅地	租	九八四	九七三	九七三	九七三	九八八
營業地	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
乙種資本利	子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒造	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租稅總額	別	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇

下閉伊稅務署

租種	別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
田	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
畑	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
宅地	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
營業地	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
乙種資本利	子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒造	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租稅總額	別	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇

久慈稅務署

租種	別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
田	租	九八五	九八五	九八三	一〇〇〇	九八三
畑	租	九七五	九八六	九八三	九八三	九八五
宅地	租	九七五	九七五	九七五	九七五	九七五
營業地	租	九八〇	九八〇	九八〇	九八〇	九八〇
乙種資本利	子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒造	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租稅總額	別	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇

租種	別	第一期	第二期	第三期	第四期	全年分
田	租	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
畑	租	九八二	九八二	九八二	九八二	九八二
宅地	租	九八二	九八二	九八二	九八二	九八二
營業地	租	九八二	九八二	九八二	九八二	九八二
乙種資本利	子稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
採掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
試掘鑛區	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
酒造	稅	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
租稅總額	別	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇	三三、八四、四八〇

二戸稅務署

營業	課目	課額
一、物品販賣業	賣上金額	千分ノ六
一、銀行業	收益金額	千分ノ二十五
一、無盡業	同	千分ノ二十五
一、金錢貸付業	收入金額	千分ノ二十五
一、物品貸付業	同	千分ノ十

昭和三年度營業稅雜種稅課目課額

縣稅

租稅一縣稅

租種	別	課目	課額
製造業	年稅	收入金額	千分ノ六
運送業	年稅	同	千分ノ七
倉庫業	年稅	同	千分ノ十
印刷業	年稅	請負金額	千分ノ六
出版業	年稅	同	千分ノ六
寫真業	年稅	同	千分ノ七
旅館業	年稅	同	千分ノ十
旅人宿業	年稅	同	千分ノ十
料理店業	年稅	同	千分ノ十
周旋仲立業	年稅	報價金額	千分ノ二十
代理業	年稅	同	千分ノ二十
問屋業	年稅	收入金額	千分ノ十
湯屋業	年稅	同	千分ノ十
理髮業(女髮結ヲ含ム)	年稅	同	千分ノ十
寄席業	年稅	同	千分ノ十
遊技場業	月稅	同	千分ノ十
遊覽所業	月稅	同	千分ノ十
藝妓置屋業	月稅	同	千分ノ十
雜種稅	年稅	同	千分ノ十
代書人	年稅	同	千分ノ十

一、船

西洋形船 汽船一噸ニ付年税金四拾五錢
風帆船一噸ニ付年税金參拾錢
其ノ他ノ船長サ二間迄一艘ニ付年税金四拾錢
但シ二間ヲ超ユルモノハ一間ヲ加フル毎ニ金四拾錢ヲ増課ス

馬車二匹立以上 一軸ニ付年税金拾貳圓
馬車一匹立 一輛ニ付年税金九圓
荷積牛馬車 一輛ニ付年税金八圓
人力車 一輛ニ付年税金參圓五拾錢

大荷車 荷臺面積長サ七尺以下幅三尺以下 一輛ニ付年税金參圓五拾錢
中荷車 荷臺面積長サ六尺未滿幅三尺以下 一輛ニ付年税金參圓
小荷車 荷臺面積長サ四尺以下幅二尺以下 一輛ニ付年税金貳圓五拾錢

自動車 乘用四人乗以上 一輛ニ付年税金參拾五圓
乘用五人乗以上 一輛ニ付年税金四拾圓
貨物運搬用一噸積迄 一輛ニ付年税金四拾圓
但シ自家用ハ各課率ノ五割増トス

自轉車 貨物運搬用(三輪車) 一輛ニ付年税金七圓五拾錢
其ノ他ノ二輪車 一輛ニ付年税金四圓
附屬荷臺車 一輛ニ付年税金四圓

一、水車 搗臼、挽臼、壹箇ニ付 年税金四拾錢
白ナキモノ 製材製板用一基ニ付年税金拾圓
其ノ他一基ニ付 年税金貳圓

一、不動産取得

土地家屋賣買價格ノ千分ノ十二
建物建築價格ノ千分ノ九

一、遊藝人 藝妓屋ニ雇ハレ若クハ寄寓スルモノハ本税
藝妓 月税金六圓
藝妓屋 月税金四圓五拾錢
藝妓屋 月税金四圓五拾錢

一、興行 常設興行ノ活動 日税金
寫眞 價格、其ノ他ノ最高料金ノ人分通算額ノ市部八人分郡部六人分

其ノ他ノ諸興行 日税金
但シ棧敷一間ヲ以テ料金ヲ定メタルトキハ四分ノ一ヲ以テ一人分ノ料金ト看做ス

一、遊泉 內湯 一平方尺ニ付 年税金貳拾錢
共同湯 一平方尺ニ付 年税金拾五錢

一、旋風器 十六吋以上 壹箇ニ付 税金金貳圓五拾錢
十六吋未滿 壹箇ニ付 税金金壹圓五拾錢

一、立木伐採 立木價格ノ千分ノ八
一、漁業 租稅一縣稅

一、電柱

配電用電柱一本ニ付 年税金市金七拾錢
送電用電柱一本ニ付 年税金市金六拾五錢

一、金庫 外寸法一立方尺ニ付 年税金市金七拾錢
馬 乳牛 一頭ニ付 年税金金貳圓五拾錢
其ノ他ノ牛(犍牛一歲未滿ヲ除ク) 一頭ニ付 年税金金六拾錢

一、畜犬 獵犬 一頭ニ付 年税金金參圓
愛玩犬 一頭ニ付 年税金金五圓
其ノ他ノ畜犬 一頭ニ付 年税金金壹圓五拾錢

一、狩獵 狩獵法第八條一等 國稅壹圓ニ付 税金金拾參錢
二該當スルモノ 同 税金金拾參錢
同三等ニ該當スルモノ 同 税金金拾錢

一、居畜 牛 一頭ニ付 税金金貳圓五拾錢
但シ犍牛一歲未滿 一頭ニ付 税金金壹圓
馬 一頭ニ付 税金金壹圓五拾錢
羊 一頭ニ付 税金金壹圓
豚 一頭ニ付 税金金壹圓

鹹業漁業

定置漁業 漁獲物價額 千分ノ二十三
特別漁業 同上
專用漁業 同上

揚船製網 一艘ニ付 年税金金五拾圓
巾着網 一統ニ付 年税金金參拾五圓
其ノ他ノ巾着網 一統ニ付 年税金金貳拾圓

鮭船曳網 一統ニ付 年税金金拾貳圓
鮭船曳網 一統ニ付 年税金金拾貳圓
鮭船曳網 一統ニ付 年税金金拾貳圓

刺網(流網ヲ含ム) 一統ニ付 年税金金參圓
網 一統ニ付 年税金金參圓
網 一統ニ付 年税金金參圓

秋刀魚刺網 一艘ニ付 年税金金七圓
鮭刺網 一艘ニ付 年税金金四圓
鮭刺網 一艘ニ付 年税金金貳圓五拾錢
其ノ他ノ刺網 一船ニ付 年税金金貳圓

種實	花卷町	三〇,〇〇〇	宮野目村	九,〇八三	氣仙	小友村	三,〇九四	吉濱村	一四,二四二	江刺郡	二四,二八〇
和賀	黒澤尻町	六,三〇五	笠間村	一八,八三三	上閉伊	遠野町	三,九八二	釜石町	一三,八七六		二一,六六〇
膽澤	前澤町	二七,七五五	小山村	三,二七九	下閉伊	千徳村	三,六四一	安家村	六,七一九		二一,九八二
江刺	藤里村	三,三〇〇	羽田村	一五,六六六	九戸	山根村	三,九五一	山形村	三,九三三		三〇,六三三
西磐井	萩莊村	三,七四一	花泉村	一〇,二〇四	二戸	一戸町	三,一〇三	小島谷村	一〇,四七一		二〇,〇七六
東磐井	興田村	三,九五四	黄海村	八,〇〇〇							

昭和二十一年度縣稅精算調

稅目	種目	縣		盛岡市		岩手郡		紫波郡		稗貫町		和賀郡		膽澤郡		江刺郡	
		未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額
稅加附租地	調定額	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇
稅加附租地	收入額	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇	二,三九,九二〇	二,八五,五二〇
稅加附租地	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
稅加附租地	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特別地	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業附加稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業附加稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業附加稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業附加稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收益附加稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收益附加稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收益附加稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收益附加稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

稅目	種目	縣		盛岡市		岩手郡		紫波郡		稗貫町		和賀郡		膽澤郡		江刺郡	
		未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額	未收入額	缺損額
所得附加稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所得附加稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所得附加稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所得附加稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加營業稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加營業稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加營業稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加營業稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加砂礦區稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加砂礦區稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加砂礦區稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
附加砂礦區稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
家屋稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業稅	調定額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業稅	收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業稅	缺損額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
營業稅	未收入額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

租稅—縣稅

稅目	種目	稅種			計	稅目	種目	稅種				
		未收入額	缺損額	調定額				未收入額	缺損額	調定額		
縣廳	盛岡市	未收入額	1,000	1,000	西磐井郡	未收入額	7,000	7,000	東磐井郡	未收入額	3,000	3,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	7,000	7,000		收入額	3,000	3,000
岩手郡	紫波郡	未收入額	1,000	1,000	氣仙郡	未收入額	1,000	1,000	上閉伊郡	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000
神貫郡	和賀郡	未收入額	1,000	1,000	下閉伊郡	未收入額	1,000	1,000	九戸郡	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000
贍澤郡	江刺郡	未收入額	1,000	1,000	二戸郡	未收入額	1,000	1,000	合計	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000

稅目	種目	稅種			計	稅目	種目	稅種				
		未收入額	缺損額	調定額				未收入額	缺損額	調定額		
所附	得加	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000
砂附	鑛加	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000
家屋	營業	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000	營業	未收入額	1,000	1,000
		缺損額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000		收入額	1,000	1,000

寫眞銅版凸版の御注文に應ず

盛岡市内丸

岩手日報社製版部

仙臺市教樂院丁六

東北印刷株式會社製版部

教育

教育の一年

(自昭和二年九月
至昭和三年八月)

中等校運動選手の資格制限

二年九月十三日縣では、體育競技のもたらす教育的弊害に鑑み、六十五點以下の出場を禁じ、教育團體以外の主催競技會には一ヶ年三回以上は絶対に禁止する事になり中等學校體育聯合會を創設、制限規約を設けたが同制限問題に對し賛否兩論囂々として起つた

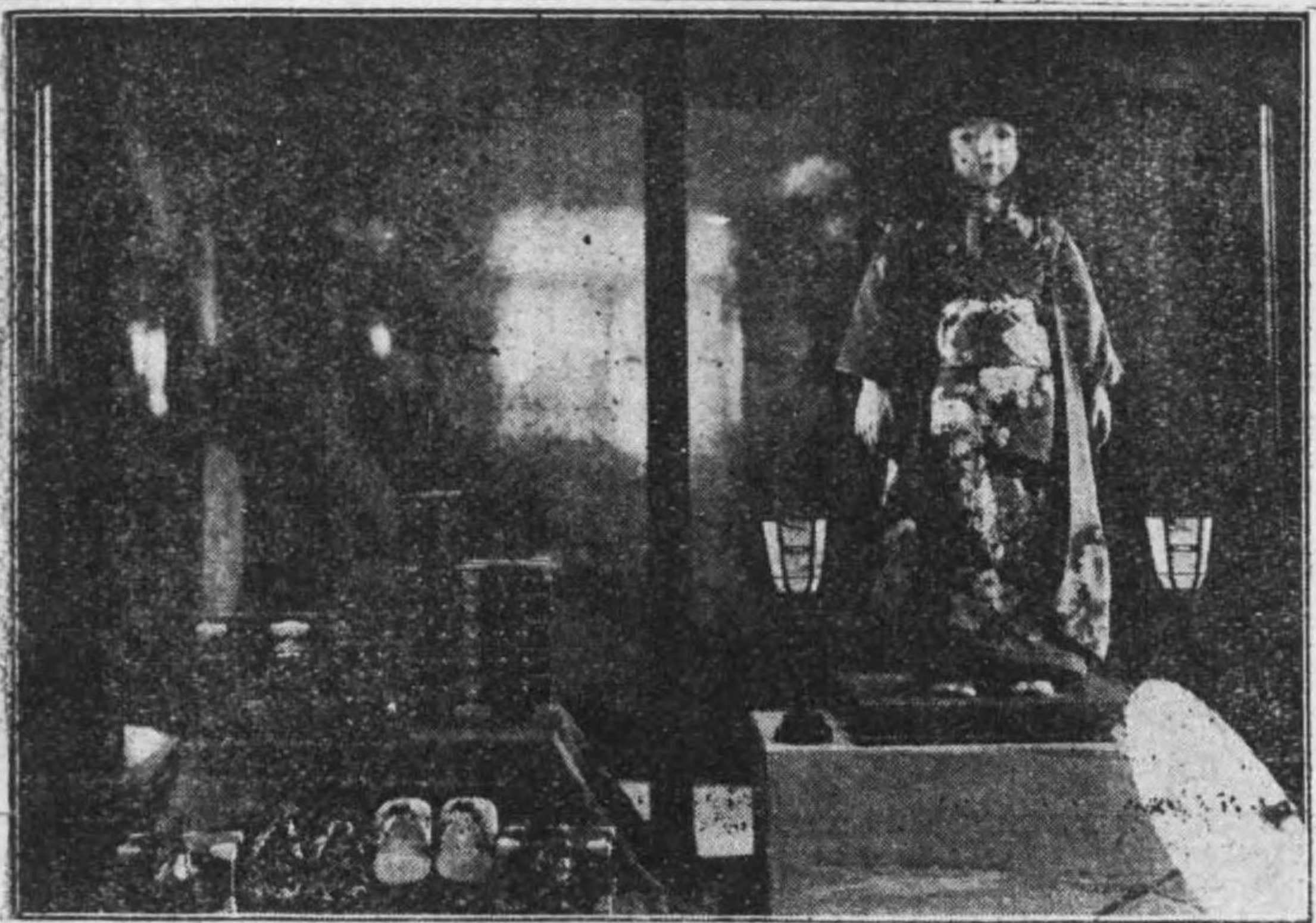
人形大使送別會

本縣小學校兒童の眞心こめた、人形大使岩手鈴子の送別會は十月十九日女師講堂に市内千三百の兒童集合盛大に舉行された

遣米人形送別の歌

シユーマン作曲
一、浪路も遙けし アメリカさして
今日こそうれしき
岩手の首途
さらば岩手 さらば岩手
すこやかにゆけよ

教育——教育の一年



遠き旅路 遠き旅路
心してゆけよ

二、今日こそ願はん 歌いてともに

汝へかけたる

やさしき使命
さらば岩手 さらば岩手
われらがこゝろ
傳へのべよ 傳へのべよ
アメリカの友に

入試撤廢中小學校長會議

縣では十二月二十三日、中小學校長會議を開いたが議程は案の作製を形縣に一任した、當日に於ける知事の訓示は左の通りである

知事の訓示

中等學校試驗制度改正に關しましては過般文部省令の改正並同省訓令の發布あり且つ本件に關する文部省通牒は夫々移牒致して置きましたから各位は既に御諒知の事と信じまするが從來中等學校入學志願者の數が入學せしむべき定員を超過したる場合は所謂入學試驗に依つて入學者を選抜したのでありまして而も之が多年の間實施致しました結果今日容易に變除し能はざる幾多の弊害を醸しつゝあるこ

さは各位の等しく認めらるゝ事實であらうと思ひます

抑も小學校教育は兒童に對して道德教育及國民教育の基礎を授くると共にその身體の發達に深く留意すべきは多言を要せざる所であり、然るにその卒業後中等學校に入學せむとする者を觀るに小學校在學中只管受驗準備に没頭し知らざらざるの間にその健康を損傷し元氣を銷磨する等負擔過重の弊に陥るのみならず受驗者に對する特別の取扱をなすが爲め他の一般兒童の教育を犠牲にする等により國民教育の精神に背反し小學校教育の本旨を没却するに至りましたことは最憂ふべき事實であります、此の多年の積弊を一掃し國民教育の眞精神を貫徹せんが爲文部省は今回入學試驗制度の改正を斷行したのであります

此度の改正は中等學校の入學者を選抜するに試験を行はざることを以て本體とし之が選抜に當つては主として出身小學校に於ける成績等を參考とし更に人物考査並身體検査を行つて入學者を決定せんとするものであります
入學者の決定は元より中等學校長の意見に依ることであり、けれども之が決定上小學校長の報告は極めて必要なる資料

さなるのでありますから小學校長の責任は一層重きを加へたのであります

縣下小學校長會議

昭和三年一月十八日から四日間縣下小學校長全部を縣公會堂に集め入試撤廢に關する評議を凝らしたが會議に提示した本縣中等學校入學考査實施案なるものは左の通りであつた

中等學校入學考査實施案

(一) 小學校長の報告事項

一、學業成績

尋常小學校卒業を入學資格とする學校尋常小學校卒業者は尋常五、六學年の成績
高等科一學年終了者又は高等科二學年終了者は尋常五、六學年の成績及高等科一學年又は同一、二學年の成績
尋常小學校卒業後高等小學校以外の學校若くは其の他に於て修學したる者は尋常科五、六學年の成績並に學歷又は經歷及其の他の成績
高等科二學年終了を入學資格とする學校
高等科二學年終了者は高等科一、二學年の成績
尋常小學校又は高等小學校卒業後小學

校以外の學校若くは其の他に於て修學したる者は高等科一、二學年の成績並學歷又は經歷及其成績等
成績表は別紙様式に依り記入する事成績は總て十點を滿點とし各科評點及平均評點を表示する事

二、身體狀況

身體狀況は大正九年七月文部省令第十六號學生々徒兒童身體検査規定に準し學校の最終二學年分を別紙様式に依り記入す可し

三、性行及家庭の狀況

イ、性行(長所、短所、其他)
ロ、家庭の狀況

1、職業

2、資力

3、其の他參考さなるべき事項

四、本人の性能環境より見たる上級學校志望の確否

(二) 中等學校長の入學者決定に關する事項

一、小學校長の報告事項に基き考査し入學許可を不適當と認めたるものを除き尙募集人員數を超過したるものに付人物考査(常識、素質、性行等の考査)並に身體検査を行ふこと但し人物考査に就ては小學校長の報告事項を參考として平易なる口頭試問の方法を用ひて決定

す

二、口頭試問の成績同等にして優劣を決定し難き者ある場合には抽籤の方法を用ひて決定す

三、口頭試問に關する事項

- 1、試問者は學校長自ら之に當り他の教諭二名以上をして參加補助せしむること
- 2、試問は智識の分量を考査するに非ずして志願者の常識、素質、性行等の考査を目的とし試問事項の選擇及試問の順序等につきては豫め充分の研究を遂げ且つ實施に當りては志願者の答申態度等に應じ臨機斟酌を加ふるること
- 試問内容は漏洩せざる様充分注意し漏洩の虞あるときは同程度により變更するの要あるべきを以て豫め數個の試問事項を準備し置くこと
- 試問に際しては溫容を以て臨み力めて平易なる言語を用ひ志願者の心理性質等に應じ試問方法を充分考慮し口答困難と認むる者に對しては便宜筆答せしむるも差支なきこと
- 3、試問の場所其他
- イ、口答試問の場所及設備は志願者を以て長師を感せしむるか如きこと

さながらしむること

ロ、志願者及引率者の控所を設備し口頭試問を終りたる者と混同せざる様注意すること

四、身體検査は小學校長の調査を參考とし之を行ひ修學の適否を決定すること

五、同一志願者に對する口頭試問及身體検査は同一日とし其日割を豫め通知すること

身體検査を終りたるものにつき口頭試問を行ふこと

六、其他

- 1、入學願書は出身小學校長を経由し小學校長は前記の願書に志願者の學業身體性行其他の調査書を添付し且つ意見を具し直接出願學校長に送附すること
- 2、中等學校長に於て入學者を決定したるときは之を揭示すること共に本人に通知すること
- 3、小學校卒業後學校其他の場所に於て修學したる志願者に對しては卒業後に於ける學歷又は經歷及其の成績等に就き充分考慮すること
- 4、入學志願者にして當該年度に於て其の學校卒業或は終了見込の者は總へて第三學期迄の成績を學業成績表

に記入すること

5、小學校令第三十六條第一項但し書に依る該當者又は尋常小學校を卒業せざる者及高等小學校を卒業せざる者に對しては前記各項考査方法の外認定試験施行のため筆答を用ふることを妨げず

6、入學者決定上實業學校に於ては學校又は學科の種類に依り特別の考慮を爲すこと

7、志願中等學校長より要求ありたるときは出身小學校長は前記書類の外必要なる調査書を提出すること

中等學校試験制度改正に關する件
今般學校の入學、進級及卒業の試験制度に關し文部省令の改正並文部省訓令の發布有之たるに付ては實管内中等學校に於て第一學年の入學志願者の員數が募集人員に超過したる場合に於ては右訓令の趣旨を體し大體左記の要項に依り入學者を選抜せしめらる、様致度尤も本件は一般の標準を示すものにして必ずしも劃一を強ふるの趣旨にあらず學校又は地方の情況に依り必要なる場合に於ては改正の精神に反せざる限り適當なる選抜方法を採らしめらるゝも差支無之儀に付御了知有之度依命此段通牒す

一、中等學校第一學年入學志願者に就ては出身小學校長をして當該兒童の小學校に於ける凡そ最終二學年の學業成績身體の狀況、特性、其他必要なる事項（上級學校進學に關する志望の確否、性能の適否、小學校卒業後に於ける學歴又は經歷及其の成績等）に付詳細に調査し志願中等學校長に直接其の意見を報告せしむること
前項の外志願中等學校長より要求ありたるときは出身小學校長をして必要なる調査書を提出せしむること

二、中等學校に於ては大體左の要項に依り入學者の決定をなすこと但し實業學校に於ては學校又は學科の種類に依り特別の考慮を爲すこと
イ、小學校長の報告に係る事項に基き募集員數以上適宜の員數を考查選抜すること

ロ、前號に依り選抜したる者に付人物考查（常識、素質、品行等の考查）並身體検査を爲すこと
但し人物考查に就ては主として平易なる口頭試問の方法を用ひ且小學校長の報告を參酌すること

ハ、前號に依り考查選抜したる者尙募集員數を超過するときは順次優良と認むること

一月十日に至る

六、學年末休業 三月二十一日より三月三十一日に至る

第二章 學科課程及每週教授時數

第四條 (省略)

第三章 課程の修了及卒業の認定

第五條 學業の成績は學期成績と學年成績とに區別して考查し點數を以て之を表示す

各學科目の最高點を十點とす

第六條 各學科の學期成績は平素の成績を考查して之を定め學年成績は各學期成績を平均したるものを以て之を定む

第七條 學年成績に於て各學科五點以上總學科平均六點以上を得たる者を以て當該學年の課程を修了したるものとす

第八條 第五學年の課程を修了したる者を以て全學科を卒業したるものとす第一號様式の卒業證書を授與す

第九條 生徒募集の期日人員等は豫め縣報を以て之を公告す

第十條 入學志願者は第二號様式に依る願書に入學考査料金貳圓を添へ最終出身小學校長を経由し學校長に出願すべし但し本縣内の小學校に在學したることなき者は直接學校長に出願すべし

へき者を入學せしめ同一順位に在りて優劣を判定し難き者に付ては抽籤に依り入學者を決定すること
二、都市等に依りては數多の學校間に於て聯合して考查を行ひ入學志願者の志望順位に依り入學せしむる等所謂綜合制を採るを可とする

教育功績者表彰

二月十一日の佳辰をトして縣では縣立盲啞學校長柴内盲大尉及び柔道教師奥田松五郎氏外四名の表彰式を舉行した

岩手醫專設立

財團法人岩手醫學專門學校は二月十四日付文部省より設立認可同時に三田俊次郎氏の同校長事務取扱ひも同じく認可された

農業教科書修正

縣教育會では小學校用農業教科書改正の必要に迫られ全部の改纂をなす可く古市師範學校長以下九名の委員を囑託して三月五日上下二卷の脱稿を終へた

教員異動

縣では中等學校に於ける無資格教員の整理小學校教員配置の公正を期する爲めに、思ふ存分な大鉅は振はれ、悲喜劇が至る所に

現出したが此の結果として女教員都市集中の弊を打破した事、中等校有資格教員の充實の完成は共に當局及び縣教育界にとつて大いなる收穫であつた

中等學校學則改正

三月二十六日縣では、入學試験制度改正に伴ひ縣下中等學校學則の大改正を斷行し縣報を以て告示した、代表的學則たる中學校改正學則は左の通りである

第一章 學年學期及休業日

第一條 學年は四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第二條 學年を分ちて左の三學期とす

第一學期 四月一日より八月三十一日に至る

第二學期 九月一日より十二月三十一日に至る

第三學期 翌年一月一日より三月三十一日に至る

第三條 休業日を定むること左の如し

一、祝日、大祭日

二、日曜日

三、學校創立記念日

四、夏季休業 七月二十六日より八月三十一日に至る

五、冬季休業 十二月二十六日より翌年

一月十日に至る

第六條 生徒左の各號の一に該當するときは退學を命す

一、品行不良にして改善の見込なしと認めたる者

二、學業不進にして成業の見込なしと認めたる者

三、正當の理由なくして引續き一箇月以上缺席したる者

四、一箇年の休學期間を経過し尙出席し能はざる者

五、出缺常ならざる者

第十七條 生徒其の本分に悖りたるときは學校長之を懲戒す其の處分は譴責、謹慎停學及放校とす

第五章 授業料

第十八條 授業料は入學の月より退學の月迄一箇月金參圓五拾錢を毎月十五日限之を徴收す

納期後に於ける入學者の授業料は入學後五日以内に之を徴收す但し本縣立學校より轉學せる者の授業料は之を徴收せず

第十九條 學校の休業又は生徒の休學一層月以上に及びたるときは其の月の授業料を徴收せず

第二十條 戦病死者並廢兵の遺族、家族其他特別の事情ある者に對しては授業料を減免することあるべし

六一年	三	〇	〇
高一年	一五	〇	〇
高二年	三	〇	〇
			〇九〇

佐藤沼澤校長渡米

東磐井郡沼澤校長佐藤繁治氏は五月二十五日横濱出帆のアラビヤ丸で渡米したが本縣小學校々長中最初の洋行である

縣教育會調查部設置

縣教育會では、左記四部に分つ教育調査部を設置した

- 調査部各部分擔事項
- 初等教育部 幼稚園、小學校等に關する調査研究
- 中等教育部 中學校、高等女學校、實科女學校等に關する調査研究
- 實業教育部 農、工、商、水、蠶の各種實業學校及び實業補習學校等に關する調査研究
- 社會教育部 圖書館、巡迴文庫、男女青少年團、成年教育講座、映畫等に關する調査研究

教育通信員設置

縣教育會では縣下各中小學校の教育施設及

び學校狀態、活動狀況等を敏速に各方面に知悉せしむる施設として各地に通信員を設置し左記事項を通信せしむる事になつた

- 一、會員數の報告
- 一、郡市部教育會の施設計畫及び前年度實施狀況
- 臨時通信
- 一、會員及び事務所の移動、役員の異動及び死亡(十日以内通信せしむる)
- 一、講習會、講演會、協議會、研究會、展覽會の開催
- 一、教育功勞者、優良兒童表彰狀況
- 一、男女青年團の活動狀況
- 一、篤行兒童、青年の行蹟
- 一、新設の校訓、校歌及び町村教育是の全文
- 一、兒童、生徒並青訓生の優秀なる綴方
- 一、農業教科書、青訓手帳、夏期練習帳、指定雜記帳等に對する各方面の改善意見
- 一、その他施設又は參考となるべき事項

同通信員

- 紫波郡 日詰小學校渡邊盛三郎、見前小學校生内多藏
- 稗貫郡 同部會員梅津龜五郎、伊藤賢吉
- 和賀郡 黒澤尻小學校吉田豊、土澤同藤本敬三

鹽澤郡 水澤小學校菊池政夫、同倉成幸治
江刺郡 岩谷堂小學校高橋定之進、同千田豊三

西磐井郡 一の關小學校中野寅雄、山の目同鈴木兵治郎
氣仙郡 大船渡小學校鈴木與吉、世田米同佐野俊夫

東磐井郡 千厩町小學校藤本直大、大原同鈴木清一
上閉伊郡 青笹小學校高橋武一郎、釜石鐵山小學校小野寺文之進

下閉伊郡 宮古小學校清水實、山田同石川耕一、岩泉同柏原熊太郎
九戸郡 久慈小學校佐々木尙國、輕米同菅喜三郎
二戸郡 福岡町小學校菅原大吉、淨法寺同田口三郎

盛岡高農二十五年祝典

盛岡高等農林學校では九月五日學界朝野の名士六百名を同校に招待盛大なる二十五週年記念式典を舉行左記同校勤務職員の表彰式をも併せ行つた、引續き玉利、佐藤前校長の畫像除幕式があげられた

- 勤續表彰者
- 明治三十七年 教授 溝口幸七郎
- 明治三十九年教授林學博士 上村 勝爾

明治四十年	教授林學博士	三浦 第二郎
明治四十年	教授	玉置 邁
明治四十一年	教授	門前 弘多
明治四十二年	教授	村松 舜祐
明治四十二年	教授	菊池 賢次郎
大正二年	教授	武藤 益藏
明治三十六年	書記	杉村 孝治
明治三十七年	書記	佐々木 吉雄
明治三十八年	書記	千葉 常樹
明治四十一年	書記	澤田 兼三
明治四十三年	書記	藤原 圓次郎
明治四十四年	書記	小森 彦太郎
明治四十五年	書記	瀨山 陽吉
大正二年	書記	矢羽々 彌七
大正三年	書記	熊谷 吉太郎
明治三十八年	書記	大星 駒吉
大正元年	書記	守衛 小平 文次郎
大正二年	書記	守衛 菅原 重次郎
明治三十六年	書記	守衛 矢羽々 茂七郎
明治三十七年	書記	守衛 臺川 勝治
明治四十二年	書記	守衛 高橋 岩治
明治四十二年	書記	守衛 藤原 權太郎
明治四十三年	書記	守衛 藤原 權太郎
大正元年	書記	守衛 工藤 市彌

縣學務課では、兒童看護の稠密を期する爲め左記通牒を出した

- 一、日々の看護當番は全職員、三分一以上とする
- 二、看護當番職員は常に兒童遊戯の種類場所運動方法體質及び程度等に就き細心の注意を行ふ又過失に依る傷害又は校舎校具等の破損を豫め防止する様注意する事
- 三、放課後雖も兒童全部が學校を退かざる内は職員は看護の任にあたる
- 四、校外兒童看護には方面別又は部落別に其の責任者を定め其任に服する
- 五、日曜祝祭日其他休業中雖も校内校外における當番職員を定め其任に服する
- 六、學校には必ず救急藥品等を備へ常に校醫と連絡をさる

學業成績、個性調査方法決定

本縣小學校に於ける學業成績個性調査方法は左の如く決定を見た

兒童學業成績調査に關する事項

- (一)成績調査に關する一般的注意
- 一、成績調査にあたりては各學科目教授の目的にてらし(小學校例施行規則の教則参照)その教授すべき内容の全般を十分考慮して之を行ひ徒らに一面の能力を考查するが如き事なき様注意する事

- 二、教員は受持ち兒童個別の學力を十分熟知する爲平常兒童全部をなるべく一様に其學力を發達すべき機會を與へ且つ常時練習帳其他の成績物を精査する事
- 三、成績調査の爲筆答を用ひる場合は特に左の如き事項に注意する事
 - イ、其の時期及び度數に關しては細心の注意を拂ふ事即ち考慮は教授の段落の時期をえらび隨時之を行ひ而も頻繁に亘らざる事
 - ロ、問題は特別の場合を除き一般に其數を多くし且つ容易なるものより相當困難なるものにまで各種階級のものえらび以て學力の程度を正確に知り得る様つとむる事
 - ハ、問題の内容は考查せんとする能力を能く検査し得る様十分精選し且つ兒童は明確に答へ得る様問題の形を工夫する事
- 四、圖畫、書方、綴方、裁縫、手工等の教科につきては各點數に應ずる成績見本を準備し各兒童の成績を之に比較して決定する事
- (二)成績表示法
- 一、兒童成績考査簿は十點法により評點を以て記入する事

- 一、本校々長は一學期一回必ず巡視する事
- 一、分教場は複式單級であるから教授に熟達した實力ある教員を勤務させる事
- 一、分教場は何れも僻障地にあるから此の邊によく留意し待遇等に關しては相當優遇を講ずる事
- 一、裁縫教員を求め得ぬ場合は地方の者を起用して代用教員として採用する
- 一、分教場には視察簿を備へ置き本校長が巡視の際此の結果を記載し教員の爲め注意資料とする事
- 一、本校長が分教場を巡視したる都度縣にその内容を報告する事

郷土讀本の編纂

縣教育會では郷土讀本を編纂する事になり左記委員及び編纂方針を決定した

委員長 藤澤秀三郎

委員 及川喜一 鈴木重男 古市利三郎 豊田藤彌 菅野義之助 小田島理平治 畑田清吉 吉田章 館下忠一郎 及川俊次郎 煙山儀造 佐伯正 宮崎道郎 福士進 南部富哉 清水端金太郎 小笠原謙吉 佐々木喜善 鳥羽源藏 小田島祿郎 鈴木勝二郎 新渡戸仙岳 磯野英夫 新藤武 松田重五郎 小原正二 北川魏 一ノ瀬福巳 國分謙吉

- 杉村松之助 千葉藤一郎 福地文教 菊地知男 顧問 新渡戸稻造 後藤新平 齋藤實 田中館愛橋 金田一京助 山屋他人 柳田國男
- 尙郷土讀本の編纂方針は左の通りである
- 一、本縣の自然、産業、歴史、文學、傳説民謡等から材料を採り趣味と實益とを兼ねた讀物とする
 - 二、寫眞繪畫を相當に挿入して親みあるものとする
 - 三、口語文を主とし文語体を従とする、難語句には假名を附し形式よりも内容の玩味を主とする事
 - 四、小學校上級兒童の副讀本として適するものとし國定教科書畫一の弊を調和し教育の地方化實際化に資する
 - 五、男女青年團及び社會教化用として適するものとする

教育後援會

縣下二百六十ヶ町村全部に御大典記念事業として、町村單位の教育後援會を設置する事になり縣から夫々勸奨した

小學校令施行規則實施に關す 規程改正

- 縣學務課では小學校實施規程に大改正を加へる事になつた、改正を加へらる可き事項は左の通り
- 一、町村小學校事務委任に關する件
 - 一、就學に關する事項
 - 一、小學校教員檢定に關する件
 - 一、小學校教員進退に關する件
 - 一、小學校教員職務服務規律に關する事項
 - 一、俸給旅費に關する件

夏期休暇短縮

市内各中小學校では、特別大演習に校舍を使用される關係上、其の期間の授業時間補充の爲め、左の通り夏期休暇を繰り上げる事になつた

- 仁王小學校八月二十二日より授業開始 (十日間)
- 日下小學校は二十五日 (一週間)
- 櫻城小學校は二十五日 (一週間)
- 厨川小學校は二十九日 (三日間)
- より開始
- 女子師範及び附屬小學校は二十五日より開始 (一週間)
- 盛岡中學校は二十五日より開始 (一週間)
- 東北女學校は二十五日より開始 (一週間)

中小學校長會議

文教刷新、思想善導に關する中小學校長會議は七月三十一日縣公會堂に開會された當日、學務部長の試みた訓示及び協議項目は左の通りであつた

本年は我々國民として最も記念す可き芽出度き年でありすが近時我が國における思想界の情況を見るに洵に憂慮に堪へぬものがありす世界大戰以來列國の政治經濟その他社會狀態に變革動搖を生じたる事は諸君の知悉せらるゝ所でありすがその餘波を受けて我が國民の間に國體にもさり國情にそむくが如き輕てうき激なる思想をいだき之が宣傳普及を圖らんとする者が現はれ學生々徒中にも之に誘惑せられてその本分にもさり先年のいはゆる京大事件にも本年の共産黨事件にも連座する者あるを出だしたる事は國家の爲に一大恨事と云はなければなりません

熟々學生々徒が其方向を誤るに至つた経路を聞きまするに彼等の多くは年少にして經驗に乏しく思慮また周密を缺くが爲に動もすれば新奇なる言論に傾倒心醉せんとする傾きがありますので外間き激の徒はその虚に乘じて百方之を誘惑し遂に同臭の渦中に陥れるのであります之を匡救するには學生々徒をして建國の本義

教育—教育の一年

を体得せしめ國體觀念を明徴ならしめ以て確乎不拔なる國民精神を涵養せしむる事が第一義であります、殊に本年御舉行の御大禮は、國民一般に最も嚴肅に且つ極めて眞摯に國體觀念を體驗すべき絶好の機會でありますから各位には生徒兒童の精神を緊張せしめ皇室を中心とする我が國體の眞髓を体得せしむる事に十分なる努力を促したいと思ひます

- 一、思想善導に關する件
- 一、中等學校入學試驗制度改正實施狀況に關する件
- 一、中等學校に於ける平素の成績考査に關する件
- 一、女子實業補習教育振興に關する件
- 一、國定教科書編纂趣旨に關する件
- 一、菊花御紋章取締に關する件
- 一、學校寄附金募集に關する件
- 一、兒童水泳取締に關する件
- 一、突發事件報告に關する件
- 一、大嘗祭神社參拜に關する件
- 一、祭式講習に關する件

以上を附議したる結果思想善導に關しては文部省の方針を傳へ其の趣旨の徹底を期し中小學校教員の國體に對する觀念を一層闡明ならしめ、中等校試驗制度實施狀況に就きては口答試問法の改善を圖り中等校平素

における成績考査方法に關して試験制度廢止の方針を尊重して順位發表等を絶對に禁止する、國定教科書編纂趣旨に關しては編纂趣旨の周知を期する爲趣旨書を各校に備へ附ける、菊花御紋章取締りに就いては今後警察署長を經由して縣の許可を受けしむる、學校寄附金募集の件に就いては今後學校主体となりて父兄等より寄附を強要するが如き又は一部保護者の專斷に依る寄附募集は禁止する事、大嘗祭當日神社參拜の件に關しては當日全縣下中小學校各々氏神に參拜皇室に對する敬虔の念を一層高からしむる、祭式講習に關しては適宜中小學校教員に受講せしめ神祇禮式を會得せしめる

- 一、兒童生徒其他奉迎送に關する件
- 一、中等學校生徒並青年訓練所生御親臨に關する件

の二件を附議兒童生徒奉迎送に就きては市内中等學校生徒は全部、小學校兒童は尋三以上全部を大澤川原、仁王、内丸を経て大本營に至る沿道に堵列奉迎送をせしむるに決定、地方中小學校にありては最寄り驛に堵列せしめて奉迎の誠をいたさしむる事になつた

昭和二年學事統計

學齡兒童就學步合

Table showing enrollment statistics for children of school age, categorized by gender (男/女) and region (盛岡, 岩手, 紫波, 稗貫, 和賀).

小學校就學者

Table showing enrollment statistics for elementary school students, categorized by gender (男/女) and region (盛岡, 岩手, 紫波, 稗貫, 和賀, 江刺, 西磐井, 東磐井, 氣仙, 上閉伊, 下閉伊, 九戸).

市町村立並私立小學校數

Table showing the number of municipal and private elementary schools, categorized by region (市町村立, 私立) and type (尋常, 高等).

小學校教員數

Table showing the number of elementary school teachers, categorized by region (盛岡, 岩手, 紫波, 稗貫, 和賀, 江刺, 西磐井, 東磐井, 氣仙, 上閉伊, 下閉伊, 九戸).

私立幼稚園

Table showing the number of private kindergartens, categorized by region (盛岡, 岩手, 紫波, 稗貫, 和賀, 江刺, 西磐井, 東磐井, 氣仙, 上閉伊, 下閉伊, 九戸).

私立各種學校

Table showing the number of private various schools, categorized by school type (盛岡農學校, 同養蠶科, 蠶業學校別科, etc.) and region.

小學校本科正教員充實歩合

Table showing the percentage of full-time teachers in elementary schools, categorized by region (盛岡, 岩手, 紫波, 稗貫, 和賀, 江刺, 西磐井, 東磐井).

中等學校生徒數

Table showing the number of middle school students, categorized by school type (師範學校, 女子師範學校, 盛岡中學校, etc.) and region.

公學費

市町村小學校公學費支出

尋常校 六十四萬二千八百八圓
高等校 二百六十七萬八千七百三十圓
實科高女校 四萬四千八百二十四圓
實科補習校 八萬九千二百二十五圓
青年訓練所 七萬七百三十七圓
圖書館及其他 十二萬一千七圓

縣公學費支出

百二十萬八千四百五十圓

三年度市町村義務教育費國庫

交附金市町村配當額

岩手郡 沼宮内町三、〇〇〇圓七九錢
山藪川村組合三、二三六・一二 淺岸一、二八九
築川一、八一四・七三 中野二、一九七・四四
本宮二、〇一九・四三 太田村三、二八七・六九
御所三、三二一・〇三 御明神二、三四二・一〇
西山二、五七九・八七
栗石一、六九七・〇七 瀧澤四、六六・〇一
厨川二、七六四・八八 川口三、三五〇・一六
卷堀二、八七二・二二 大更二、八〇六・七一
田頭二、一八九・二五 瀧民二、八七二・二二
松尾二、一八九・二五
平館一、六二八・八三 寺田二、九二五

一九九・八八 一方井二、〇一三・九七
御堂三、九一〇・八九 計六〇、七三〇・七〇
紫波郡 日詰町二、〇七四・六二 古館一、六四五・五〇
德田三、一五六・六七 見前二、九二四・三七
飯岡三、三六四・二〇 煙山二、六一〇・一九
不動二、七二二・一〇 水分二、一二六・一八
志和四、四三・八四
赤石二、七三六・〇四 彦部二、四三八・二四
佐比内一、七七一・〇六 赤澤二、三一三・三八
長岡一、六〇七・〇〇 乙部三、六四八・八六
計三九、五七三・一六
稗貫郡 花卷川口七、二一九・五一
花卷三、〇五八・四二
大迫町二、〇六三・四一 内川目二、三二八・七六
外川目一、七四一・〇三
龜ヶ森一、一五〇・五九 新堀一、六一七・六一
八重畑一、七九五・三三 矢澤三、二七六・四七
好地三、一九二・一六
八幡一、八三三・八三 湯本三、一九一・八五
宮野目二、四五一・五八 湯口四、八九四・六八
太田二、五〇六・一七 計四二、三三一・四〇
和賀郡 黒澤尻六、九三三・八二
鬼柳一、八六二・五六
岩崎四、三一七・八七 横川目三、六七五・五六
藤根三、六〇七・一六
江釣子四、三七八・二二 笹間三、五

六九・一一 飯豊二、九一六・一八 二子二、五七四・七一
更木一、七八二・三八 立花二、二四三・八四
中内二、一六四・九 九 谷内三、六九九・三〇
十二鑪三、二〇二・七七
小山田一、七八四・七〇 湯田六、六八七・八七
澤内五、一四三・九五 計五九、五四四・八九
膽澤郡 水澤八、四二二・二六
前澤五、五七四・三一
金ヶ崎五、六一二・八二 佐倉河三、六五三・四三
眞城二、七〇二・九 九 姉体二、四三七・九四
白山一、八六四・一六
古城二、五〇一・〇二 小山四、七二四・八五
衣川四、八六四・九五 南都田三、七七七・一五
若柳三、五九六・一 一 永岡二、六一五・三五
相去三、〇三六・八七
計五五、三八四・二一
江刺郡 岩谷堂町五、二〇九・一七
愛宕三、七二四・九九
羽田二、一三四・〇七 黒石二、〇七四・六二
田原三、三〇七・三 九 藤里一、二六二・九五
伊手二、七七九・四二
米里三、一八三・九七 玉里二、五二〇・一一
梁川二、六〇四・七三 福岡二、五一・九三
廣瀬一、九四〇・五八 稻瀬三、九七〇・九三
計三八、二二四・八〇 西磐井郡 一關町七、二〇一・六〇
永井二、六一八・〇八
涌津二、三三三・三〇 油島一、七七六・二二
花泉一、八八〇・二

三 老松一、七二二・九三 日形一、六八〇・九八
彌榮一、四七五・六八 眞瀧三、五五三・三三
萩莊三、九三〇・五九 嚴美四、〇八〇・四一
山目四、五八一・四〇 中里三、二四九・七七
平泉三、七二七・七二 計四六、二三一・二九
東磐井郡 大原五、三二六・二三
千厩三、四六三・二六
藤澤三、三二三・四六 折壁二、八二五・八二
矢越一、八九四・一八 小梨二、五九八・九七
生母二、四〇七・九一 田河津一、六九一・九一
長坂二、二五七・四九
猿澤二、三二二・〇八 摺澤二、六一八・三八
瀧民二、八二三・六九 興田四、九九三・二四
計六五、〇七七・六六
氣仙郡 盛町一、九一六・〇二
高田三、〇一七・四七
大船渡二、八六一・五九 末崎二、七六〇・六一
小友一、八六三・八六 廣田三、一六四・八六
米崎一、九一五・七二 氣仙三、一一八・一六
矢作三、四〇〇・四八
竹駒八二七・九一 横田一、九四〇・二八
世田米四、五七二・三一 下有住一、六三一・八六
上有住二、九二六・五〇
日頃市二、三一六・二六 立根一、四三七・七七
猪川一、二二七・三〇 赤崎二、八五六・一四
綾里二、五六九・二五 越喜來三、一六八・一九
吉濱一、九二一・

七七 唐丹二、九六八 計五四、二八二・九五
下閉伊郡 宮古一二、三五五・二八
山田四、四二七・〇五
崎山一、〇五四・七五 田老四、五二四・〇八
小木二、三七八・四九 田野畑四、四二三・〇九
普代二、六〇四・七三
岩泉四、二六六・三一 有藝九九四・七〇
安家一、〇三五・九五 小川三、四五二・〇五
大川二、二六三・二五 山口一、七九〇・一六
千徳一、五四六・九五 花輪二、六三二・〇六
茂市二、一四〇・一三
刈屋一、九八九・四一 川井三、七八九・二〇
小國二、一一〇・一〇
磯鶴二、五四一・九六
津輕石二、六七二・九七 重茂二、〇六六・四三
大澤二、五一・九三
織笠一、一五三・三一 舟越一、八八五・六九
計七五、二三六・三四 上閉伊郡 遠野町五、〇八六・三四
釜石九、四三二・一四
大槌八、六三三・三一 綾織一、六八〇・六九
小友二、三三六・九五 五 鱈澤一、六二〇・九四
宮守三、〇九三・九〇
達曾部一、四五六・五七 附馬牛一、九二四・二一
松崎一、二七三・四一 土淵二、四一六・四〇
青笹二、一八九・二五 上郷三、二一七・〇二
甲子二、二四九・六一
鶴住居三、一四八・四九 栗橋二、六五九・三二
金澤一、五二七・八四

計五三、九四六・三九
九戸郡 久慈五、八五九・九六
輕米五、五三三・三七
長内三、二〇三・〇八 宇部二、五三八・九二
野田三、一四〇・三〇 山根一、三四七・七〇
山形三、九六三・三四 大川目一、九九七・九〇
夏井一、六六七・〇四
侍濱一、七一五・九五 中野二、四七二・八一
種市五、五二九・一〇 大野三、五九三・六八
小輕米二、九〇二・五四
晴山三、〇八〇・五五 江刺家一、四二三・八一
伊保内二、三二八・四六 戸田一、九一〇・二六
葛卷四、三四七・九〇 江刈二、四五五・八九
計六一、〇四四・五八
二戸郡 福岡三、三八五・九五
一戸三、一三〇・八九
爾薩体二、五三〇・七四 金田一、四二六・九〇
斗米三、五五八・一 九 石切所二、二五四・七六
浪打二、九〇八・三〇
鳥海三、八五三・五七 小鳥谷四、二七四・二〇
姉帯二、六九四・八一 御返地二、五三八・九二
淨法寺四、五九〇・八一
荒澤三、九三二・七二 田山二、四五九・七七
計四六、三七二・六八 盛岡 三四、四〇五・六二
總計 七三二、三七六・四七四

風紀振肅徳性の涵養、三大節遙拜、表彰、時間勵行、敬老、一日一善一事貫行、勤勞の作興、貯金の勵行、産業組合の加入奨励

一、体育娛樂
各種運動競技會の開催、作業競技會、視察旅行遠足及登山會の開催、社寺巡拜持寄試食會、娛樂デーの設定、キャンピングの實施、團員体格検査の施行等

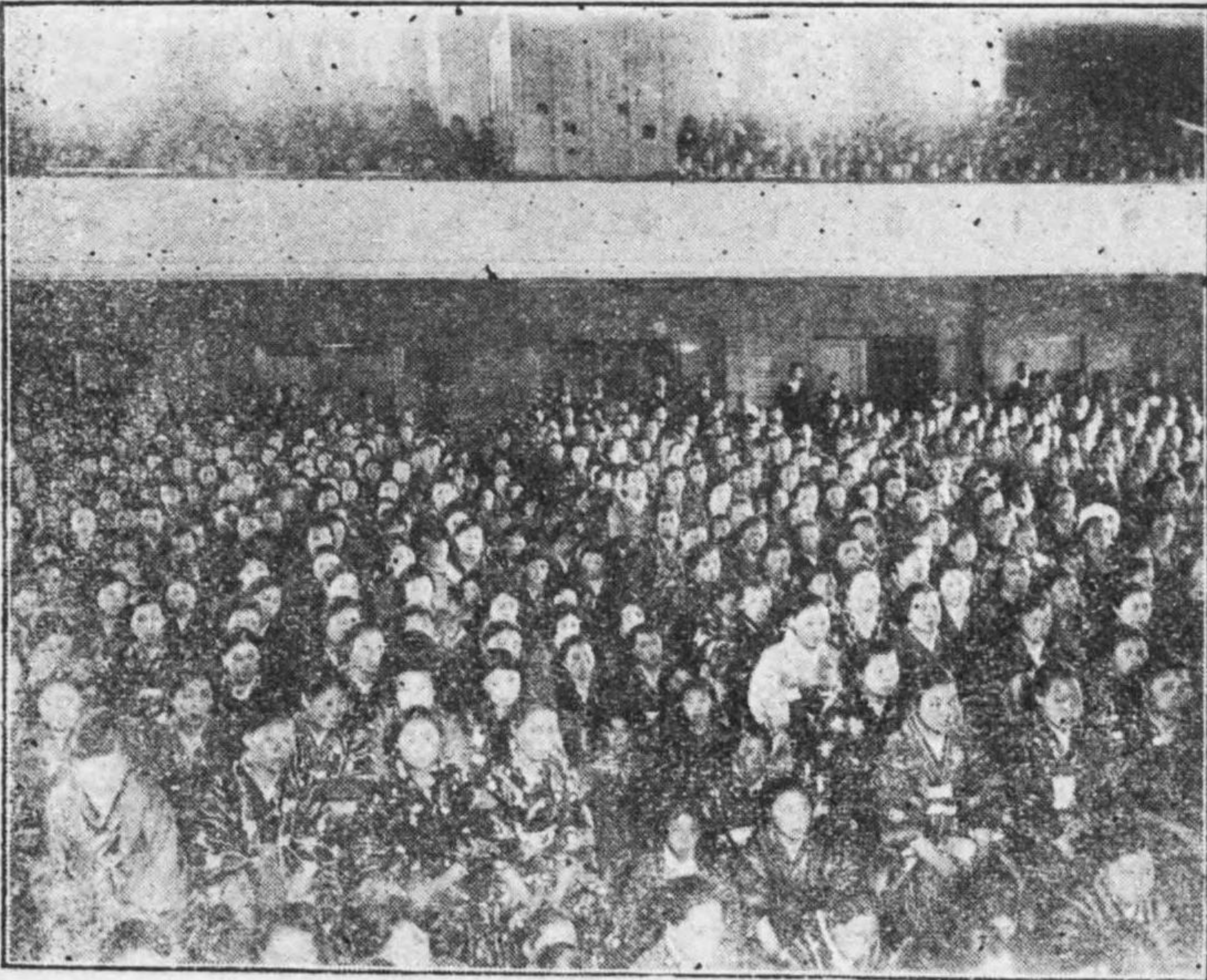
三、各團の連絡狀況
縣下青團体は一般に最近著しく發達し活動も目覺しく地方修養團体の中堅となり且各種團体と提携して目的の達成に努めつゝある

四、優良團体の事蹟大要
江刺郡梁川村青年團
岩手郡太田村青年團
(事蹟は略す)

女子青年團

一、一般狀況
團体數二百九十七 團長種別町村長三十、小學校長百六十三、教員六十二、名望家二十三、欠員三 團員數正團員數二萬六千八百九名、その他千六百名 年齡範圍自十二至三十才、本年度經費豫算一萬三千六百六十五圓八十七錢 實產見積八百二十九圓九十二錢、現金四千七百八十九圓五十一錢

二、施設要目の大要



男子青年團と共通であるが家庭經濟の

研究、育兒及臺所の研究、家庭衛生及看護法の研究、製作品展覽會の開催等

一、徳育に關する事項
特に男子青年團と異なるは服装の改善、結婚の改善等に努める

縣女子青年團發團式

本縣聯合女子青年發團式は五月十日、縣公會堂に於て盛大に舉行された會する女子團員實に二千名に達し、本縣女性啓蒙運動史の一頁を飾つた當日の訓示は左の通りである

(式團發團年青子女縣)

訓示
曩に縣下各都市聯合女子青年團の結束成り本日茲に縣聯合女子青年團の發團式を舉ぐるに至りましたことは慶祝に堪えぬ處であります殊に今秋は 天皇陛下に於かせられては長くも御即位の御大典

を擧げさせらるゝのであります
陛下の赤子たる吾々國民は此御大典を迎へて皇室の萬々歳を祝ひ奉るゝ共に彌榮え行く皇國の將來に寄與する所がなければなりません、此の時に際し我が縣聯合女子青年團は孤々の聲を擧げたのであります此所に意義深き啓示のあるを思ひ其の前途を祝福して止まぬ次第であります思ふに國運の進展社會の福祉は男子女子相倚り相扶けて始めて其の目的を達成する事が出来るのであります、然るに従來女子は社會に接觸すること少き爲めに其修養男子に比して著しく遜色があり其の責任を十分盡し得なかつた憾がありましたが時勢の進展に伴ふ刺戟は女子覺醒の機運を促し茲に一縣を打つて一丸としたる一大聯盟を組織し共に修養の大道に精進することになつたのであります
而して諸子の進むべき道は多々あります先づ我國固有の婦徳を自覺し之れを涵養し以て一身を持し一家を治め進んで社會國家の進運に寄與する熱誠がなければなりません、次に實生活に適切なる智能の研磨を爲さねばなりません此れ合理的な生活幸福なる生活への門戸であるからであります、又諸子は体育を重んじ健康の

社會教育——青年團の概況

増進に努めねばなりません健康なる身体は健全なる精神の宿る所であり子孫への貴重なる贈物となるからであります尙ほ諸子は情操を陶冶し趣味の向上を圖らねばなりません之れに清き美しき純情の發點は自己を歡喜に導くと共に家庭を淨め社會を美化するからであります更に諸子は公共精神を養ひ以て社會福祉の増進に貢献する所なくてはなりません團結は力であります協力は進歩であります修養の完成も使命の成就も團結と協力とに依つて始めて其の實を擧げることが出来るのであります團結して琢磨する處進取となり勤勵となり並進となります協力して偕行する處に和親あり事業あり進歩もあるのであります女子青年團としての主眼は茲にあります女子青年團は今孤々の聲を擧げた計りであります此の使命の遂行は前途尙遠であります、組織の整備施設の實行等諸子の前には多忙なるものがありませう諸子は漸を遂ひ一步の進境に歡喜しつゝ、團結協力修養の道に精進しなければなりません意志のある處必ず道は開けます諸子の努力を希望して止まぬ次第であります

青年教育振興策

縣では青年團振興策の一方法として、久慈

青年團役員

會長	鏡 保之助	知 事	栗田 五百枝
副會長	佐藤 清右衛門		大矢 馬太郎
顧問	中島 万平		溝口 清
	藤澤 秀三郎		桃井 直美
	佐藤 賢次郎		古市 利三郎
	寛 舜亮		藤根 吉春
	鳥取 万次郎		佐藤 保兵衛
	千葉 宗一郎		遠山 慶次郎
	古川 純三		
	堀口 宣治		
會長囑託評議員			
原 年雄	日野 靜馬		
金田 一國士	中村 治兵衛		
山邊 英太郎	村井 昌八		
國分 謙吉	菊地 慶次郎		

及川 晃

郡選出評議員
岩手 村上三郎
紫波 (缺)
和賀 小笠原由松
江刺 高橋忠三郎
西磐井 小野寺喜美治
東磐井 佐藤重吉
上閉伊 沼里末吉
下閉伊 清水清一
九戸 古川強三
盛岡 東海林末吉

郡市部會長

北田親氏
小野寺喜美治
佐々木休次郎
佐藤重吉
缺
缺
沼里末吉
三浦專治
加藤守道

小 林 庄 助
澤 野 房 次 郎
高 橋 定 之 進
原 年 雄

圖書館

縣下公立圖書館概況

縣下公立圖書館
縣立一、藏書數二萬三千三百五十八冊、
市町村立百五十七、藏書數九萬五千五百廿二
冊、私立廿四、藏書四萬二千九百九十四
冊、計館數百八十二、藏書冊數十五萬六
千八百八十四冊、開館平均日數三百廿六
日、閱覽人員廿一萬四千四百五十三人
郡市別市町村立圖書館
岩手廿四 紫波十五 稗貫十四 和賀十
七 膽澤十三 江刺十二 西磐井十三
東磐井十 氣仙十七 上閉伊十一 下閉
伊廿一 九戸六 二戸五
同私立圖書館
紫波一 岩手二 和賀一 膽澤一 江刺
二 西磐井一 東磐井六 上閉伊三 九戸
二 二戸一 盛岡一
縣立圖書館一
藏書部數五百冊以上を有する市町村立圖書

青年訓練所

青年訓練所の振興を圖る爲めに青年訓練所
指導員講習會を二月二十六日より三日間縣
公會堂第一會場に、下の橋小學校を第二
會場として開催された講習人員は百八十七
名であつて多大なる効果を收めた

青訓狀況

市立 六 町村立 二九三
私立 二 計 三〇〇
主事 三〇一 指導員一、五八九

社會教育施設

縣では社會教育施設に使用されてゐる各種
會館、公園、運動場等の調査を行つたが其
の結果は左の通りであつた

社會教育施設—圖書館—青訓狀況—社會教育施設—宗教—主なる神社

各種會館

岩手縣公會堂 和賀郡笹間村坊 青年會
館 同十二鐘村尙子館 江刺郡岩谷堂町
岩谷堂公會堂 氣仙郡橫田村第八區青年
會館 東磐井郡折壁村西澤支部青年會館
上閉伊郡大館町公會堂 同千徳村花市青
年會館 同岩船青年會館 同織笠村跡濱
支會青年會館 紫波郡古館村同消防組第
二部事務所 下閉伊郡崎山村大付支會青
年會館 同田野畑村羅賀青年會館 同
崎山村日出島青年會館 同々越支會集
會所

公園及公開運動場

花巻ランド 水澤ランド 稻瀨運動
場 八澤村公設運動場 千厩ランド

神社寺院及教會

紫波郡日詰町光明會 同古館村走湯神社々
務所 同蟠龍寺 同本誓寺
等で建設動機は記念事業運動獎勵等に基づ
くものである、建設費は會館にあつては縣
公會堂の四十三萬圓を最高とし、下閉伊千
徳村出舟青年會館の百八圓を最低とし、公
園及び公開運動場にては花巻ランドの千
五百十四圓を最高とし、稻瀨運動場の二百二
十八圓を最低とし、神社寺院の設備費は本誓
寺の一萬二千圓を最高に走湯神社々務所の
八百圓を最低とする、其活動狀況を見るに

岩手郡沼宮内町立圖書館九八五冊 村立
四山同五七〇 川口五八四 松尾八四一
紫波郡日詰六八七 徳田五五四 水分六
〇八 志和二、八二五 稗貫郡外川目五
〇四 龜ヶ森七六九
和賀郡黒澤尻八二八 笹間五六六 更木
一、三二三
膽澤郡前澤一、一八〇
江刺郡岩谷堂七三八 伊手九一九 梁川
八〇四
西磐井郡一ノ関三、三六〇二
東磐井郡大原一、五〇九 八澤七三七
長坂五五四 摺澤一、一〇三 興田一五
六五
氣仙郡小友七七七 廣田六六〇 上有住
五四〇
上閉伊郡遠野一、四四七 釜石七二三
下閉伊郡山口五〇九 船越七七一
二戸郡姉帯九六二 御返地五四一
私立圖書館
岩手郡瀧澤村昭和文庫一、〇五〇
紫波郡見前村宮崎文庫八、二三〇
稗貫郡花巻川口町豊水圖書館六一〇
花巻小學校兒童圖書館六一九
和賀郡小山田村伊藤圖書館七七二

宗教

主なる神社

國幣小社
駒形神社 膽澤郡水澤町に在り、祭神は天
照皇大神或は豐受大神又一説には大己貴神
の御子御井神なりと稱されてゐるが延喜式
に載せられてあるもので明治四年五月國幣
小社に列せらる

縣社

八幡宮 盛岡市八幡山に在り品陀和氣命を
祀り延寶七年に創る
櫻山神社 盛岡市岩手公園東畔にあり南部
藩祖南部三郎光行及び中興の祖南部大膳太
夫信直及利直利敬の四公を合祀す三十三代
利祖の時建立す
岩手山神社 岩手郡瀧澤村岩手山に在り大
名牟遲命、宇迦之御魂命、倭建命を祀るそ
の創建年月詳でないが延暦二十年坂上將軍
東征の時創る

澤内出張所 相去村
 和賀郡の内 澤内村、湯田村
 十二箇出張所
 同 十二箇村、小山田村、谷内村、中内村
 好地出張所
 稗貫郡の内 好地村、八幡村、新堀村、
 八重畑村
 二戸區裁判所(直轄)
 二戸郡の内 福岡町、金田一村、斗米村
 爾薩體村、石切所村、御返地村、浪打村
 一戸町、鳥海村、姉帯村、田部村、
 小島谷村、淨法寺村大字淨法寺、御山
 漆澤
 久慈出張所
 九戸郡の内 久慈町、長内村、字部村、
 野田村、大川目村、夏井村、山根村、山
 形村大字戸呂町、繁、待濱村
 輕米出張所
 九戸郡の内 輕米町、小輕米町、晴山村
 葛巻出張所
 同 葛巻村、江刈村、山形村大字大日野
 澤、荷輕部、霜畑、小國、川井
 荒屋出張所
 二戸郡の内 荒澤村、田山村、淨法寺村
 大字駒ヶ嶺、大清水
 大野出張所
 九戸郡の内 大野村、中野村、種市村
 伊保内出張所
 同 伊保内村、戸田村、江刺家村
 遠野區裁判所
 上閉伊郡の内 遠野町、青笹村、上郷村
 綾織村、小友村、附馬牛村、松崎村、土
 淵村
 宮守出張所
 同 宮守村、達會部村、鱒澤村
 大槌出張所
 同 大槌町、栗橋村、鶴住居村大字鶴住
 居、片岸、箱崎、金澤村
 釜石出張所
 同 釜石町、甲子村、鶴住居村大字兩石
 盛出張所
 氣仙郡の内 盛町、大船渡村、赤崎村、
 日頃市村、立根村、綾里村、越喜來村、
 吉濱村、唐丹村、世田米村、猪川村、上
 有住村、下有住村
 高田出張所
 同 高田町、竹駒村、氣仙村、矢作村、横
 田村、米崎村、小友村、廣田村、末崎村
 宮古區裁判所(直轄)
 下閉伊郡の内 宮古町、津輕石村、重茂
 村、磯鷲村、崎山村、千徳村、茂市村、
 刈屋村、山口村、田老村、花輪村
 川井出張所
 同 川井村、門馬村、小國村
 山田出張所
 同 山田町、豐間根村、大澤村、織笠村、
 船越村
 岩泉出張所
 同 岩泉町、安家村、有藤村、田野畑村、
 普代村、小本村
 小川出張所
 同 小川村、大川村
 一ノ關支部
 一ノ關區裁判所(直轄)
 西磐井郡の内 眞瀧村、萩莊村、嚴美村
 山日村、中里村、平泉村
 東磐井郡の内 長島村、舞川村
 涌津出張所
 西磐井郡の内 涌津村、油島村、永井村
 金澤村、老松村、花泉村、日形村、彌榮
 村
 千厩出張所
 東磐井郡の内 千厩町、磐清水村、門崎
 村、松川村、薄衣村、黃海村、折壁村、
 小梨村、矢越村、八澤村、大津保村、藤
 澤村、奥玉村
 大原出張所

同 大原町、興田村、田河津村、狼澤村、
 水澤區裁判所(直轄)
 水澤郡の内 水澤町、佐倉河村、眞城村
 姉体村、南都田村、若柳村、永岡村、金
 ヶ崎町
 江刺郡の内 羽田村、字草井沼元谷木、
 下沼、前谷木
 前澤出張所
 膽澤郡の内 前澤町、古城村、小山村、
 白山村、衣川村
 東磐井郡の内 生母村
 岩谷堂出張所
 江刺郡の内 岩谷堂町、愛宕村、田原村
 稻瀬村、廣瀬村、藤里村、福岡村、黒石
 村、玉里村、大字次丸、羽田村、存向森、
 荒川、麥屋、下屋敷、森寶柳木、實生、
 寺前、堀内、室の内、中袋、小屋敷、川久
 保栗の瀬、並柳、上小谷木、上川端、川
 線、上新田、御山下、向畑、下川、無窪
 田、和根、八木澤、芦ヶ澤、洗田、水無窪
 籠窪、赤羽根、向田、玉石、北鶴木、沼尻、門
 下、西田、向田、玉里村字熊野、中野

巽澤、玉崎、狐ノ木谷地、朝日野
 米里出張所
 同 米里村、伊手村、梁川村、玉里村、字玉
 ノ木澤、蜂ノ後、六百刈田澤、大森前、上
 上野、中上野、上樋茂井野、中樋茂井野
 下樋茂井野、小萱澤光、新田前、小野野
 澤、柳澤、矢ノ目澤、牛澤、後澤、長倉澤
 森下、白山通、大松澤、青篠

各裁判所判檢事
 盛岡地方裁判所
 盛岡區裁判所
 同 檢事局長 生津和太郎
 同 檢事正 宮地米藏
 同 檢事 武山正夫
 同 檢事 奈良正夫
 同 檢事 香取久吉
 同 檢事 鈴木常吉
 同 檢事 中邊蘭治

同 檢事局長 千葉千代吉
 同 檢事 立川寛平
 同 檢事 關川俊夫
 同 檢事 三澤政武
 同 檢事 津田眞
 同 檢事 石坂方平
 同 檢事 杉本舜
 同 檢事 田中四郎
 同 檢事 大島俊太郎
 同 檢事 中島近江
 同 檢事 藤田尙一
 同 檢事 木田州又
 同 檢事 益子源四郎

同 監督判事 千葉千代吉
 同 監督判事 關川俊夫
 同 監督判事 立川寛平
 同 監督判事 三澤政武
 同 監督判事 津田眞
 同 監督判事 石坂方平
 同 監督判事 杉本舜
 同 監督判事 田中四郎
 同 監督判事 大島俊太郎
 同 監督判事 中島近江
 同 監督判事 藤田尙一
 同 監督判事 木田州又
 同 監督判事 益子源四郎

盛岡検事局受理罪名種別 (昭和二年中)

公務執行妨害	受	計	八
蓄受新受	受	計	八
請審請求	起	計	三
略式命令請求	起	計	一
不起訴移送其他	起	計	三
未済	起	計	一
第二審受理總數	起	計	一

司法、警察—裁判所

水澤區	昭三	二,六四三	三,一九一,一九五	昭三	一,八〇三,六四〇	一,五八七,五五五	昭三	二,一〇六	增	一,八〇六
比	昭三	二,二〇八	二,六五〇,四六〇	昭三	一,三〇六,二五〇	一,二七九,二一〇	昭三	二,二〇六	增	一,八〇六
計	昭三	二,四九六	二,七〇七,三三三	昭三	一,〇五七,八八五	一,六〇九,九四七	昭三	一,〇〇〇,一〇〇	增	一,〇〇〇,一〇〇
備考	昭三	二,五五三	二,七〇七,三三三	昭三	八,一九四,八八六	一,三九七,七九七	昭三	一,〇〇〇,一〇〇	增	一,〇〇〇,一〇〇
備考	昭三	二,四三三	二,八八六,六七〇	昭三	二,三三三,九九九	二,五五五,六七一	昭三	二,五〇〇,一〇〇	增	二,五〇〇,一〇〇

盛岡地方裁判所所屬公證人取扱事件表 (昭和三年自一月至六月分)

宮古區	昭三	一,四〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
一關區	昭三	一,三〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	昭三	一,二〇〇,〇〇〇	一,二〇〇,〇〇〇	昭三	一,二〇〇,〇〇〇	減	一,二〇〇,〇〇〇
公證人山本縁(盛岡)	昭三	一,二〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	昭三	一,一〇〇,〇〇〇	一,一〇〇,〇〇〇	昭三	一,一〇〇,〇〇〇	減	一,一〇〇,〇〇〇
比	昭三	一,一〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
計	昭三	一,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭三	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇

登記事件前年比較表 (昭和二年)

盛岡區	本年六、九三三	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
區裁判所及出張所名	前年七、六二二	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
配置人員	登記	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
登記	登記	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
登記簿	登記簿	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
手數料	手數料	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
合計	合計	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
登記税及	登記税及	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
比較	比較	三,〇一〇	八七,三六六	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇

日詰出	一	四,三〇一	一六,七〇〇,五〇〇	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	減	三,〇〇〇,〇〇〇
花巻區	一	三,〇八三	一〇,〇九五,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
大道出	一	五,三三三	一七,〇七三	昭二	四,〇〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇	昭二	四,〇〇〇,〇〇〇	減	四,〇〇〇,〇〇〇
好地出	一	二,七三三	九,〇九二	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	減	三,〇〇〇,〇〇〇
黒澤尻出	一	九三三	三,〇四〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
藤根出	一	一,八〇一	五,八四八	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
十二鑛出	一	三,三三三	一〇,〇九二	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇	昭二	三,〇〇〇,〇〇〇	減	三,〇〇〇,〇〇〇
澤内出	一	二,〇三三	七,〇三三	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	昭二	二,〇〇〇,〇〇〇	減	二,〇〇〇,〇〇〇
二戸區	一	一,六四四	五,三三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
荒屋出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
久慈出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
野田出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
葛巻出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
大野出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
伊保内出	一	一,一四四	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
輕米出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
遠野區	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
大槌出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
釜石出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
宮守出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
盛出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
世田米出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
高田出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
宮古區	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
山田出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
川井出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
岩泉出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
小川出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
一關區	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇
涌津出	一	一,〇〇〇	三,〇三三	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	昭二	一,〇〇〇,〇〇〇	減	一,〇〇〇,〇〇〇

釜石 遠野 盛岡 千厩 一ノ関 岩谷堂 水澤 黒澤尻 花巻 日詰 沼宮内 盛岡

司法、警察—警察

年齢	釜石	遠野	盛岡	千厩	一ノ関	岩谷堂	水澤	黒澤尻	花巻	日詰	沼宮内	盛岡	計
未	1	1	2	2	4	2	7	7	3	4	4	1	4
5歳以下	1	1	1	3	1	1	1	2	1	1	1	2	1
5-10歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10-15歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
15-20歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20-25歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25-30歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
30-35歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
35-40歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
40-45歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
45-50歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
50-55歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
55-60歳	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
60歳以上	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
不明	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	34	50	67	24	68	83	94	57	48	98	80	35	412
合計	7	5	3	3	3	3	3	3	3	7	3	6	

二七

變死人年齢調

(昭和二月中)

原因	合計	其	情	過失に依り	瓦斯中毒に依り	發病に依り	業務に従事中	飢餓にて	電撃の爲め	雪の爲め	火災又は	線路歩行者	口を塞いで	瀕死中	は航海中	渡河橋又
合計	52	19	6	5	1	4	7	1	2	4	5	2	3	1	1	1
男	21	10	3	3	1	2	4	1	1	2	3	1	2	1	1	1
女	31	9	3	2	0	2	3	0	1	2	2	1	1	0	0	0
5歳以下	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5-10歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10-15歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15-20歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20-25歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25-30歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30-35歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35-40歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40-45歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45-50歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50-55歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55-60歳	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60歳以上	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不明	1	1	1	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	52	19	6	5	1	4	7	1	2	4	5	2	3	1	1	1
合計	52	19	6	5	1	4	7	1	2	4	5	2	3	1	1	1

二六

新田町片原 二〇戸 三時間 明治廿四年一月十日 北疾風 八米
 長町 二六戸 三時間 明治廿四年五月四日 西軟風 二米
 下町 二一戸 一時間 明治卅一年三月卅日 北和風 五米
 御明神村春木場 二一戸 三時間 大正十三年三月六日 西烈風 二六米

二年中火災各署別

署別	總戸數	火災數	損害度	火山數	火害度	合計
盛岡	一六、六〇〇	八	五、四五〇,〇〇〇	二	一、〇二〇,〇〇〇	五、六九〇,〇〇〇
沼宮内	七、五七三	四	一、五七〇,〇〇〇	九	一、二一〇,〇〇〇	二、七八〇,〇〇〇
日詰	七、二五五	九	一、八八五,〇〇〇	三	四、五〇〇,〇〇〇	六、六七〇,〇〇〇
花巻	二、七〇七	六	一、九二五,〇〇〇	一	一、〇〇〇,〇〇〇	二、九二五,〇〇〇
黒澤	九、五五四	六	三、八七〇,〇〇〇	二	一、〇〇〇,〇〇〇	四、八七〇,〇〇〇
水尾	七、五五六	三	一、六九一,〇〇〇	二	四〇〇,〇〇〇	二、〇九一,〇〇〇
岩谷	七、五五六	三	一、六九一,〇〇〇	二	四〇〇,〇〇〇	二、〇九一,〇〇〇
一關	一〇、六七七	三	二、五五〇,〇〇〇	二	五五〇,〇〇〇	三、〇五〇,〇〇〇
千厩	一〇、〇六〇	八	二、〇四六,七五〇	二	五五〇,〇〇〇	二、五九六,七五〇
遠野	五、六三四	六	一、五八一,〇〇〇	四	一、一五〇,〇〇〇	二、六六一,〇〇〇
釜石	一〇、六九九	四	一、九二五,〇〇〇	一	三〇〇,〇〇〇	二、二二五,〇〇〇
宮古	八、二六八	二	一、〇九三,〇〇〇	六	一、〇〇〇,〇〇〇	二、〇九三,〇〇〇
岩手	四、二六六	二	一、九二五,〇〇〇	二	一、〇〇〇,〇〇〇	二、九二五,〇〇〇
久慈	七、七七一	二	一、四四五,〇〇〇	九	一、〇〇〇,〇〇〇	二、四四五,〇〇〇
輕米	三、一六二	二	一、五九〇,〇〇〇	四	七〇〇,〇〇〇	二、二九〇,〇〇〇
二戶	九、一三三	六	一、七五〇,〇〇〇	七	一、〇〇〇,〇〇〇	二、七五〇,〇〇〇
計	一五三、九二八	三三〇	九三〇、六〇二、九五〇	一五五	一、三五五、九八〇	一、〇八六、五八〇

二年中火災月別及人畜死傷調

(除小火)

月別	種別	燒失坪數	燒失坪數	燒失損害額	人死	畜死
一月	全棟棟數	九七、一〇〇	二、五八八、五〇〇	三、五九一、〇〇〇	一	三
二月	全棟棟數	一〇、三三三	一、五九三、三三三	二、四四〇、〇〇〇	一	三
三月	全棟棟數	一、六三三	一、六三三、三三三	四、〇三六、四〇〇	一	三
四月	全棟棟數	三、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、七七八、五〇〇	一	三
五月	全棟棟數	三、〇八八	三、〇八八、〇〇〇	一、九一八、七五〇	一	三
六月	全棟棟數	九八一、〇〇〇	九八一、〇〇〇	三、三二一、七五〇	一	三
七月	全棟棟數	二、七四五	二、七四五、〇〇〇	一、〇五八、五〇〇	一	三
八月	全棟棟數	二、七四五	二、七四五、〇〇〇	六、〇三三、〇〇〇	一	三
九月	全棟棟數	三、三四〇	三、三四〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一	三
十月	全棟棟數	二、四九四	二、四九四、五〇〇	八七、六四三、八〇〇	一	三
十一月	全棟棟數	一、七〇八	一、七〇八、七〇〇	九三〇、六〇二、九五〇	一	三
計	全棟棟數	一、〇七二	一、〇七二、〇〇〇	一、〇八六、五八〇	八	三〇

二年中火災原因及發火時刻調

原因別	時間	放火	竈火	馬糞	ラ	神佛燈
自零時至二時	午	五	二	一	一	一
自二時至四時	午	二	一	一	一	一
自四時至六時	前	一	一	一	一	一
自六時至八時	前	二	一	一	一	一
自八時至十時	前	六	一	一	一	一
自十時至十二時	前	五	一	一	一	一
自零時至二時	後	四	一	一	一	一
自二時至四時	後	四	一	一	一	一
自四時至六時	後	四	一	一	一	一
自六時至八時	後	一	一	一	一	一
自八時至十時	後	四	一	一	一	一
自十時至十二時	後	三	一	一	一	一
計		四三	一四	一四	一四	一四

刊行物

縣下新聞雜誌一覽表

(昭和三年八月一日現在)

題名	発行時期	発行の場所及發行人氏名	保證の有無
晴山吉松	日刊	盛岡市丸三	有
坂本支次郎	日刊	盛岡市丸三	有
小笠原利吉	日刊	盛岡市丸三	有
小野寺耕作	日刊	盛岡市丸三	有
小野寺忠雄	日刊	盛岡市丸三	有
皆川義衛	日刊	盛岡市丸三	有
遠藤保身	日刊	盛岡市丸三	有
岩泉頼八	日刊	盛岡市丸三	有
岩手新報	日刊	盛岡市丸三	有
岩手國民新聞	日刊	盛岡市丸三	有
岩手日日新聞	日刊	盛岡市丸三	有
岩手日報	日刊	盛岡市丸三	有
岩手毎日新聞	日刊	盛岡市丸三	有
岩手新報	日刊	盛岡市丸三	有
岩手タイムス	日刊	盛岡市丸三	有
東北評論	日刊	盛岡市丸三	有
實業之東北	日刊	盛岡市丸三	有
旬刊實業新報	日刊	盛岡市丸三	有
子供新聞	日刊	盛岡市丸三	有
岩手教育	日刊	盛岡市丸三	有
岩手慈光	日刊	盛岡市丸三	有
岩手民間新聞	日刊	盛岡市丸三	有
慈悲の光	日刊	盛岡市丸三	有
漢聲	日刊	盛岡市丸三	有
消防義會報	日刊	盛岡市丸三	有
東北大眾新聞	日刊	盛岡市丸三	有
岩手中央新聞	日刊	盛岡市丸三	有
竹煮草	日刊	盛岡市丸三	有

和賀新聞	共存共榮	岩手民友新聞	郷明新報	夕刊いちのせき	三陸新報	近東産業新報	三陸新聞	漫新新聞	益石新聞	東北新報	同志論	三陸タイムス	學校と家庭	あけぼの
月六回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回	同一回
(一、六、二、六)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)	(五、日)
和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町	和賀郡黒澤尻町
小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門	小原勇右衛門

司法、警察——刊行物——結社——時の人

結社

政友會岩手支部 盛岡市櫻小路

計參拾七種	内有保證三十一	無保證六
日刊	(有保證)	(無保證)
隔日刊	(有保證)	(無保證)
月六回	(有保證)	(無保證)
月三回	(有保證)	(無保證)
月一回	(有保證)	(無保證)
隔月一回	(有保證)	(無保證)
年一回	(有保證)	(無保證)

民政黨岩手支部	盛岡市紺屋町番	盛岡市油町番	盛岡市櫻小路	政友會神貫川口	政友會湯本村	和賀郡黒澤尻町	和賀郡水澤町	新政治友クラブ	上閉伊郡遠野町	兩政黨義會	民政黨江刺クラブ
盛岡市紺屋町番	盛岡市油町番	盛岡市櫻小路	政友會神貫川口	政友會湯本村	和賀郡黒澤尻町	和賀郡水澤町	新政治友クラブ	上閉伊郡遠野町	兩政黨義會	民政黨江刺クラブ	江刺郡岩谷堂町

時の人



岩手縣 丸茂 藤平君

西磐井同志會 西磐井郡一の關町
 民政黨下閉伊クラブ 下閉伊郡宮古町
 民政黨上閉伊クラブ 上閉伊郡釜石町
 社會民衆黨 同上
 上閉伊支部 同上

生る(明治十五年)一高時代野球の選手、頭腦明晰、勤勉且つ果斷に富む、今迄の知事のマネの出來ぬ仕事をしやうといふのがモットーで就任半歳にして縣立工校の上田移轉を決定し大演習豫算も三十萬に切り詰めて銀行の合同減配をも實現せしめた、四年度の施設も大いに期待されて居る、台灣交通の長に望まれたが本縣空前の特別大演習があるので留任に決した、基は初段、剣道は四段、將棋も強く勝負ゴトはナンでも來いで

米國大使 出淵 勝次君



昭和三年七月廿四日米國駐劄全權大使になつた出淵氏は明治十一年七月盛岡に生れた、勝實氏の二男で三十四年分家して一家を創立した

明治廿八年盛岡中學を卒業同廿五年東京高商專攻科を卒業して外交官試験に合格領事官補に任ぜられ爾來ドイツ三等書記官から二等書記官に任ぜられ四年外務書記官に任ぜられ政務局第一課長、大正三年八月公館館一等書記官に任ぜられ支那北京駐在、七年三月大使館一等書記官米國駐在同年十一月參事官同九年一月大戰後の代表としてドイツに赴任、十年八月スキエに開催の聯盟第二回會議に帝國代表隨員同十月ロンドン會議に參列同十二年五月亞細亞局長兼對支文化事務局長十三年外務次官となり今日に至つた夫人は郷土の先賢故法博蘭池武夫先生の三女濱子さんである

任じ現在に至る、同校にある事まさに四十二年、全く北海道開拓の父といふべきである

民政黨 堀合 由巳君



盛中時代は歌壇で鳴らした人だ、嚴父から政治にたづさはるな戒められたが、一寸魔がさしたのだらう、藪から棒に縣會に立候補してまんまと當選した大正十二年から政治が面白くなり田子一民君をかついで、高橋是清翁と闘つた舊本黨系の總大將である、田子君が政友會に遊戻りしても、床次氏に殉じて民政黨に走り現に支部長である、昭和三年春第二區より立候補したが、柴塚氏と合はす一敗地に塗れたが、温厚の君子なので一般の評判よく、市會に於ても一方の旗頭である、法學士で辯護士が本職、果して床次氏の新黨樹立にかけ參するか何うか興味ある問題であらう

北大總長 佐藤 昌介君



佐藤昌介氏の長男、安政三年十月花巻に生る明治十三年札幌農學校卒業後ブルツクス教師を援

けて農業實習を擔當、十九年時の北海道長官岩村通俊氏より首相伊藤博文伯に對して同氏の米國留學を申請した事あり同十二月教授に任ず、邦人の教授は氏が始めてである同校農園は同氏の創業にかゝる、廿四年校長心得となり廿七年四月同校長に任ず、卅二年學位を授かる、四十年東北農大を改稱、大正七年三月北海道大學となり總長に

で、稀にみる名次官として語られた人、米國大使から英國大使、將來は外相たる事請合の人物、北海道帝大教授葛西勝彌氏は實弟である

盛岡會頭 金田 一國士君



明治十六年三月に生れ金田一家に入つてから盛電支配人を振り出しに、同社長、盛銀、貯蓄頭取

輕鐵、花巻温泉、三陸水産、盛岡信託の社長として此人でなければ出来ぬといふ働きアリを見せて居る、東北きつての實業家として人の許す處、性廉直、積極進取の氣象に富み、之がよいとなれば、死力を盡してその事業にあたり、成績爲めに上る、夙に起き夜半に寢て會社の爲め、縣の爲めに盡すその精力主義は驚嘆に値する。上京しては、政界財界の巨頭を歴訪して意見を叩き又所信を披瀝して批判を仰ぐ、小學校きりの教育も今では堂々たる財政經濟家、金田一系の大屋台は、此人あつて、始めて泰山の安きにあるのだ、此前の市會選舉に出馬して「今の時代は、頭を下げれば投票し

高女教諭の手にて保育會を稱して居たのが



年と共に擴大され今日の幼稚園となつた、卒業生を出す事六百

高女教諭の手にて保育會を稱して居たのが年と共に擴大され今日の幼稚園となつた、卒業生を出す事六百

鐵道省 志賀 和多利君



膽澤郡金ヶ崎町出身、明治七年十月生、英之進氏の長男卅三年日本大學を卒業し司法官試補

り辯護士となり、大正九年以來代議士、昭和二年六月鐵道省參事官となり今日に及ぶ、本郷五ノ一六、大正六年の總選舉には、紫波郡の福田善三郎君の爲に敗れ矢幅東陽館で四斗樽の鏡をぬいて殘念會をやつたが之が本縣に於ける殘念會の始まり、近頃鎌倉に別莊をたてたといふ話

井 榮三君



盛岡市鷹匠小路に生る城南小學校を卒業して電信局につとめ十七歳にして渡米、そしてあらゆ

る辛酸をなめた、辻を廻つて唄つてあるいた。それからパリに歌學びに行つた、海外に居る事十六年、三十四の時久しぶりに歸朝し盛岡で徴兵検査をうけたが、故郷の人達は、誰も榮三君を迎へてくれなかつた。再びパリに赴いた彼の國で日本の歌を歌つて非常な喝采をうけた、それから日本の樂壇に光彩を放つた。我國にフランスの音楽を入れたのは、我が照井氏であるといつても過言でない、昭和二年六月公會堂で、郷土に於ける最初の公演會が催された、二千人の聴衆は全く熱狂した、歌ふ人も感激の極生涯を通じてこんな嚴肅な心持になつた事はないと語つたほどだ、昭和三年夏第二回の演奏が同所で公開された、パリ一行の旅費を得べく同氏は、東奔西走してゐる



盛岡高農 校長 鏡 保之助君
 靜岡縣士族中 川專之助の三男で明治元年生、先代光照の養子となり三十四年家督を相続す、二十三年駒場農大卒業、千葉園藝學校長、朝鮮總督府勲業模範場技師から高農校長に轉

じた、造庭學では我國の權威者で、農工銀行の庭園は氏の設計にかゝる、籍を盛岡に移して本縣に永住する事になつた
 縣會議長 關口松太郎君
 前議長大矢馬太郎君の辭職で三年六月廿九日から七月に至る臨時縣會は議長選舉を行はねばならなかつた、政友派議員の内争と民政派の作戦圖に當り年長者たる關口氏が滿場一場で當選した、氏は下閉伊郡田老村の村長で温厚篤實の人今年六十七歳になる田老村では九十萬縣民を代表する議長をカラガ村から出したので、新議長の歸村に際し岸壁迄村民がおしかけて宛ら凱旋將軍を迎ふるやうな騒であつた



盛岡市長 北田親氏君
 士族親一の長男万延元年七月生一巡查より警部となり福岡署長として雷名を馳せた、丁度日本



鐵道が敷設される頃で、命知らずの坑夫連を操縦して奇才を賣された、縣に入つて名勲業謀長たり、其後下閉伊郡長に出世し、市長に擧げられたが、市會と反り合はず、三陸汽船の社長として海上生活に入つたが明治四十三年再び市長に推舉され今日に至つた、同年大水害善後策として中津川護岸工事を起してより、爾來二十年いままの盛岡建設に努力した、その功績多大である。昭和三年十二月任期満了と同時に勇退する云つて居るが、果して後任に適任者ありや否や疑はしい、號を裸城と稱し易に通じ詩文をよくし松葉食をもつて長壽を心掛けて居る人だ



勞働會の 森田政次郎君
 大正十三年春市會議員選舉に際し勞働者代表として立候補し不幸落選はしたが、残つたものは盛岡勞働會といふ勞働團體であつた、盛岡としては、始めての生産であつた、爾來勞働團體の大統領として働らき演壇にたつては諧謔を交へた熱歸家である、舊勞農黨執

行委員として、例のヒゲをしごいて政府のやり方をあざ笑つてゐたが、解散されてからは望觀の態度をこつて本職の銅工に餘念ない、紺屋町十一番地
 名捕手 久慈 次郎君
 日本一の名捕手としてたへらる、久慈君は函館で運動具店を開いてゐる、盛岡の人大正六年



八月盛中の捕手として、圓子下山久保田山本江刺家氏らと鳴尾の大會に出場し、日本一強チームとして謳はれた選手の一人、早大に入つて正捕手米國にその各を響かした人卒業後も戦闘力劣へず、現に太平洋クラブを牛耳つて居る
 實業家 鹿島 精一君
 南部藩士葛西武一氏の長男として明治八年七月盛岡に生る請はれて鹿島家に入り四十五年二月



家督を相続す、一高を経て三十二年東大工科土木科卒業、鹿島組の事業を統率した、大正十四年東京會議所議員に選ばれる、鐵道、水力電氣工事の請負業者として聲望あり、國際運送、東邦コンクリート管、日本パイプ製造各取締役、茨城探炭、臺灣地所建物各監査役、土木業協會理事、建築聯合會理事、日本土木業組合相談役、趣味は謠曲、長唄、常盤津、美術品、俳句、ゴルフ
 東京小石川、關口町二〇七



百米の小向八郎君
 明治三十四年二戸郡福岡町に生る大正八年福岡中學を卒業し仙臺高工に入り卒業後仙臺に就職
 一九二五年マニラに於ける極東オリンピックに百米日本代表選手として出場したが、タイム十一秒四、昭和二年二月盛岡保線に轉任同年七月青森に於ける北日本陸上競技で十一秒フラットで一等に入選した

工 博 葛西 萬司君
 盛岡藩士鴨澤恒の弟で文久三年七月生れ明治廿二年葛西重雄の養子となり廿三年東大工科建築科を卒業大正四年學位を授けらる建築設計を業とし、東京ステーション、兩國々技館の帝都に於ける代表的建築の設計者であるが盛岡としても、盛銀貯蓄岩銀を始め本社機械場も同氏の設計にかゝるものである



神父ドシエ師
 四ツ家天主教會堂の神父ドシエ師はフランスの人、明治三十四年九月廿一日廿三歳にして神父
 さなり同十二月横濱着、函館、會津、若松札幌、室蘭を廻つて四十一年十一月盛岡に着任、布教に努めたが大正五年世界大戰起り出征した、平和克復して再び盛岡に來り今日に至つた、大正十五年九月廿一日滿廿五年に達したので四ツ家の御堂に於て朝六

時廿分から神父十三名信徒二百余名の参列のもとに厳かなミサ聖祭が執行された。家庭を離れ財産も名譽も忘れ慾望も棄て、鵬程万里の此の異域に、神の教をひろむるドシエ師の心事を想へば感謝の涙がわいてくる

樞密顧問官 齋藤 實子



水澤の人、耕平の長男、安政五年十月生る、明治六年兵學寮に入り十五年少尉に任し十七年米國に差遣、軍令部出仕、侍從武官より富士和泉の副長、秋津洲、嚴島の艦長、軍務局長、次官を歴任三十九年海相となる大正三年大隈内閣成立に際し桂冠す、後朝鮮總督に擧げられ鮮人を信服せしめ、日鮮融合の爲めに仙臺産博に永久施設として朝鮮館を作つた。大正十四年子爵となり昭和二年四月セネゴの海軍制限會議に全權として参列し九月歸朝樞密顧問官に親任せらる

理 博 田中館愛橋君

撒紙競走で二等に入選してその名を認められ、大正十四年仙臺の同大會に於て障害物第一等となり優勝銀盃を獲得した。盛中時代は、野球選手として活躍し、高農時代は庭球で驍名を鳴らした、夙に岩手庭球協會を組織して庭球の普及發達に努め、東北中等校庭球大會の長き歴史とその發達の顯著なるは専ら氏の統制と奮闘にあると云ふべきだ、園藝を好み、座談に一天分を持つて居る

貴族院議員 後藤新平子



水澤町重右工門の長男安政四年六月生る福島縣須賀川病院附屬醫學校に學び愛知病院醫學校教授に任ぜられ、西南役に大阪陸軍臨時病院備醫、後愛知病院長、醫學校長より内務省衛生局技師となり廿三年ドイツに留學ミュンヘン大學に學び歸朝、衛生局長となり、相馬事件で休職となつた、宛晴れて再衛生局長となる卅一年兒玉大將の知遇を受けて臺灣民政局長となり、三十六年勅選、三十九年華族に列し、同年滿鐵總裁となり、四十一

時の人



士族稻藏の長男安政三年九月福岡町に生れ明治十六年家督相續同十年東大理科卒業後同大學助教授に任ぜられ廿二年英國留學、グラスゴー大學で電氣磁氣學を研修し後ベルリン大學に轉じ廿四年歸朝教授に任ぜられ學位を受く、現に東大名譽教授、貴族院議員、帝國學士院會員、學術研究會副會長、航空評議會評議員、震災豫防評議會評議員でローマ字ミメートル法の先驅者である。大正十五年四月四日郷黨福岡の人達が先生の古稀を祝つて賀進を催したが老先生が一少年から笛をかりて吹いたといふ涙ぐましい光景はいまでも語り草として傳へられて居る

農法博 新渡戸稻造氏



文久二年八月生、明治廿二年先代七郎の養子となり家督相續十四年札幌農學校を卒業し開拓使

年遞相並鐵道院總裁、大正元年再び遞相、五年内相、七年外相、外調幹事長、九年東京市長、十一年子爵、十二年内相、後日露交渉に盡瘁し昭和三年春モスクワ訪問、漁業條約改訂に努めた、昭和三年六月十七日花巻温泉を出でて盛岡に遊び少年團總長として、北田市長の率ゆる少年團の閱兵を行ふ、血を好まなかつた桃太郎の如く我れらは海外發展を志さねばならぬと訓示した

盲啞校長 柴内魁三君



明治卅二年盛中卒業、卅四年士官學校卒業、三十七年中尉日露役に參加三十八年三月楊子屯の攻撃で兩眼に貫通銃創をうけた八月大尉に陞進退役、四十二年東京盲啞學校教員科に入り四十二年卒業、四十四年八月私立岩手盲啞學校を設立し校長となり大正十四年三月縣立盲啞校長兼教諭に十五年公立盲啞校長に任ず資性高潔且清廉赤誠を以て事に當り屢々教育功勞者として表彰せらる。文化低き本縣なれば生徒の募集に一方ならぬ苦

に出任したが更に東大に入り、十年渡米しジョンズホプキンス大學を卒へて歸朝、札幌農校助教授に任ぜられ直にドイツに留學ホン、ハレ、ベルリン大學に農政農業經濟を專攻在獨四年にして歸朝、札幌農校教授に任じ卅二年農博、臺灣總督府技師京大法律科教授に歴任し、三十九年法博の學位を受く、同年一高校長に任じ東大教授となる、昭和二年名譽教授に任ぜられ貴族院に勅選さる、之より先き日米交換教授として米國アラオン其他五大學に講演す、國際聯盟生るるや事務局次長としてセネゴに滞在、同地大學より名譽博士の稱號をうく、昭和二年三月歸朝す、著書に「修養、フアウスト物語英文武士道」等あり、夫人は米國ジョセスエルクニントンの長女、マリさんである

馬術の 小泉多三郎君



現に岩手林業會社の専務である、明治三十九年高等農林學校林學科を卒業し助教授として母校に在る事十二年、教授を拜命して同校を去る、馬術に秀で、習志野の乗馬大會に於て

心を重ねたのみならず、校舎の建築及經費の捻出には更に尋常ならぬ辛酸を嘗め今日に至つたのである盲啞生と相携へて旅行を試み登山を企て校を卒へては就職口をあさつては生計を立てしめ啞がものいふあり難い時代を本縣に見る事は一に氏の賜である

政友會 廣瀬爲久君



山梨縣人故久光の六男にして貴族院議員若尾璋八氏の令弟である明治九年二月廿九日生四十四年分家す雨宮敬二郎氏の代りとして和賀仙人鏡山に勤務する事約二十年始めは役人らしい氣質であつたが黒澤尻の人達に政治家に祭りあげられ、大正九年以來代議士となり今では政友會總務である、政友支部長を兼ね地方森林會議員で、吾妻川電力、渡良瀬水電、東京電燈の取締役である、青山南町六ノ一〇三

横綱 宮城山福松君

西磐山目生れ、故原氏の紹介で大阪角力に

院長	副院長	院長	副院長	院長	副院長	院長	副院長	院長	副院長
秋葉隆	木場武雄	工藤八郎	鈴木敏夫	佐藤三千三郎	副島鎮雄	竹内慶次郎	岸芳男	佐藤隆房	佐藤長松
大平昂	山本弘行	大家武夫	塚本榮七郎	御堂村の	沼宮内	町村別	検査	適	飲用
日詰町	古館村	徳田村	花巻町	同川口町	同計	行商	同請	同計	合

製業者	病院	醫師	齒科醫師	獸醫師	合計
二	二	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一

畜種	頭數	同上肉斤量
牛	七六六	二七、八七〇
羊	三三	三、三六
馬	三、一四〇	一、四〇〇
豚	三、一四〇	二七、七九
鶏	四六六	一、六、九七二

清涼飲料水製造高 (昭和二年中)

製造高	納税高	製造高	納税高	場所	氏名
五、八九五	四、二四〇	一、〇四〇、八二〇	一、〇四〇、八二〇	盛岡	常盤サイダ―株式会社
三、七七八	二、八、四三〇	四四二、五〇〇	四四二、五〇〇	同	澤藤善吉
七、八六二	五、八、〇〇〇	二〇三、二二〇	二〇三、二二〇	同	田屋清吉
一、八、〇九七	一、三、八七〇	二、九三、〇〇〇	二、九三、〇〇〇	同	騎兵聯隊(廿三)
一、四、〇〇〇	九、五、〇〇〇	二、〇七、〇〇〇	二、〇七、〇〇〇	同	水澤朝日飲料株式会社
三、六〇九	二、五、五九	二、〇五、二九〇	二、〇五、二九〇	同	一關千葉太吉
四、五三三	三、一、七三〇	一、七〇、七七〇	一、七〇、七七〇	同	大石橋本熊右衛門
三、七五四	八、九、二四〇	一、七〇、七七〇	一、七〇、七七〇	同	釜石橋本熊右衛門
五、一一二	三、五、七五〇	七〇、一七五	七〇、一七五	同	好地金網サイダ―株式会社
四、一五〇	二、九、〇三〇	七〇、一七五	七〇、一七五	同	黒澤尻千葉太吉
二、一七二	一、五、一八〇	三、六、九六〇	三、六、九六〇	同	輕米日向春松
七、五五〇	五、五、五二〇	三、六、九六〇	三、六、九六〇	同	宮古エビス飲料株式会社
六、八〇七	六、八、〇七	三、七、六六	三、七、六六	同	同
三、八五五	三、八、五五	九、九、〇、八四〇	九、九、〇、八四〇	同	同
二、六、六〇九	一、五、八、六、九四八			同	同

私立衛生會支會

役員氏名
總裁丸茂藤平、會頭三井饒、副會頭北田親
氏、幹事長東海林豊治、幹事三浦直道、佐々木孝乙、評議員菊池正三、三田俊次郎、三浦直道、東海林豊治、村井源之助、照井敬三、鈴木要吉、高橋小兵衛、木村友次郎

農村問題

地方病調査委員、竹内慶次郎、杉立義郎、東海林豊治、三浦直道、書記佐々木倉松、小野寺庄七郎、鎌田兵藏

二年中事業概要

四月二十六日評議員會を開催し昭和元年度決算及同年度事業報告並に昭和二年度豫算及事業計畫を評議したが同年中に實施した事業は左の如くである
一、基金増募、二、衛生思想普及、三、早害者救済、四、衛生講習會開催、五、体育奨励、六、蠅の駆除、七、血清の配布、八、衛生相談所設置、九、妊産婦保護、一〇、掃除班の活動、一一、マスクの配布
体育奨励については五月五日乳幼児愛護デー當日盛岡市内各幼稚園々兒の聯合運動會を開催し乳幼児愛護と運動奨励上に意義ありしめした

農村問題

本縣では政府の諮問に對し農村振興策に就て三年七月廿三日左の如き答申をなした
△政府に答申す
岩手縣は廣大なる地積を有する、と全國首

位にあるも耕地僅かに地積の一割強に過ぎず開墾適地五萬町を超え治水交通の政策と相まつて之等未墾地を開拓し自作農を扶植し區畫不整凹凸錯綜せる耕地に改良を加へ適正なる農法の改善を圖るは農家經濟振興上緊要なるのみならず國富増殖上極めて重要なる事項たりと信ず

然れども交通不便にして未だ舊態を革めず殖産運々として進まず加ふるに河川洪水の被害極めて多く霜害等亦少なからず近時米價並びに米價の低落は農家經濟をして不安定たらしめ中農階級の困ばい甚だしく従つて土地を失ふもの亦多く多きは全耕地の八割以上を抵當とし少きも其三割を示し不動産を抵當せざる銀行債務は實に全縣下に亘り六千萬圓を超え一戸當り四百圓を算するの狀態に在り以て農村疲弊の實情を窺知するに足るべし

今農家生産力に關し最近八十四ヶ町村につき精査せるに一戸當り僅かに七百六十七圓にして内農産五百五十圓あるに過ぎず而して其主なるものは米作と藪並びに林産物收入なるも米作は縣下を通じ生産總額の三割の移出あるに過ぎず更に近年縣市町村の財政膨脹し公課年に増大して一戸あたり七十餘圓を算するに至れるは農家富力に比し負擔輕しといふべからず昭和元年町村調査額

四百四十一萬二千圓に對し二十二萬三千圓の未収入を示せるは故なきにあらざるなり農村の現状斯くの如し農村振興の具體的方策を樹立し指導獎勵の統整を圖り以て農業經營の改善を行ひ農家經濟の安定を期せむとす

策

第一項 土地の利用並富源開發に關する方策
本縣の全地積は百二十二萬三千町歩にして内九十八萬八千町歩は森林及び原野なり而して國有林野四十三萬五千町歩御料林野五萬一千町歩を算し實に四國四ヶ縣の林野面積に匹敵し本邦首位の山林國にしてまことに本縣の富源は林野にありといふも過言にあらざる

然るに明治維新以來諸般制度の變遷に伴ひ林政弛廢を來し私有林野は極めて粗放的にして廣漠たる山野の荒蕪を見るは本縣の富源開發上將又國土利用より遺憾に堪へず是等放棄せられたる土地を開墾して美田となし農産の増殖に努むるは最緊要なる事項と信ず、其の開墾適地中國有に屬するもの一萬五千七百町歩御料地に屬するもの三千町歩に達し更に耕地十四萬三千町歩中整理を要すべき狀態にあるもの一萬九千町歩開墾適地五萬五千町歩中民有に屬するもの三萬六千町歩あり

此の故に土地開拓及び耕地の整理に關し左の方法により施設獎勵するを適當と認む

要望すること

(一) 國有林の拂ひ下及び國營開墾治水を要望すること
國有開墾適地中集團地にして數百町歩に亘るもの少なからざるも之等は資金並びに法規の關係より未だ空しく放棄して顧みざるの狀況なり故に政府は國土開發上小規模の開墾適地にありては縣又は町村に無償拂ひ下を行ひ開墾せしむべく其の規模の大なるものありては國營開墾計畫を樹立し其の主要なる用水路幹線を設備し一方移住民を招致して開墾せしめ自作農を創設するは單に農業政策上のみならず社會政策上最も肝要なる施設にして國有開墾地の開發は國策として重要な事項たるを失はず

尙縣内幾多の河川は何れも山間を奔流するを以て一朝霖雨に際しては忽ち洪水を來し慘害を免れず近來最も被害の著しかりし復舊土木工事費のみにては明治四十三年百十二萬圓、大正二年百二十八萬餘圓、大正九年二百七十八萬餘圓、十二年百九十六萬餘圓の多額を要したるのみならず其他の家屋耕作物及び人畜の被害に至りては擧げて數ふべからざる等の大部分は北上川の被害に屬するものなるを以て之に根本的の治水工事をして頻次の災害を防止し進んで産業の

發達を圖らんとするも逼迫せる縣財政は到底其の負擔に堪へざるを以て速に國營として治水工事に着手せられん事を要望す

(二) 耕地の改良及び開墾を行ふこと

大正十二年臨時縣治調査會の答申によれば耕地改良並び開墾を要する豫定面積は五萬五千町歩にして其の多數の面積に對し耕地改良を二十ヶ年に整理開發を爲さんとの計畫を發表せり其の經費調査監督費工事費補助金及び移住獎勵費を合せ縣費支出六百二十二萬圓を計上し年々の支出額三十一萬一千圓毎年施行面積一千三百九十五町歩を計畫せり然れども本縣財政狀態にありては之が實現を期するは至難とする所なるを以て政府の助成と事業低利資金の融通を潤澤たらしめ組合の堅實なる經營を指導し之が實現を繼續せしむるは生産増成上緊要なりと認む

(三) 小規模による開田に對し助成をなすこと

本縣耕地反別は十四萬二千町歩のうち田五萬五千町歩、畑八萬七千町歩にしてうち麥畑三萬三千町歩、稗一萬七千町歩、粟七千町歩を算せり而して縣北並びに沿岸地方の山間僻地は大規模の開墾者は耕地整理を施行する集團地積少なく従つて現在の畑地利用は田に比して收益著しく低く近時郡農會

農村問題——縣の農村振興策

指導の下に一町歩未満の小規模の開田を行ふもの増加するに至りたるは生活の向上土地の利用に關し喜ぶべき事實なりとす然れども現行施行制度にありては小規模の開墾並びに耕地の改良に關しては政府の助成あるもこの種の事業には助成の途なきが故に縣に於て之が助成をなす時は政府にありても相當助成する事を要望す

第二項 生産増殖に關する方策

大正十三年府縣別生産額調べに依れば本縣生産總額は一億四千五萬圓にして一戸當り九百九十四圓を示し全國中第十五位にあり農村の振興は一生産力の増進を圖るにあり而して其方策多々ありと雖も其重要なもの左に開陳せん

(一) 系統農會の活動に依り指導獎勵の徹底を期すること

縣下農村の實狀を見るに未だ舊習を墨守し農業經營は時勢の急に應ずる事なく生産増加の統一を缺き餘剩勞力利用の途を講ずる事少なきが故に經營上缺點を改善し生産費の節減を圖り各種作物の増收を期すること共に之が共同經營並び作業を遂行せしむる等指導獎勵をなすは町村農會の活動にまたざるべからざる、故に縣及び農事小組等實行團體の組織及び之が經營に關し指導を行ひ生産力の増成を期せん

ては郡農會廢止に關する意見あるも本縣にありては郡役所廢止後益々其存立の必要を認むるものなり蓋し地域廣大にして町村數多く交通不便にして之が指導統制上中間農會の必要を認むるを以てなり縣農會にありては四萬五千圓の豫算により下級農會の指導獎勵を爲し其成績顯著なるものあり而して之等町村郡縣農會總豫算額五十一萬圓に對し縣に在りては四萬四千餘圓の補助をなし事業經營を獎勵し國庫補助は一萬二千圓を算せり農村の實狀と農會施設の切要なるに鑑み政府は現在の補助額を増額し技術員設置費に對し倍額の補助増額を要望することあり

(二) 産業組合の振興に依り農漁村金融の圓滑を圖ること

産業組合町村農會とは農政上密接なる關係を有す而も其分野の混かうを避くるを要す各種副業的組合を産業組合に整理統一し農會は主として指導獎勵と斡旋を行ひ産業組合は金融と生産物の共同處理を使命とせしむべし近時縣下農業資金は著しく不足せる狀況なるを以て産業組合の振興を圖り中央金庫より融通を受けて農漁村の金融を圓滑ならしめ肥料の共同購入生産物の共同販賣等行ふ要あるを以て中央金庫の地方融通額を成可く増加せん事を望む

(三) 蠶糸業の振興を促進すること

本縣農村疲弊の現状に鑑み養蠶業の振興を策するは最も急務とする所なり而して本縣養蠶業の適地なりと認む可き點は畑地豊富にして桑園増設の餘地多きこと勞銀低廉なること生活程度高きこと農家の住宅概して廣大なること夏期の天候冷涼にして特に夏秋蠶飼育容易なること

等にして將來益々有望なるものあり纏つて本縣蠶糸業の現況を見るに養蠶戸數は全農家戸數の約四割に達し其の産額百萬貫内外價額六百萬圓を算すも未だ福島山形に比すれば其中にも達せず、今若し桑園の改良並び經營の改善、蠶種の改良等適切なる奨励施設を行はんか現産額の二倍に達する致して難事にあらず、今之が計畫に關し具體的事項を述べし

(一) 栽桑の改善を行ふこと

昭和二年に於て施行せる桑園基本調査に依れば改設を要すべき本桑園一千町歩を越ゆるを以て之を五ヶ年間に毎年二百町歩を改設せんとす、更に本縣は夏秋蠶飼育に好適せるが故に夏秋蠶桑園の設置に主力を注ぎ肥培管理と相俟つて桑園の一大刷新を行は

んとす

(二) 養蠶の改良を行ふこと
本縣は既往霜害の實狀に鑑み春蠶二回掃立に改め尙初秋晩秋の二回計四回飼育を奨励して經營上の安定を期し更に飼育法の統一を行ひ共同事業に依る生産費の低減を圖らんとす

(三) 蠶種の改良を行ふこと

縣立蠶業試験場の内容充實を圖り優良原蠶種の配付に依り蠶種の改善向上を期せん

(四) 品種改良に依る農産物増殖施設の徹底を期すること

農産物の増殖に關しては主として品種改良に重きを置き諸般の施設を行へり而して將來施設せんとする事項は從來の施設事項を繼續せんと共に小規模開田に依る産米の増殖を奨励し一面に於て副業の統制を圖り各種農産物の増殖を期せん今昭和元年度における農産物を示せば左の如し
食糧農産物 四千九百五十一萬四千八百七十圓、園藝農産物 三百九十四萬八千三百一圓、特用農産物 百十萬三千九百四十四圓、工藝農産物 廿八萬六千三百十圓、絲肥作物 三萬三千二百九圓、養蠶 八百九十六萬八千四百四十四圓、總計 六千三百八十五萬五千四十八圓

第三項 肥料に關する方策

(一) 肥料の國營又は管理に依り低廉に之を供給する事

本縣重要農作物たる米作の反あたり收量は年次増加を示し明治三十四年一石三斗七升なりしも昭和元年に至りては一石七斗六升一合の増收を見たるは耕地肥培の改善に依る事は明かなり本縣における金肥使用は年々増加し明治三十六年に於ては其價格十一萬五千圓に過ぎざりしに大正二年には四十七萬圓昭和元年に至りては實に二百六十三萬七千圓を示したり

而して農家購買肥料は農産物生産費の凡そ三割に達し其の取り引は現金取引三割に過ぎず而も延取引なり此故を以て農家に於り生産費現金支出の主要なる肥料はすべから國營又は管理に依り適當なる方策を要望す

最近十ヶ年間肥料需要(金肥)大正六年五十一萬八千八百八圓、七年百五萬八千五百一十一圓、八年百七十五萬六千五百三十三圓、九年二百六十二萬二千九百九十六圓、十年百五十一萬八千四百七十七圓、十一年二百十八萬七千七百二十二圓、十二年百八十七萬四千二百四十圓、十三年百九十九萬一千二百六十四圓、十四年二百三十四萬六

二四四

(五) 水源涵養造林及民有造林の造成を圖る事

縣下民有林は五十五萬六千餘町歩の面積を占め、ことに農村における主要産業の根幹をなすものなり、雖も近時一般經濟界の不振と材價の下落は著しく民間林業を萎靡せしめ造林事業著しく減退して植伐の均衡を失し年次森林地帯の減少を來せるは甚だ寒心に堪えざる所なり故に水源かん養造林並びに一般民有林の助成を圖るは農村振興上重要な事項なりと信す

(一) 好適なる畜産事業の發達を期すること
本縣は牧野十七萬町歩を算し由來馬産地として名あり全國軍馬の凡そ三割は本縣産を以てし其數毎年一千餘頭に及び農林省種馬施設と相まつて之が指導奨励に遺憾なきを期せり而して近年中豚及び養蠶蠶繭等逐年増加し民間施設亦進展の過程にあり而して將來施設せんとする事項は從來の施設事項を繼續し更に牧野指導模範地を設置し牧野改善を圖るの外家畜衛生組合を設置せしめ家畜衛生施設の改善を期せん今、現在家畜頭數及び生産頭數は左の通り
馬頭數 八萬八千三百三十二頭 生産一萬百二頭
牛 一萬五千九百三十四頭 生産四千七百二十七頭
豚 一萬百一十一頭 生産一萬二千三百十七頭

千六十三圓、昭和元年二百六十三萬七千八百八十四圓

(二) 肥料の共同配合を指導奨励すること

現今の農家施肥の狀態を觀るに其大部分は眞の肥料經濟に立脚せざる不合理の施用をなすを以て之が經濟的合理的肥料の施用方法をなすしむる事緊切なりとす而して現今の肥料工業界は優良肥料を供給すも其種類極めて多く農家の選擇益々困難にして使用法亦複雑となり農家各自は合理的經濟的なる施用法を了解して之を遂行するは至難のことに屬す仍て産業組合等をして肥料の共同配合設備を整はしめ其の組合員が自己の耕地に品質確實低廉にて何等顧慮を要せずして購入施用し得らるゝ適切なる肥料の配合を専門技術員指導の下に共同配合する方法を講ずるは最も喫緊の事項なりと信す

第四項 農家共濟制度に關する方策

(一) 農業林業家畜保險の實現を期すること
本縣は廣大なる牧野を有し古來畜産の發達をなし馬産地として樞要なる地位を占むるに至り現在にありては馬匹頭數九萬二千頭畜牛一萬五千頭を算し農家戸數に對し一戸一頭の割合を示すと雖も其の斃死頭數毎年二千餘頭に及ぶの狀態なるを以て之が保險

制度の實現を見るべきは農家生活安定の一途なるを失はず

尙本縣最近災害に依る低利資金の融通を見るに大正十三年の旱害に九十二萬圓、同十年に六十六萬圓、新害に際しては十三年に三十二萬圓、十五年に三十五萬圓の融通を見たり斯く旱害水害並び霜害森林火災等に依る農家生活の不安定を除去するの施設に即ち農業森林家畜災害保險の實現を以て最も適切の事項なりとす、更に森林火災の被害狀況に就き調査するに過去十ヶ年間に於て面積二萬三千九百九十町金額五十六萬二千圓の被害額に上り農村經濟の破綻を來す事夥しとせす

(二) 國有林野所在町村に對する交附金支出の方法を講ずる事

縣下における國有林野は百四十八ヶ町村に亘り其面積四十三萬五千町歩にして之を縣全地積に比すれば二割七分となり全林野に對比する時は二割九分に該當す而して之等國有林野は所在地方に對し地方税を負擔する事全くなく却つて之が管理經營に就ては所在地方に負ふ所夥しとせす故に該町村は財政經理に窮し住民は公課の苛酷に堪えず益々疲弊を來すの狀態にあり故を以て御料林の例にならひ推算地租額に對する最高の

自作農維持創設

本縣では自作農維持創設に對する政府の諸間に對し二年七月左の如き答申をなした

縣の答申案

本縣における自作農及び小作農の消長を見るに大正元年農家戸數九萬三千七百三十四戸中自作農は三萬九千六百六十五戸、小作農は一萬七千三百四十二戸、自作兼小作農は三萬六千四百廿七戸を算したり即ち自作農は全農家戸數の四割二分六厘、小作農は同一割八分五厘、自作兼小作農は三割八分九厘を示したりしも十五年度における昭和元年にありては農家戸數七千七百八十一戸を増加し十萬一千五百十五戸を算したるも自作農は却つて全農家の四割三厘に減じ、小作農は同一割八分六厘に自作兼小作農は四割一分一厘に増加したり即ち自作農は漸減の状態にありて他府縣と其傾向を同うす。ひるがへつて自作地の分配變遷状況より見る時は同じく自作地は漸減の傾向を有す即ち大正元年にありては總農耕地十四萬八千歩に對し自作地はその六割八分の九萬四千六百四十四歩にして小作地は其三割二分の四萬五千四百四十四歩を示したるも十五年後昭和元年にありては自作地は總農耕地の六割

和賀郡	九、〇九一	四、〇九七	二、六二一	六、七〇八
江刺郡	一〇、九四四	二、四八五	五、九七三	八、四〇二
西磐井郡	八、五八五	三、八七〇	三、七二七	八、八〇二
東磐井郡	九、一〇三	三、八七〇	二、五九〇	六、三九九
氣仙郡	一三、〇〇五	三、八〇五	二、六七九	六、四八四
上閉伊郡	九、九二二	四、四四四	七、一四一	一、五八五
下閉伊郡	一三、二九〇	二、六三三	四、七八二	七、四四四
九戸郡	一一、五三六	三、五六八	二、八八一	六、四四九
二戸郡	一一、四五四	三、三六一	四、九六八	八、三三九
盛岡市	八、四四四	三、七五六	五、二八六	九、〇四二
合計	一四四、六六一	四九、五五四	五三、五四四	二〇三、〇九八

自作小作及自作兼小作各農家戸數 (昭和二年十二月現在)

岩手郡	三、五八〇	二、一三三	四、〇九七	九、七七一
紫波郡	一、五〇八	一、三〇九	三、一四五	六、〇六二
稗貫郡	一、六九〇	一、六五五	三、五〇三	六、七〇八
和賀郡	三、七三九	一、二三八	三、五八一	八、四八八
江刺郡	二、四四三	一、九二一	四、四三八	八、八〇三
西磐井郡	二、一四〇	一、三三九	三、〇一〇	六、三九九
東磐井郡	二、五六六	一、三四一	二、五七七	六、四八四
氣仙郡	四、五八三	二、一五〇	四、八五三	一、五八五
合計	四一、三二七	二、二七七	二、二七七	七、四二四

上閉伊郡	三、三八〇	一、〇〇八	二、〇六一	六、四四九
下閉伊郡	四、一四七	一、四八六	二、六六六	八、三三九
九戸郡	四、〇五六	一、五四九	三、四三七	九、〇四二
二戸郡	二、九七〇	一、二九〇	二、九三一	七、一三〇
盛岡市	四一、〇五六	一九、三四四	四二、七八八	一〇三、〇九八

耕地(田畑)所有農家戸數(廣狹による郡市村別) (昭和二年十二月末日現在)

岩手郡	二、九七三	二、三三七	二、〇六一	九、三三四
紫波郡	一、六六七	一、七四五	一、三六六	五、二八三
稗貫郡	二、〇〇一	一、三三三	一、七四九	五、九二二
和賀郡	二、五三三	一、八八八	二、五三四	七、四八九
江刺郡	二、七四二	一、八六一	二、〇一五	七、五六七
西磐井郡	二、一八七	一、七九〇	一、六一〇	六、六〇六
東磐井郡	二、七三三	一、四三七	一、四一五	六、〇〇六
氣仙郡	四、三六一	三、〇九二	二、七二二	一〇、七九三
上閉伊郡	三、三九一	一、八五七	一、一六六	六、六〇四
下閉伊郡	二、五二七	一、三三三	一、一六六	六、一八八
九戸郡	二、九九五	一、九六八	二、〇六二	七、七三三
二戸郡	三、〇〇三	二、七三三	二、四三七	八、九九九
盛岡市	二、七三三	一、五六四	四〇六	六、五〇六
合計	三五、八二二	二四、九八八	二五、〇六六	一〇三、〇九八

農村問題—自作農維持創設

五分に減じ小作地は漸次増加して三割五分を示すに至り、而して本縣の耕作所有關係は全國統計に據れば他の府縣に比し小作者の率少なきこと沖繩につぐが如き好適にある如きも之比較的耕地多くなかんづく畑地が全耕地の凡そ七割を占め而も稗粟を畑作せる縣北沿岸地方之を見るものにして仔細に調査する時は田にありては五萬六千二百歩中自作地は三萬四千町小作地は三萬二千町にして小作地は實に總農耕地の四割を示し必ずしも好適なる事情にありといふを得ず、而して本縣にありては更に一般文化の進展と開田等に伴ひ漸次小作農小作地は増加し近時深刻なる農付の疲弊により中農階級は其土地を低當とせる負債率年々多きを加へ同一村内における他村民の耕地所有を益々増加し複雑なる土地配合關係を生ぜざる事實にかんがみ本縣に於ては自作農の創設維持により土地所有權を確立するを重要な事項たりと認め

耕作する(田畑)農家戸数(廣狹による郡市別)

郡市	五反未滿	五反以上	一町以上	二町以上	三町以上	四町以上	五町以上	合計
岩手郡	2,566	2,651	1,274	691	251	9,772		
紫波郡	1,291	1,951	871	252	33	6,062		
稗貫郡	1,818	1,392	1,277	541	155	6,708		
和賀郡	1,192	2,850	1,375	373	22	8,808		
膽澤郡	2,267	2,499	1,133	373	1	8,802		
江刺郡	1,507	2,195	553	130	6,399			
西磐井郡	1,755	1,656	877	161	6,484			
東磐井郡	3,355	3,986	644	210	2,585			
氣仙郡	3,655	2,357	293	79	7,444			
上閉伊郡	1,954	1,708	753	478	191	6,499		
下閉伊郡	2,868	2,599	630	247	8,339			
九戸郡	1,966	3,091	983	392	9,042			
二戸郡	2,469	1,914	704	247	7,330			
盛岡市	2,471	1,781	3	247	7,130			
合計	26,918	30,732	22,161	4,100	933	133,098		

原則により町村単位とし此原則を過重視する結果貧弱にして真に資金を要求すべき地方に對し融通し得ざる状態にあり従て自作農創設維持の主旨に反する場台少からず尙資金融通に關する手續複雑にしを往々農林省と見解を異にするあり而も資金融通内定報知遅きに失し實施上の不

便少からず此の故を以て農地金庫の如き大規模なる施設をなすを急務と認む、之に依りて計畫をたてるに本縣小作農地四万九千八百八十八町歩なるが故に之が三分の一即ち一萬五千町歩又小作農及び自作農六万五千六百四十四戸あるもの、三分の一即ち二萬八千七百七十

資金の貸付

本縣では自作農の創設維持を行ふ爲め市町村又は産業組合に對して二年度から資金を貸付る事になつたが二年度は貸付資金十萬圓に對し借入申請額は三十七萬九千五百一圓に達し調査の結果左の如く貸付をなした

郡市	創設資金	維持資金	合計
岩手郡	1,100	1,100	2,200
紫波郡	1,370	1,370	2,740
稗貫郡	2,350	2,350	4,700
和賀郡	10,174	10,174	20,348
膽澤郡	3,445	3,445	6,890
江刺郡	10,710	10,710	21,420
西磐井郡	5,095	5,095	10,190
東磐井郡	3,000	3,000	6,000
氣仙郡	3,127	3,127	6,254
上閉伊郡	9,630	9,630	19,260
下閉伊郡	6,177	6,177	12,354
九戸郡	12,432	12,432	24,864
二戸郡	5,830	5,830	11,660
盛岡市	5,919	5,919	11,838
合計	66,067	66,067	132,134

三年度の貸付

昭和三年度は六十萬圓の豫算を計上し仙臺逓信局に資金の融通を申請したが同局では資金の關係上二年度に於て更に五萬圓を増額配當したので三年度豫算に追加貸付る事になつた

郡市	創設資金	維持資金	合計
岩手郡	1,000	1,000	2,000
紫波郡	2,346	2,346	4,692
稗貫郡	2,403	2,403	4,806
和賀郡	15,030	15,030	30,060
膽澤郡	2,715	2,715	5,430
江刺郡	10,000	10,000	20,000
西磐井郡	1,330	1,330	2,660
東磐井郡	7,065	7,065	14,130
氣仙郡	2,010	2,010	4,020
上閉伊郡	7,400	7,400	14,800
下閉伊郡	4,530	4,530	9,060
九戸郡	18,530	18,530	37,060
二戸郡	2,900	2,900	5,800
盛岡市	2,963	2,963	5,926
合計	71,212	71,212	142,424

副業

縣下副業組合一覽

本縣内の副業團體數は百七十三組合組合員數一萬四千四百八十五名で任意組合百六十七、産業組合六にして果樹蔬菜、菓子品、蜜蜂、豚、竹木工品、兎其他の事業をなし生産價額は百三十六萬九千九百九十五圓に達して居るが組合名左の如し

郡市	組合名	組合員
岩手郡	瀧澤甘藍出荷組合、沼宮内甘藍出荷組合、沼宮内養豚組合、太田村製菓組合、厨川信用購買販賣利用組合、好摩甘藍出荷組合	251

平館村甘藍出荷組合

○紫波郡
矢幅副業組合、徳田製繩組合、櫻町菓工品生産組合、乙部村果樹園藝組合、不動村製菓組合、志和村製菓組合、煙山村製菓組合、佐比内村製菓組合、古館村製菓組合、徳田村製菓組合、赤石村製菓組合、日詰町製菓組合、飯岡村製菓組合、見前蔬菜出荷組合

○稗貫郡

水豆腐製造組合、炭俵製作組合、屑藪整理組合、湯口村養豚組合、矢澤村養豚組合、矢澤共榮社、矢澤俱樂部、新堀農友會、八重村副業組合、太田村製菓組合、宮野目村製菓組合、矢澤村製菓組合、湯口村製菓組合、下湯本副業組合、花巻川口町製菓組合、湯本村製菓組合、新堀村製菓組合、花巻製菓組合、内外川目煙草耕作組合、大迫町同、龜ヶ森村同、佐比内村同、赤澤村同

○和賀郡

晴山養豚組合、十二箇村綿羊飼育組合、黒澤尻養豚組合、更木養豚組合、立花村園藝組合、南川舟家庭工業獎勵組合、田瀬綿羊組合、更木養兔組合、中内村養豚組合、中内村製菓組合、谷内村製菓組合、小山田興産會、蒲谷地菓工品製産販賣組合、谷内村煙草耕作組合

○江刺郡

愛宕村水豆腐購買組合、十三飼羊組合、福岡村製菓組合、口内倉生産組合、岩谷堂養豚組合、藤里村副業組合、黒石村副業共勵會、稻瀬村製菓組合、愛宕村信用購買利組合、玉里村製菓組合、田原村製菓組合、岩谷堂町製菓組合、羽田村製菓組合、廣瀬村製菓組合、梁川村製菓組合、藤里村製菓組合

○膽澤郡

前澤町養豚組合、南都田村養豚組合、金ヶ崎町養豚組合、眞城村養豚組合、佐倉河村製菓組合、水澤町養豚組合

○西磐井郡

彌榮村製菓組合、眞瀨村製菓組合、磐井製菓組合、上野竹細工々業組合、瀧澤竹筴組合、瀧澤製紙組合、中里製繩組合、中里購買販賣生産組合

○東磐井郡

猿澤村煙草耕作組合、矢越村煙草耕作組合、長坂副業獎勵會、保呂羽種苗生産販賣組合、矢越村煙草耕作組合、小梨村同、八澤村同、千厩町同、奥玉村同、薄衣村同、折壁村同、磐清水村同、内ヶ崎村同、舞川村同、猿澤村同、長坂村同、松川村同、生母村同、長島村同、田河津村同、黄海岸村同、大津保

村同、藤澤町同、滝民村同、大原町同、興田村同、摺澤町同

○下閉伊郡

川井村副業組合、茂市村養豚組合、茂市村養豚組合、小川養豚組合、小川養豚組合、箱石水豆腐改良會、津輕石養豚組合、津輕石村養豚組合、千徳村養豚組合、小國村副業組合、普代村女子副業組合

○上閉伊郡

暮坪竹細工組合、遠野養豚組合、大槌養豚組合、上閉伊郡養豚組合、達曾部煙草耕作組合、宮守村同、鱒澤村同、綾織村同、小友村同

○氣仙郡

三陸製菓組合
○二戸郡
奥中山玉菜生産輸出組合、一戸養豚信用購買販賣組合、小島谷養豚組合、尻子内竹細工組合、岳通竹細工組合、淨法寺養豚組合、陸奥養豚組合、金田一養豚組合、福岡養豚組合

○九戸郡

山形村販賣組合、山形村荷輕部青年副業組合、川井副業組合、大川目村養豚組合、大川目副業組合、大川目村養兔組合、大川目養豚組合、夏井村養兔組合、江刈村信用購買

買販賣組合積蜂社、種市村養豚組合、輕米町養豚組合、輕米町上館綿羊組合、輕米町養兔組合、山根村養兔組合、小輕米殖産養豚組合、小輕米養豚組合、葛巻養豚組合、野田小田養兔獎勵組合、宇部村養豚組合、野田村副業組合、伊保内養豚組合、長内村養豚組合、久慈町改良養豚組合、大野村養豚組合

○盛岡市

岩手果樹振興會、下台甘藍出荷組合、盛岡甘藍出荷組合

○聯合會

岩手縣製菓聯合會、岩手縣果菜組合聯合會、東山煙草耕作組合聯合會、南部煙草耕作組合聯合會

昭和三年度副業獎勵縣費補助

補助額 指定事業 團體名
一五 養豚 岩手郡農會
一五 養豚 紫波郡農會
一五 副業生産品集積物建設 徳田村製菓組合
二〇 養豚 赤石村製菓組合
二〇 養豚 矢澤村養豚組合
四〇 養豚 花巻川口町製菓組合
二五 養豚 和賀郡農會

社會政策——健康保險の概要

Table with 3 columns: 種蜂, 養豚, 養兔. Lists various agricultural and animal husbandry groups across different regions like 中内村, 膽澤郡, etc.

社會政策

健康保險

本縣に於ける健康保險法の施行は日尙淺きものあるも其の進度著しきものがある左に安部保險署長の調査を摘録する

健康保險の概要 (安部署長調)

第一 健康保險の概念

一社會保險
健康保險は社會政策的事業の一種にして社會保險の一部門を爲すものなるが故に之を説くに當り先づ順序として社會保險とは如何なるものなりやその性質を明かにする必要がある

近代科學文明の急速なる進歩に伴ひ、生産事業殊に工業的企業に於て従来の小規模なる家内工業より漸次大規模にして機械的な工場組織に變遷し、資本と労働との間に劃然たる區別を生じ所謂賃金生活者なる階級を見るに至れるが、之等勤勞所得に依つて生計を維持する多數の者は、その勤勞に對する報酬として得る所の賃金は漸く其の日の糧を得るに止り、餘財を蓄積して後日に備ふることは到底望むべからざる状態である、之等經濟的に恵まれざる人々の生活を安らかに維持せしめ、疾病、百傷等不慮の災厄を救済することは力強い國家施設に依らざるべからず。社會保險は即ち此の社會上の缺陷を社會政策的に匡救せんとする重要意義を有する制度にして全國的にかゝる小額所得階級を打つて一丸として相互扶助的精神を基調とし法の力を以て強制して目的を達せんとする國家施設なりとす

(1) 災害保險 勞務者の作業上の危險有害より生じたる疾病百傷又は死亡に對する保險にして近代の觀念上所謂労働賠償の意味を含むものなれば之等の賠償責任は事業主に在るを以て他の法律即ち工場法又は礦業法に於ては事業主に其の治癒並扶養の義務を負はしむる處なるが保險制度に依るときは危險率の分散を圖ることを得るを以て優良なる施設なりとす而して我健康保險法に於ては内容に於て前記賠償責任の全部を事業主に負はしむる關係上保險料率は事業主全部負擔の主義を執り、保險給付としては療養の給付、傷病手当金の支給、葬祭料、瘵疾年金、遺族年金を支給するもの

(4) 養老保險 被保險者が一定の年齢に達し老境に入りたる爲労働に従事すること困難となる者に年金を支給して餘生を安全ならしむる制度なり

(5) 遺族保險 被保險者が不慮の災害に因り死亡したるときは其の報酬に依り生計を維持したる家族は直ちに收入の途を絶たれ路頭に迷はざるべからず之等の遺族を救済する爲め年金を支給するものなり

(5) 失業保險 被保險者が労働能力を有し且つ労働の意志あるにも拘らず其の職業を得ること困難にして生活資料を得る途を杜絶せらるゝ場合の保險にして失業を救済すべき方法は他に論ずべきなるも當面の生計維持の失業手当を給するものなり

に分ち略説すれば

間家族の生計維持費として手當金を支給することを目的とす

元來之等小額所得者は平素其の勞務の代償として受くる報酬は大體日常生活費を漸く支辨する程度に過ぎず、一旦疾病百傷の事故發生せんか今日の進歩せる醫術と完備せる醫務設備の恩恵に浴すること困難にして莫大なる療養費用を投ずることは殆んど望むべからざることに屬し、加之其の勞務は對する收入を失へるに至りては直ちに一家生計維持の上に支障を來し自己一身の不幸に止らずして其の家族をして窮乏に泣かしむる結果に陥る、之れ産業組織の缺陷なりと雖も單に雇傭關係の上より資本家の責任として一任し置くことは人道問題として重大なりと謂はざるべからず、今日の自覺せる社會の必要的要求として社會保險の施設ある所以に在り

の内容を爲せる主要なる點を擧ぐれば

(1) 健康保險は公共施設にして私的營利事業にあらず 國民の健康を増進する事柄は國家の進歩發達を期する上に於て必要的要求にして之が營利的私人の事業に委すべからざるは論にして被保險者を強制する所以に在り

(2) 保險給付は被保險者の權利なり 既に國家が法の力を以て強制施行する以上又保險料を徴收して義務を負担せしむる以上、保險給付を受くることは被保險者の權利として認めざるべからず故に法規上不當に權利を侵害せられたる場合の審査要求權を與へ飽く迄も公正なる施行を期せるものにして多くの社會政策的施設が一片の恩惠的救済なること一律に論ずべからざるものとす

(3) 健康保險は相互扶助の精神に立脚す 健康保險は近世の自覺せる社會の產物にして所謂社會連帶觀念の上に立ち共存共榮の主義を強調せるものにして愛隣の尊むべき精神を以て國民の實際生活の問題を解決せんとするものなり

三、健康保險實施の沿革

我國に於ける健康保險法公布前に於ける状態は夙に工場労働者に對しては工場法あり、礦業労働者に對しては礦業法に依る礦夫勞務扶助規則ありて業務上に原因する災害に付ては法律を以て事業主をして治療及手當金給與を爲さしめ一面には職工、礦夫各自の共濟組合に依り互助的に救済し合ひ兩々相俟つて不十分乍ら災厄對應の策を爲せるが第四十五議會の協賛を経て大正十一年四月法律第七十號を以て現在の健康保險法公布せられ、爾後當局の調査準備を終へ大正十五年七月施行令並に施行規則の發布に依り内務省社會局の主管として一部施行に入り十月一日全國に五十ヶ所の保險官署を設置し昭和二年一月一日を期し全國一齊に之が實施を爲せり。茲に本邦最初の社會保險制

度の確立を見るに至り幾多保険制度の先驅を爲せるものなり

四、健康保険の將來

現在の健康保険は主として工場又は鐵業法の適用を受くる工業的事業に使用せらるる者に限られ、保險給付の條件に付ても亦狭き範圍に限定せらるるも決して之を以て足れり爲すものにあらず。作業の状態より最も危険有害なりとする事業に對し先以て工業的労働者に對し實施せられたるものにして將來必ず他の職業に押し及ぼし、船員、農業、商業等凡ゆる種類の勤務所得者を網羅せる大範圍を包含せしめ且つ保險給付の内容又健康保持のみに限らず癱疾、老年、遺族、失業の各種保險をも包摂せる渾然たる社會保險の一大體系を形成すべき運命の下に在るものとす

而して聞くが如くんば主管廳たる社會局に於ては着々調査の歩を進め來議會には海員保險法案の提出を企劃し漸次に之の保險制の完成に向はんとする状況にあり

第二 健康保險法要旨

健康保險法に於ては業務上に原因する疾病、負傷及業務上に原因せざる疾病、負傷に對し醫療其他一切の療養を爲し、且つ傷病

手當金の給與を爲し又死亡に付て葬祭費用の給付及分娩に對し分娩費並に出産手當金の給付を爲すを目的とす(第一條)

一、被保險者

1 強制被保險者 本法の施行に依り當然被保險者と爲るべきものにして其の範圍は工場法の適用を受くる工場又は鐵業法の適用を受くる事業場、鑛山附屬工場に使用せらるる職員、職工、鑛夫其他の者とす。但し日傭人夫及短期間の臨時雇傭者と職員中の年収入千二百圓を越ゆる者は除外す

2 任意包括被保險者 前記の工場法又は鐵業法の適用なき事業にして鑛物の採掘又は採取の事業、物の製造修理、解体の事業、電氣又は動力の發生傳導の事業、土木工事又は建築工事其他運輸事業、等法律に列記する工業的企業に使用せらるる者は内務大臣の認可を受けて全部的に包括して被保險者たることを得る。但し其の使用せらるる者の半數以上の同意あることを條件とす

3 任意繼續被保險者 一度前記の被保險者と爲りたる者が解雇せられ、他に轉業したる場合引續き被保險者たる資格を保有せんとする者は申請に依り一定の期間(其の後百八十日間)繼續して被保險者とす

して同様の保險給付を受くることを得る但し本號の被保險者たり得るには失職の場合に於て一年内に百八十日間以上又は引續き六十日間以上被保險者たりし者に限る

二、保險者

1 政府 健康保險組合に屬する者以外の被保險者全部の保險を掌る。即ち全國を通じて五十箇所の健康保險署(各府縣一箇所北海道四箇所)ありて地域的に管掌し内務省社會局に於て之を總轄す

2 健康保險組合 當該組合は公法人にして被保險者三百人以上を有する大規模の工場又は事業場にして凡ての點に於て自治的事業遂行可能のものに付内務大臣之に認可を與へ又は命令を以て設立するものなり。而して之の組合は政府の監督を受け勞資双方より選出せられたる理事に依り政府直接管掌と同様の保險事業を掌る

三、診療組織

被保險者の診療醫療機關の組織は最も重要な事項にして之が完備如何は本法目的達成の效果如何を左右す。政府は全國の開業醫を網羅せる日本醫師會及日本齒科醫師會と被保險者診療の契約を結び、一面各官立醫科大學附屬病院、並に各公

立病院と契約を結び又醫師の處方箋に依る藥劑の使用を十分ならしむる爲日本藥劑師會と藥劑供給の契約を結び我國に於ける診療機關の全部に涉りて組織を完備し保險給付上遺憾なく其の機能を發揮せしめつゝあり。而して之等各機關の手足

たる各府縣醫師會、齒科醫師會、藥劑師會にありては特に健康保險部を常設し醫療事業の指揮監督に當れり

昭和三年三月に於て全國四万有余の醫師中保險醫として實地被保險者の診療を擔任する者三万三千二百四十六人、齒科保險醫七千八百八人、保險藥劑師六千七百八人にして我國に於ける殆んど總ての醫療組織を網羅せるものとす

四、保險給付

保險給付は第一項に述べたる如く四種の保險事故に對して爲すものにして之を各事故毎に略説すれば左の如し

1 疾病又は負傷に關する給付 (イ) 療養 疾病、負傷の場合其の原因の業務上に依れると否に拘らず保險醫に就て實地の診断、投藥、手術、處置を受けしめ特に必要ある場合は相當の手續を履ましめ病院に收容して完全なる治療を爲さしむ。又必要に應じては患者を移送し或は看護婦を專屬せしめ治療上遺憾

なからしむ

又特殊の場合緊急にして指定保險醫の診療を受くるの時間を有せざる場合はその申出の當否を調査の上療養費を金銭給付するあり

(ロ) 傷病手當金 傷病の爲從來の勞務に服すること能はずして因つて其の報酬たる賃金を受くること能はざる者に對しては本人及家族の生活費として手當金を支給す。其の金額は保險官署に於て決定したる報酬日額の六割を日割計算に依り算出せるものにして業務上に原因せる傷病にありては労働不能の翌日より業務上にあらざるものには労働不能の日より三日間の時期を置き以後の期間之を給するものとす。而して病院に收容したる場合又は雇主より報酬を受くる場合は法令の各條に照し之を減額するものとす

以上の給付期間は無制限なるものに非ずして業務上に原因するものによりては一傷病に付百八十日まで他は各種の傷病を通じて一年間に百八十日を限度として給付するものとす

2 分娩に關する給付

(イ) 分娩費 一回の分娩毎に分娩費として二十圓を支給し若し産院に收容するか又は醫師をして人工分娩等助産の手當を

爲したる場合は減額して十圓を支給するものとす。而して之が支給に關しては一定期間被保險者たることを資格條件とするものにして分娩前一年内に百八十日以上又は引續き九十日以上被保險者たることを必要とす

(ロ) 出産手當金 出産の前後労働不能の期間報酬日額の六割の手當金を支給するものにして即ち分娩の前四週間又は五週間及分娩の當日以後六週間の間に於て事實勞務に服せざりし期間支給するものとす。而して之を受け得らるる資格條件としては分娩前一年内に百八十日以上被保險者たることを必要とす

3 死亡に關する給付 被保險者死亡の場合其の葬儀費用として報酬日額の二十日分に相當する金額を遺族に支給する。若し遺族なきときは實際に埋葬を行ひたるものに其の遺族に支給する金額の範圍内に於て實際に要したる費用を支給す。但し其の額は廿圓を最低とす

4 被保險者の資格喪失後の給付 被保險者に對する保險給付にして解雇等の爲資格を喪失したる際直ちに給付を打ち切るは保險給付の効用を減殺するの嫌あるを以て眞に被保險者の福利増進を圖ら

入告知書を以て日本銀行に納付せしむるのである

健康保険組合に在りては右の法則に準じ組合員たる被保険者及事業主の負擔する處にして組合の自治により徴收す

2 國庫の負擔 保險給付費用として國庫より支出する總額は被保險者一人に付一年平均二圓の割合に依りて支出し健康保險組合に對しては給付に要する費用の十分の一を國庫より支辨するものとす

六、健康保險審査會

被保險者の保險給付を受くる權利は本法の認むる處にして不法に之が侵害せられたるべきの救濟機關として健康保險審査會を設置せらる、其の組織系統は各健康保險署に第一次健康保險審査會、社會局及大阪出張所に第二次健康保險審査會、社會局に第三次健康保險審査會を置き各々被保險者及之を使用する事業主より各同数の委員を撰び他に學識經驗ある者若干を加へ合議制裁判により判決を與ふるものなり。右は一種の簡易裁判所とも謂ふべきものにして保險給付の知き可成速に決定を要する事柄なるを以て特殊の裁判所を設けたるものなり之が審査請求の順序は左の通りとす

(イ) 保險給付に關する決定に不服ある者

しめられたるべき 監獄、留置場又は勞務場に拘禁又は留置せられたるべき

6 保險給付を爲さざる場合 被保險者が故意に又は故意の犯罪行為に因り事故を生ぜしめたるべき

被保險者が闘争若し泥酔に因り又は故意に危害豫防に關する業務上の監督者の指揮に従はざる爲事故を生ぜしめたるべき 他の法令の規定に依り國又は公共團體の負擔に於て病院等に收容せられたる者

五、保險給付費用

1 保險料 保險の費用は政府の特別會計にして國庫金として被保險者及之を使用する事業主より保險料を徴收する。其の負擔は勞資各半額を負擔するを原則とし危険なる事業又は衛生上有害なる事業にありては事業主の負擔割合を増加し又は少年工、見習工の如き少額の賃金を受くる者に付ても事業主の負擔割合を増加する而して被保險者の負擔する保險料は標準報酬日額の百分の三を最高とする規定なるが現在に於ては勅令を以て炭坑に於て被保險者は報酬日額の百分の三を事業主は百分の五を負擔し他の事業は凡て被保險者は百分の二を負擔し百分の二を負擔せしめつゝあり。之の保險料は事業主に納付義務を負はしめ毎月保險署より納

んせせば或例外を認め之の缺陷を補足せざるべからず故に各種給付の上に於て一定の條件の下に資格喪失後の給付を追加する所なり。之を列記すれば 療養の給付に於ては、資格喪失の際被保險者として受け得らるべき期間内に限り喪失前より醫療を受けたる傷病に付繼續給付を與ふるものとす 傷病手当金給付に於ては、前號條件と同様に喪失前より勞務不能の爲傷病手当金を受けつゝある者は繼續給付を受け得るものとす。但し其の後に於て勞務に服し得る状態に至りたるときは打切を爲すは勿論なり 死亡に關する給付 死亡の給付即ち埋葬料は被保險者たりし者が喪失後十九日以内に死亡したるとき支給す 分娩に關する給付 分娩費及出産手当金は被保險者たりし期間の資格條件を前提とし其の資格喪失後百八十日以内に分娩したるとき之を支給す 5 保險給付を停止する場合 被保險者左記に該當する場合は其の期間保險給付を停止す。陸海軍に徴收又は召集せられたるべき 本法施行區域外に在るとき 感化院其の他に準すべきものに入院せ

勞働賃銀

岩手健康保險署では縣下における勞働者の實収入調査を施行之に依りて同署健康保險料算定標準を決定する事になつたが同署管内被保險者六千七百十三名に對して署員を派し個々に調査せしめたものであつて収入額に依り等級を附し十六級に區別してある

一級	三十五錢未満	百二名
二級	三十五錢、四十五錢	百六十五名
三級	四十五錢、五十五錢	九百四十七名
四級	五十五錢、六十五錢	八百二十三名
五級	六十錢、八十五錢	八百七十七名
六級	八十五錢、九十五錢	七百十一名
七級	八十五錢、一圓十五錢	九百四十五名
八級	一圓十五錢、一圓四十五錢	七百七十三名
九級	一圓四十五錢、一圓七十五錢	七百六十一名
十級	一圓七十五錢、二圓五錢	四百七十一名
十一級	二圓五錢、二圓三十五錢	百九十九名

(收入額は日收)

十二級	二圓三十五錢、二圓六十五錢	五十九名
十三級	二圓六十五錢、二圓九十五錢	十九名
十四級	二圓九十五錢、三圓二十五錢	十一名
十五級	三圓二十五錢、三圓七十五錢	三名
十六級	三圓七十五錢以上	一名

尙一級乃至三級間の最低賃金をうる者の多くは鐵瓶製造業者の見習工に屬する者多く四級七級間の大多數は製糸工女、印刷工は八級もしくは九級間を往來し比較的待遇よく、鑛山労働者は八級から十二級を占めてゐるが最高の十六級一名といふのは鑛山労働者である、總体から見れば平均を級別に示すと七級、額で示せば八十五錢乃至一圓十五錢を上下する所である

社會事業

縣の概況

本縣社會事業の主管は元縣庶務課にあり社會教育は學務課に産業組合は勸業課の所屬であつたが大正十二年二月内務部に社會課を設置して専ら之等事務を分掌し大正十五年七月制度の改正に依り社會課は學務部に屬し一意社會事業の普及發達に當る事となつた

は第一次健康保險審査會に審査を請求し其の決定に猶不服ある者は第二次健康保險審査會に審査を請求し其の決定に猶不服ある者は主務大臣に訴願し又は行政裁判所に出訴することを得る而して之の訴願を裁決するに當りては社會局に於ては第二次審査會の審査を経、又主務大臣は第三次審査會の審査を経たる後裁決を與ふべき規定なり 七、政府事業と本法の適用 政府の事業に使用せらるる者例へば煙草專賣事業、國有鐵道事業或は陸海軍工場等の事業の如きも當然本法の支配を受け被保險者たること勿論とするも之等政府事業に於ては從來共濟制度の存するあり而かも健康保險と同様の給付其の他の取扱を爲すに於て本法の適用を必要とせざるを以て勅令を以て異なりたる規定を設け、其の事業の所屬官廳自身之を處理することとして本法の適用を除外した

岩手健康保險署長 安倍 庸三
同 給付掛長 大森久四郎

救護施設

本縣社會事業施設の概要は左の通りである

一、窮民救助
窮民救助は主として隣保相扶の情義に依るの外殆んど市町村支辨であつて、縣費支辨のものは僅に二名に過ぎぬ、昭和二年中救助人員及救助金は左の通りである
縣費支辨二人救助金二十五圓市町村費救助人員五十三人救助金千三百二十九圓
二、行旅病人及行旅死亡人
市町村長に於て救護取扱ひをなした行旅病人は十一名、同死亡人は百四名
三、罹災救助
二年中に於ける罹災救助は岩手郡巻堀村

の火災であつて罹災戸數四十七戸之に支出した金額は一千四百四十三圓であつた
四、軍事救護
二年中成績は左の通り
醫療十五戸十六名金額千五十三圓現金給與は戸數二百二十三戸人員七百九十名金額一万八千五百三十圓
愛國婦人會本縣支部救護成績
遺族 廢兵 計 金額
救護 戸數 戸數 計 金額
救濟 六 一 七 六六
合計 三三 一 三六 三九
軍人後援會岩手支會
帝國軍人後援會は軍人救護と相俟ちて軍人の家族廢兵並に現役兵家族の救護をな

すものにして専ら軍事救護法に漏るゝ者を救護してゐる

救護戸數 十九戸
同 金額 百六十七圓

經濟的改善施設

公營住宅
人口の増加と物價の騰貴とは住宅の不足と家賃の暴騰とを誘致し中産階級以下の生活は脅威さるゝの狀態である爲め之れが緩和の方策として市町村に住宅建設を企圖するもの漸次増加する趨勢である
住宅組合
大正十年四月住宅組合法發布以來該組合の設立を見たるもの左の通り

組合名	所在地	設立年月日	存立期間	組合員數	出資一口の金額	出資總額	資金融通額
有限責任盛岡工場住宅組合	盛岡市	大正十一年五月九日	二十ヶ年	五	一〇〇	三、四〇〇	一〇、〇〇〇
同 黒澤尻住宅組合	和賀郡黒澤尻町	同 年五月卅一日	同	二	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 岩手住宅組合	盛岡市	同 年七月十日	同	八	一〇〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 文化住宅組合	同	大正十三年六月廿日	同	七	一〇〇	三、七〇〇	一〇、〇〇〇
同 杜陵住宅組合	同	同	同	三	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 甲子住宅組合	同	同 年七月二日	同	七	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 遠野住宅組合	上閉伊郡遠野町	同 年九月十七日	同	八	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 乙丑住宅組合	盛岡市	大正十四年七月十七日	同	三	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇

同 岩手協和住宅組合	同	同	同	二〇	一〇〇	一八、〇〇〇	一六、〇〇〇
同 勇町住宅組合	上閉伊郡遠野町	同 年七月廿七日	同	七	一〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇
同 淨法寺住宅組合	二戸郡淨法寺村	大正十四年十一月廿一日	同	三	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 壽榮住宅組合	盛岡市	大正十五年三月六日	同	八	一〇〇	一八、〇〇〇	一五、〇〇〇
同 久保田住宅組合	同	同 年九月廿九日	同	二〇	一〇〇	三、〇〇〇	一〇、〇〇〇
同 水澤住宅組合	膽澤郡水澤町	大正十四年十二月廿八日	二十ヶ年	二〇	一〇〇	一四、三三〇	一〇、〇〇〇
同 宮古住宅組合	下閉伊郡宮古町	大正十五年九月廿九日	十五ヶ年	九	一〇〇	一〇、六〇〇	一〇、〇〇〇
同 丙寅住宅組合	盛岡市	同 年十一月十三日	同	二〇	一〇〇	一六、〇〇〇	一五、〇〇〇
同 久慈共濟住宅組合	九戸郡久慈町	同 年十一月五日	同	三	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 久慈久榮住宅組合	同	昭和元年十二月廿七日	同	三	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 久慈住宅組合	同	昭和元年十二月廿七日	十五ヶ年	三	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 久慈共榮住宅組合	同	同	同	三	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 久慈相互住宅組合	同	同	同	三	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 昭和住宅組合	盛岡市	昭和二年一月七日	同	二〇	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 仙北住宅組合	同	昭和二年四月十六日	同	七	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 岩手昭和住宅組合	同	同	同	七	一〇〇	一八、〇〇〇	一八、〇〇〇
同 花巻住宅組合	同	同	同	二	一〇〇	一七、九〇〇	一六、〇〇〇
同 瑞阜住宅組合	同	同	同	二	一〇〇	一七、九〇〇	一六、〇〇〇

水澤町、宮古町

公設浴場

本縣に於ける公設浴場の設置は獨り日詰町に止まるも其の成績良好なるを以て縣では社會衛生の見地より極力其設置方を市町村に勸奨中である

公設市場
公設市場は縣農會の施設に係り之に對して金二千三百八十八圓を支出して建物其他の設備をなし無償にて之を貸付けするものであつて、事業は大正十一年十一月開始した其の賣上調は左の通り

同 二年 六萬二千百三十三圓
公營質庫
縣社會課では少額所得者階級に對する金融機關を整備して生活上の希望を機會をな與へ、一面貧窮に陥るを防ぐ爲め此の施設を行ふ事になつた設置したる箇所は
花巻川口町、黒澤尻町、遠野町、大槌町

社會政策——救護施設

勞働保護施設

職業紹介所
盛岡、水澤二職業紹介所の職業紹介成績左の通りである。

求職者数	求職者数	求職者数
大正五年度	昭和二年度	昭和元年度
一、六九二	一、二六三	一、六九二
一、五九二	一、四三二	一、〇五五
一、〇五五	七三三	四七二
三、七三三	三、六〇一	三、七三三

求職者数	求職者数
大正五年度	昭和二年度
一、六九二	一、二六三
一、五九二	一、四三二
一、〇五五	七三三
三、七三三	三、六〇一

最近一ヶ年間要救療窮民調査表

公費免除者	事實上窮民	疾病困憊者	合計
戸数	人口	戸数	人口
盛岡	一、二七	一、二七	一、二七
沼宮	一、二七	一、二七	一、二七
日詰	一、二七	一、二七	一、二七
花巻	一、二七	一、二七	一、二七
黒沢	一、二七	一、二七	一、二七
水澤	一、二七	一、二七	一、二七
一堂	一、二七	一、二七	一、二七
谷	一、二七	一、二七	一、二七
關	一、二七	一、二七	一、二七
計	一、二七	一、二七	一、二七

二千三百圓
尙昭和三年に入つてから九戸郡山根村、江刺郡伊手村等醫者無き村から村へ巡回して感謝の涙を以て迎へられてゐる
無料宿泊所
盛岡市下厨川字平戸
岩手労働共榮會經營
大正十四年五月十日創立
經費七百圓
宿泊人員九百二十二名(二年中)
内男八百九十九名女二十三名
實費食堂
所在地經營者、創立共に無料宿泊所と同じ
經費二千九百圓、入場人員千四百五十三名

無料診療

水澤無料診療所
所在地 贈郡水澤町大林寺内
經營者 贈澤佛敎奉公會
創立 大正十三年九月一日
昭和二年度豫算 五〇圓
職員 醫師 四名、事務員 三名
昭和二年度患者診療數 一〇〇名
内 内科六九 齒科三一

兒童保護

感化教育
代用感化院社団法人杜陵學院
盛岡市米内字三ッ割八十五番戸
各宗佛敎團經營
沿革現狀
大正十一年十二月舊(岩手)兒童感化教育を目的とし本院創立の決議をなし翌十二年三月

月認可を受く
同年六月縣は代用感化院に指定し縣より委託金及補助金並各宗寺院及有志寄附金を以て之を經營した
開院以來の收容員數十九名にして現在在院兒童數十四名なり(定員十五名)
其の狀況は入院一九、退院五名、現在數一四名名にしてその都市別人員其他は左表の如くである

一、都市別人員	一、入院理由	一、不良原因	一、保護者關係
盛岡	盜竊	盜竊	遺棄
岩波	盜竊	盜竊	遺棄
紫賀	盜竊	盜竊	遺棄
和賀	盜竊	盜竊	遺棄
膽澤	盜竊	盜竊	遺棄
江刺	盜竊	盜竊	遺棄
西磐	盜竊	盜竊	遺棄
東磐	盜竊	盜竊	遺棄
氣仙	盜竊	盜竊	遺棄
上下	盜竊	盜竊	遺棄
閉下	盜竊	盜竊	遺棄
九戸	盜竊	盜竊	遺棄
二戸	盜竊	盜竊	遺棄
計	盜竊	盜竊	遺棄

實父	實母	叔父	實兄	祖父	親戚	其他	計
一、九	一、四	一、一	一、一	一、二	一、一	一、一	一、九
九	四	一	一	二	一	一	九
計	計	計	計	計	計	計	計

社會政策—救護施設

感化教育改善

昭和二年八月縣では市町村長に依頼して縣下の不良兒童を調査した所其數三十名を超過するの趨勢なので漸次感化院設備の擴張を計り小學校長と聯絡を保ちて不良兒童の早期發見に力め一方兒童保護委員、方面委員の施設に依り其趣旨の徹底を期し、兼て左記事項の實現を圖る事になつた

- 一、設備の充實
- 一、實業科教育の設備
- 一、農場の設置
- 一、運動場の擴張
- 一、退院兒の保護施設

育兒事業

財團法人岩手保護院

盛岡市加賀野二百番戸

院長 小原源八

創立大正十五年六月二十六日

(前身盛岡孤兒院は明治三十九年七月六日創立)

沿革並現況

本院は元盛岡孤兒院と稱し小原源八氏の創立明治三十八年東北三縣下大凶作に際し罹災者の慘狀言語に絶するものあり汎く無辜の幼兒を養育教導し自治の道を與ふる目的で設立された、爾來熱誠を竭して經營事業

を永遠に繼續せしめ且つ施設の徹底を期するため大正十五年六月組織を改善して財團法人となし内容の改善に努力し收容兒にして義務教育未了の者は凡て市内の小學校に通學せしめ其の修了後は本人の性行體質及希望等を斟酌して職業の實際を習得せしめ尙學業成績優秀なる者には特に高等小學校中等學校等に於て普通教育を受けしむることとした

創立以來(孤兒院)收容總數 三二人(男一七女一五)

現在收容數 院內 二人(男一、女一) 院外 二人(男一、女一)

昭和三年年度經費 九、五八〇圓

尙昭和三年年度に於て養老院開設の計劃を樹て之れが建築費五、〇〇〇圓を計上し目下建築中而して現在養育院附屬舎に收容中の者は五人(男二、女三)

育兒事業御獎勵の恩召を以て宮内省は大正十年以降毎年多額の御下賜あり、又内務省は大正三年度以降補助金を交付し其の達成を期した

因に昭和二年度に於ける獎勵助成金は

- 宮内省獎勵金 參百圓
- 内務省助成金 參百圓
- 岩手縣補助金 八百圓

小岩井農場托兒舎

所在地 岩手郡小岩井農場内

經營者 小岩井農場

創立 明治四十二年四月十五日

目的 幼兒の晝間保育を目的とし同農場牧夫の能率増進を圖るにある

概要 明治四十二年第一、第二託兒舎を設け同四十四年第三託兒舎を開設せり

設備

- 敷地建物 舍外 其他
- 總坪數 坪數 遊戯場
- 第一託兒所 四、八〇〇坪 三、一五〇坪 二、〇〇〇坪 三、〇〇〇坪
- 第二同 三、〇〇〇坪 二、七五〇坪 六、〇〇〇坪 四、八〇〇坪
- 第三同 四、〇〇〇坪 一、五〇〇坪 三、〇〇〇坪
- 計 八、八〇〇坪 七、三〇〇坪 二、〇〇〇坪 四、八〇〇坪

哺乳器、嬰兒籠、ハンモック、人形、繪本、小農具等の舎具、玩具三百餘點を備ふ

職員	舍監 一名 保母 四名 補女 二名
兒童數	(昭和二年十二月末現在)
年齡	一歲 二歲 三歲 四歲 五歲 六歲 七歲 計
兒童數	二五 八 〇 〇 二二 五 三
經費	一、八六〇圓 (年齡は數(年))

事務費 一、四一〇圓
給養費 四五〇圓

釜石鑛山託兒所
所在地 上閉伊郡釜石鑛山鑛業所内
經營者 釜石鑛山鑛業所
創立 大正十五年六月一日

建物 木造平屋造壹棟 三二坪九合
五勺

運動場 二二八坪五合

備品 嬰兒籠、ハンモック、滑臺、ブランコ、外玩具數十種

職員 保母 一人、保母助手二人、衛生醫 一人

事務は鑛業所人事部にて取扱ふ
兒童數 (昭和二年十二月末現在)

社會政策——救護施設

年齡	二歲 三歲 四歲 五歲 六歲 七歲 八歲 計
兒童數	六 一 三 四 七 五 〇 五
託兒時間	自午前六時 至午後六時
經費	一、一六〇圓

村託兒所
昭和二年度農繁期に於て託兒所を開設したるもの左の四ヶ村にして愛國婦人會岩手支部は一ヶ所に對し金八十圓宛の補助をなせり

中野村託兒所
所在地 岩手郡中野村中野小學校内
經營者 岩手郡中野村中野小學校
期間 第一期(自五月二十日至六月二十日) 第二期(自九月二十七日至十月三十日)

職員 所長一名、主任一名、保母一名、助手若干名、醫員一名、顧問若干名

經費 一五〇圓

性別	第一期	第二期	計
男	三	三	六
女	三	三	六
計	六	六	一二

十二鑛村託兒所
所在地 和賀郡十二鑛村淨珠院内
經營者 和賀郡十二鑛村土澤小學校

期間	第一期(自六月十日至七月十日) 第二期(自九月二十日至十月三十一日)
職員	所長一名、主任一名、保母一名、助手若干名、醫員一名、顧問若干名
經費	二九七圓

米崎村託兒所
所在地 氣仙郡米崎村米崎小學校内
經營者 氣仙郡米崎村米崎小學校
期間 第一期(自六月六日至同月十九日) 第二期(自十月一日至十月十四日)

職員 所長一名、主任一名、保母一名、助手若干名、醫員一名、顧問若干名

經費 一六四圓

性別	第一期	第二期	計
男	三	三	六
女	三	三	六
計	六	六	一二

宮守村託児所

所在地 上閉伊郡宮守村塚澤小學校内
經營者 上閉伊郡宮守村塚澤小學校
期間 第一期(自六月一日至七月十三日) 第二期(自十月一日至十月二十八日)

職員 所長一名、主任一名、保母一名、助手若干名、醫員一名、顧問若干名
經費 二二〇圓

Table with columns for sex (男女) and period (第一期, 第二期), showing counts for children and staff.

母性及幼児保護

兒童健康相談

愛國婦人會岩手支部兒童健康相談所

所在地 盛岡市愛國婦人會岩手支部内
經營者 愛國婦人會岩手支部
目的 満六歳未満の兒童に對し無料にて健康上の相談に應じ兒童の健康増進を圖るを目的とす

創立 大正十一年二月廿七日
職員 顧問醫二名、醫員一名、看護婦一名、事務員二名

設備

日本赤十字社岩手支部内三室を借受け使用す、机椅子、竹籠及吸入器、聴診器等の普通診療器より兒童玩具等迄を備付く

經費 四〇〇圓 (昭和二年度豫算)

Table with columns for sex (男女) and period (昭和二年度), showing counts for children and staff.

日本赤十字社岩手支部兒童健康相談所

所在地 膽澤郡水澤町横町

經營者 日本赤十字社岩手支部

創立 昭和二年十一月二十日

職員 醫員一名、看護婦一名、事務員一名

經費 三二二圓 (昭和二年度豫算)

Table with columns for sex (男女) and period (昭和二年度), showing counts for children and staff.

妊産婦保護

日本赤十字社岩手支部妊産婦保護所

所在地 盛岡市内丸日本赤十字社岩手支部

經營者 日本赤十字社岩手支部
目的 兒童保健の爲無料にて妊産婦の保護助産を行ふ

昭和二年度豫算 三、〇〇〇圓

盛岡妊産婦保護所

創立及現況 大正十四年十一月五日創立
顧問醫三名、産婆一名を囑託し同月十六日事業を開始した、診療日は毎日午後一時より四時まで但し日曜、祝祭日は休診
尙縣は産婆の數甚だ尠なきを遺憾とし大正十三年度より管内三ヶ所の産婆養成所に補助金二百圓宛を交付し生活困難なる者には無料入院を許す等該事業の助長發達を期するに同時に一面産婆養成に資しつゝあり

昭和二年度妊産婦助産成績

Table with columns for sex (男女) and period (昭和二年度), showing counts for children and staff.

花巻川口町妊産婦保護所

所在地 稗賣郡花巻川口町成島カッ方

創立 昭和二年八月一日

生活改善

一般的方針としては地方民の日常生活には無理解なるものあり此弊風を打破し合理的經濟生活を營ましむること

町村戸主會

從來教育風俗産業勤儉貯蓄等の一種又は數種の爲めに同志者或は一部落民の組織せる團體ありしも未だ一町村を一區域とし全戸を一團とせざるものありしが偶々歐洲戰爭に依る海外輸出の好況に煽られて奢侈放逸の風潮盛ならむとするに際し大正六年内務、逓信、農商務、大藏四大臣の訓示に基き知事告諭を發して大に縣民に警告を加へ以て勤儉貯蓄民資充實を奨励し郡市長をして之が普及徹底に努め大正八年三月戦後民力涵養訓令の發せらるゝや縣は之が實施要項九十六ヶ條を例示し告諭を發して宣傳奨励したるも之が徹底方法として實行機關の必要を感じ民力涵養の主要事項を脱せざる

限りに於て之を忠君愛國、敬神崇祖、公共公德、矯風、勤儉貯蓄、衣食住、賞罰、機關、附則の十章四十六條をなして規約締結の意思を強めてしめす時々國民精神を鼓舞緊張して敢て怠る事なきを期する爲に特に十ヶ年据置世界大戰記念貯金の條項を加へ縣下を通じて總額五百萬圓に達する目的を定め之を案配し町村會員の生活状態に準じ各自の貯金額を定め毎月一回貯金せしむることとし大正八年六月之を郡市長に諮り協賛を得て規約標準を發表し一面講演其他に依りて宣傳奨励したるに大正九年六月迄に大半組織せられ町村の故障に依り滯滞したるものありしも大正十年十月を以て縣下全町村に涉りて成立を見現に記念貯金も優秀の成績を示し其他の規約に就ても佳良のもの少からず就中一般の成績優良と認め大正十二年二月十一日氣仙郡立根村戸主會を表彰した

戸主會數 二百三十八ヶ團
會 員 町村現住戸數

社會教化

世界大戰記念規約貯金豫定表

Table with columns for village name (岩手, 波手, 紫波), population, and savings amounts for various periods (大正六年, 現住戸數, etc.).

海軍志願兵徵募狀況

兵種	志願(受験者)			合格者			不合格			
	二年	三年	合計	二年	三年	合計	學術不良	體格不良	眼病	其他各種病
水兵	八	五	一三	一	一	二				
水雷	七	三	一〇	一	一	二				
機樂	四	五	九	一	一	二				
船	一	一	二							
看主	一	一	二							
計	二六	二〇	四六	三	三	六				
東磐井	三	二	五	一	一	二				
西磐井	三	二	五	一	一	二				
江刺	二	一	三	一	一	二				
和賀	二	一	三	一	一	二				
氣仙	三	二	五	一	一	二				
上閉伊	三	二	五	一	一	二				
下閉伊	七	四	一一	一	一	二				
紫波	二	一	三	一	一	二				
岩手	二	一	三	一	一	二				
盛岡	二	一	三	一	一	二				
計	二七	二〇	四七	三	三	六				

兵事一年

▲昭和二年十月十四日在郷軍人會盛岡支部は支部規程第十六條の第三項に依り左の如く本年度賞状を交付した
 岩手郡太田村、紫波郡長岡村、赤澤村、上閉伊郡栗橋村、金澤村、綾織村、神貫郡内川目村、江刺郡玉里村、氣仙郡高田町、下有住村、唐丹村、西磐井郡日形村

東磐井郡門崎村、下閉伊郡小本村、門馬村、磯鶏村、花輪村、田野畑村
 ▲十二月三日弘前歩兵第三十一聯隊岩手縣二戸、九戸、下閉伊出身者によつて郷土訪問行軍が行はれた
 ▲昭和三年三月二十五日市職業紹介所に於て支部評議員會を開催
 ▲五月十二三日の兩日閉院總成宮殿下の台臨を仰ぎ弘前市に於て縣下在郷軍人大演習並に總會が催された

▲二年十一月釜石鐵山分會、同三年七月松尾鐵山分會生る、之れにより分會數二四五となり會員五萬を突破す
 ▲昭和三年度徵兵検査は四月十六日より七月廿六日まで執行更らに八月二十三日より同二十七日まで盛岡市に抽籤徵兵署を開設した
 ▲昭和三年度簡閱點呼は八月一日より施行廿八日を以つて終了す

蠶絲

本縣の蠶況

二年の夏秋蠶 (知事官房統計係調査)
 昭和二年の夏秋蠶は飼育戸數二六、六一四戸、掃立枚數五〇、三七八枚、收購高二一七、三九九貫で此の價格八一〇、七〇五圓にして之を前年に比すれば飼育戸數五、五二〇戸(一割七分一厘)掃立枚數一四、六〇一枚(二割二分五厘)收購高五二、八四五貫(一割九分六厘)價格に於て八九四、六一六圓(五割二分五厘)の減少を示した、之

は本年は氣候適順で桑葉の供給が充分で蠶兒の發育良好であつた爲め一枚當の收購量に於ては前年以上(前年一枚當收購量四、一五九匁、本年一枚當四、三一五匁)の成績を収めたが春以來の繭價安の結果飼育戸數及掃立枚數が著しく減じた結果で郡市別の狀況は左の如くである

郡市	飼育戸數	掃立枚數	收購高	價格
膽澤	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
江刺	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二
西磐井	四、六八四	四、六八四	四、六八四	四、六八四
東磐井	一、四七七	一、四七七	一、四七七	一、四七七
氣仙	一、六七五	一、六七五	一、六七五	一、六七五
上閉伊	一、五九一	一、五九一	一、五九一	一、五九一
下閉伊	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
九戸	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二戸	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
盛岡	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
計	二六、六一四	五〇、三七八	二一七、三九九	八一〇、七〇五

製糸産額 (二年末現在)

郡市	製糸		糸屑		物	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
膽澤	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
江刺	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二	一、二二二
西磐井	四、六八四	四、六八四	四、六八四	四、六八四	四、六八四	四、六八四
東磐井	一、四七七	一、四七七	一、四七七	一、四七七	一、四七七	一、四七七
氣仙	一、六七五	一、六七五	一、六七五	一、六七五	一、六七五	一、六七五
上閉伊	一、五九一	一、五九一	一、五九一	一、五九一	一、五九一	一、五九一
下閉伊	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
九戸	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
二戸	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
盛岡	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
計	二六、六一四	二、一七六	二六、六一四	二、一七六	二六、六一四	二、一七六

春蠶掃立豫想枚數

(三年四月末日現在、知事官房統計係調査)

蠶糸——本縣の蠶況

春蠶掃立豫想枚數は白繭種六一、一三一枚、黃繭種七二、二九一枚計一三三、四二二枚で前年の掃立枚數に比せば白繭種に於て二、〇六二枚

(三分三厘)黄繭種に於て八〇三枚(一分一厘)總數に於て二、八六五枚(二分一厘)の掃立減を豫想されつゝある(△は減)

産地	白繭		黄繭		計	
	豫想	前年比	豫想	前年比	豫想	前年比
盛岡市	二七〇	△	八〇	△	三五〇	△
岩手郡	三、九〇一	△	一、五二一	△	五、〇五二	△
紫波郡	一、六四四	△	一、四〇四	△	三、〇四八	△
神賀郡	三、六四一	△	六六六	△	四、三〇七	△
和賀郡	二、四三三	△	一、四四四	△	三、九三三	△
膽澤郡	三、〇五五	△	二、三三三	△	五、三九三	△
江刺郡	一、五九九	△	三、七四四	△	五、三四三	△
西磐井郡	六、二八九	△	一、八三三	△	八、一三二	△
東磐井郡	一、五八七	△	一、六三九	△	三、二二六	△
氣仙郡	七、三三〇	△	八、八七九	△	一六、二〇九	△
上閉伊郡	三、七二四	△	六、八五九	△	一〇、五八三	△
下閉伊郡	二、五八二	△	二、〇九一	△	四、六七三	△
九戸郡	三、四〇五	△	一、八〇〇	△	五、二〇五	△
二戸郡	五、一八二	△	六、〇〇六	△	一一、一八八	△
計	二七、〇〇〇	△	二八、〇〇〇	△	五五、〇〇〇	△

桑葉及蠶種 (二年)

昭和二年に於ける本縣桑葉收穫高一七、七六〇、四二五貫にして其の價格三、七三七、五六三圓である之を栽培及天然桑に區別せしめ栽培桑に於て一五、六九六、三八一貫價格三、四四〇、六七三圓天然桑に於て收穫高二、〇六四、〇四四貫價格二、八六、八九〇圓である、又之れを春蠶用及夏秋蠶用に別ては春蠶用一四、二四三、三八二貫其の價格三、一二二、五五七圓夏秋蠶用三、五一七、〇四三貫にして價格五、九五、〇〇六圓である、之れを前年に比すれば栽培桑に於て收穫高八、九四〇、〇三〇貫の増加となつてゐるが價格に於ては六六五、一三五圓を減少し又天然桑に於ては收穫高六、〇五〇貫價格六、九三〇圓の減少を示し總計に於て收穫高八、三二一、九八〇貫の増加となつてゐる、價格に於ては七三二、〇六五圓の減少である

昭和二年に於ける本縣蠶種製造戸數八五戸にして數量一、一三、五八四枚其の價格一七六、七五九圓である、桑葉及蠶種の産額を郡市別に示せば左表の通りであるが桑葉は東磐井西磐井多く蠶種は紫波和賀に特に多く産するの状況である

産地	栽		天		然	
	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶	春蠶	夏秋蠶
盛岡市	一〇、八五五	一、一九〇	一、一九〇	一、一九〇	一、一九〇	一、一九〇
岩手郡	五二、〇七四	八六、七三九	一三、一四〇	一〇、四〇九	一〇、五九八	三三、五〇六
紫波郡	三三、八七七	五、八五五	七、五九七	一、一六七	一、一六七	一三、〇三五
神賀郡	三七一、二〇六	六九、六八九	九七、〇三三	三、八二二	七、二七一	一九、九二五
和賀郡	三六六、二九〇	七、一一六	二五、七三三	七、七四四	一、三三三	七、一五〇
膽澤郡	六六三、六五九	一、二八、六九五	一七一、九三三	三、七五五	五、九九九	七、五〇〇
江刺郡	六三四、八三五	一、四九、九五八	一八三、二四四	二四、八八四	五、六七九	八、三九九
西磐井郡	九六五、二九五	二四〇、六四九	三三三、三〇〇	八七一	一、一三〇	二、六〇〇
東磐井郡	二、八四一、六三二	七九、六六一	八三三、六六七	四三、六四九	九、六三六	二、九八
氣仙郡	一、六六、七一一	四九、三三二	四七、八五九	一、九三三	三、七、八四	一、六七九
上閉伊郡	八六五、六四〇	一、七三、六五七	二二〇、三三六	四七、三三六	七、七三〇	二〇、一六七
下閉伊郡	一、七七、一九六	三、六三、四二五	四〇二、九三三	七九、三三九	九、七、四二	七、七八六
九戸郡	四〇六、一三六	七、一、三六九	一〇三、三六六	一一、七九	一四、〇五九	三、三三三
二戸郡	一、〇六、七三二	二、八七、一四三	三三、五〇八	三、四、四三三	二、三、四四	三、三三三
計	三、四二一、二八二	三、八三、七七八	一、一三、五八四	一、一三、五八四	一、一三、五八四	一、一三、五八四

蠶種

産地	原蠶種		普通蠶種		計	
	製造戸數	製造額	製造戸數	製造額	製造戸數	製造額
盛岡市	三三	三、六六三	一、三三一	二、四六二	一、三三一	二、八二八
岩手郡	二七	一、四〇二	四、八〇三	五、〇六八	四、九九九	五、二〇八
紫波郡	一、九八八	六、二四、八八八	二、四、八八八	七、二六、八八六	二、五、三九五	二、五、三九五
計	二、〇三八	一〇、三一三	七、四九四	一七、七三五	九、五三二	一八、〇四三

下閉伊 一 九二 一八二八 七、七九八 一三、七〇三 八 七、八八九 一三、八五五 二 月 一 一 一、八七〇 二、一三三 一、八七〇 二、一三三
 九月 一 七〇 六八三 三、三三六 五、四四三 三 三、三三三 五、四九二 計 二四、七〇八、六六一 七四、一〇八、八四一 一六七、七九八 八五 一三、五八四 一七六、七五九

蠶蛆病發生

昭和三年の春繭に蠶蛆病が蔓延したので縣では支廳長、町村長、町村農會長、養蠶組合長に左の通牒を發して注意事項を勵行せしめた

注意事項

一、蠶兒の飼育又は生繭の取扱を爲す者は命令の定むる所に依り病蠶及斃蠶の病原微生物並にこご蛆病及其サナギ蠅を滅殺し其の他蠶病豫防の爲め必要なる施設をなすべし

一、生繭の取扱を爲す者は生繭の集散又は保存する室に蠶蛆及其の蛹の逸散を防ぐに足るべき目張をなし又は濾紙其の他緻密なる目の敷物を布き且つ室の内圍に下部より高さ二寸以上の障板を設くべし但し繭の障板に接觸する場合は其の繭の表面より二寸以上を保たしむべし蠶蛆の逸散を防ぐに足る構造の室又は容器に保存する時は此の設備を要せず

一、生繭を運搬せしめんとする時は蠶蛆の散逸を防ぐに足る綿布麻布等より成る容器中に之を納むべし

桑園基本調査

本縣では二年度から桑園の基本調査を行なひ三年七月終了したが調査面積は一萬八千八百三十一町歩で其結果は改善の必要あるもの四千八百三十二町歩、改植の必要あるもの二千三百七十一町歩計七千二百三町六反歩であつたが各郡市別の状況は左の如くである

郡市	肥培管 病虫害驅		改良の必要あるもの		計
	理不良	除不完全	其他	計	
盛岡市	三、八	四	一	四、二	四、二
岩手	二五七〇	七、八	二〇、八	二八五、六	二八五、六
紫波	一八二、三	一六、九	一六、六	二一五、八	二一五、八
稗貫	一九四、二	一六、八	三五、五	二四六、五	二四六、五
和賀	二四四、二	一九、九	一五、六	二七九、七	二七九、七
陸奥	二五三、三	三六、五	三四、四	三三三、二	三三三、二
江刺	二四二、六	三三、〇	二二、四	二七〇、〇	二七〇、〇
盛岡市	三、八	四	一	四、二	四、二
岩手	二五七〇	七、八	二〇、八	二八五、六	二八五、六
紫波	一八二、三	一六、九	一六、六	二一五、八	二一五、八
稗貫	一九四、二	一六、八	三五、五	二四六、五	二四六、五
和賀	二四四、二	一九、九	一五、六	二七九、七	二七九、七
陸奥	二五三、三	三六、五	三四、四	三三三、二	三三三、二
江刺	二四二、六	三三、〇	二二、四	二七〇、〇	二七〇、〇
盛岡市	三、八	四	一	四、二	四、二
岩手	二五七〇	七、八	二〇、八	二八五、六	二八五、六
紫波	一八二、三	一六、九	一六、六	二一五、八	二一五、八
稗貫	一九四、二	一六、八	三五、五	二四六、五	二四六、五
和賀	二四四、二	一九、九	一五、六	二七九、七	二七九、七
陸奥	二五三、三	三六、五	三四、四	三三三、二	三三三、二
江刺	二四二、六	三三、〇	二二、四	二七〇、〇	二七〇、〇

改植の必要あるもの

樹勢 病虫害 其他 計
 衰弱 被害 其他 計
 盛岡市 一、八 三、三 一、一 二、一
 岩手 一〇三、三 四、六 一、九 一〇九、八
 紫波 一五九、〇 八、八 一、八 一六九、六

農業

稲と麥

二年米實收高
 本縣に於ける昭和二年の米作付反別は水稻

郡市	作付反別	收穫高
稗貫	一〇六、九	一五〇、〇
和賀	一四四、六	一〇〇、〇
陸奥	一三三、六	一〇〇、〇
江刺	二二四、九	一〇〇、〇
西磐井	一七四、九	一〇〇、〇
東磐井	一七四、九	一〇〇、〇
氣仙	一四四、〇	一〇〇、〇
上閉伊	一三三、二	一〇〇、〇
下閉伊	七四、〇	一〇〇、〇
九戸	七九、二	一〇〇、〇
二戸	九二、五	一〇〇、〇
合計	一、七八一、六	一八八、七

五萬三千九百二十七町五反、陸稻九百七十六町五反、計五萬四千九百四町にして之が收穫高は水稻百四萬八千六百八石、陸稻一萬二千九百七十七石計百六萬一千五百七十八石である

之を前年に比すれば作付反別に於て水稻一千九百九十二町二分一厘、陸稻六町九反七分一厘計一千九百九十九町二分一厘を増加し收穫高に於ては水稻十一萬一千八百八十六石（一割二分）の増收にして價格に於ても亦二五八、四九七圓（九厘）の増加で最近五ヶ年の平均總收穫高に比するも八千四百五十七石（八厘）の増收を見た

その發育状況を見るに播種當時より苗代期中に於ける氣候は概して適順なりし爲め苗の成育良好にして移植後六月下旬に至る間は氣温一般に高く且つ日照時數も亦多く苗の活着並成育益々良好なりしも七月上旬より

り中旬に至る間稍々降雨多かりしと氣温割合に高かりし爲草丈徒長の傾向を示したが七月下旬より天候恢復して開花登熟共に完全に行はれ九月下旬多少の風雨の害を蒙りたるもの又は岩手、紫波、和賀、陸奥、西磐井、東磐井の各地方に部分的に稻熱病等の發生を見たるも氣候一般に適順にして以上の成績を見るに至つたのであるが最近五ヶ年間の收穫高及平均收穫を示せば左の如くである

年次	作付反別	收穫高
五ヶ年平均	五、七〇五、二	一〇五、三三
大正十五年	五、八〇四、九	九七、四七三
十四年	五、〇一四、七	一〇七、七四
十三年	五、三一九、三	一〇六、五八六
十二年	五、三三三、〇	一〇四、二〇八
十一年	五、八六四、九	一〇六、二四五

郡市別成績表左の如し

作付反別	水稻		陸稻		計
	梗米	糯米	梗米	糯米	
稗貫	一三三、二	五、八	一、〇	一、〇	一三九、〇
和賀	五、五九八、〇	五、四〇六	三、七〇九	一、〇	一一、七〇三
陸奥	五、五二二、四	四、九三三	三、〇二	一、〇	一〇、九七八
江刺	五、六二七、五	六、三一一	一、七八〇、〇	一、〇	一三、七三九
西磐井	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
東磐井	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
氣仙	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
上閉伊	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
下閉伊	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
九戸	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
二戸	一、〇	一、〇	一、〇	一、〇	四、〇
合計	一、七八一、六	二、三二五、二	一、〇	一、〇	四、〇

盛岡 岩波 紫波 稗貫

農業—稲と麥

東北北陸地方産米價格比較表 (一石當)

産地	八年産	九年産	十年産	十一年産	十二年産	十三年産	十四年産	十五年産	昭和二年産
岩手米	三、八三〇	三、一五〇	二、七五〇	三、五五〇	三、九〇〇	三、二〇〇	三、五七〇	三、九五〇	三、九五〇
本石米	三、三〇〇	三、〇〇〇	二、八八〇	三、七〇〇	三、六〇〇	三、二六〇	三、八八〇	三、九〇〇	三、九〇〇
山居米	三、四〇〇	三、一七〇	三、〇六〇	三、八〇〇	三、七〇〇	三、三三〇	三、九三〇	三、九〇〇	三、九〇〇
村山米	三、五七〇	三、三三〇	三、二九〇	三、九三〇	三、八〇〇	三、四三〇	三、九八〇	三、九〇〇	三、九〇〇
秋田米	三、七五〇	三、五〇〇	三、四六〇	三、七五〇	三、六〇〇	三、二四〇	三、七三〇	三、七〇〇	三、七〇〇
越後米	三、六八〇	三、四三〇	三、三九〇	三、六八〇	三、五三〇	三、一七〇	三、六六〇	三、六三〇	三、六三〇
越中米	三、四〇〇	三、一五〇	三、一〇〇	三、三九〇	三、二四〇	二、八八〇	三、三九〇	三、三六〇	三、三六〇
朝鮮米	三、三〇〇	三、〇五〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、〇五〇	二、六九〇	三、一六〇	三、一三〇	三、一三〇
東京米	三、三〇〇	三、〇五〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、〇五〇	二、六九〇	三、一六〇	三、一三〇	三、一三〇
備中米	三、三〇〇	三、〇五〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、〇五〇	二、六九〇	三、一六〇	三、一三〇	三、一三〇

昭和二年度生産検査成績 (出張所別)

出張所	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別
磐前	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
好摩	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
所名	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
矢幅	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
日詰	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
石鳥谷	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
花巻	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
土澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
遠野	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
黒澤尻	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
金ヶ崎	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
水澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
岩谷堂	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
前澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外

苗腐敗病と其應急策

本縣では水稻苗代に苗腐敗病発生したので五月各支廳長、市町村長に左の如き注意をなした

本春に於ける水稻苗代は初め順調なる發育の状態にありしが四月二十三日降雪以來偶々天候の激變に遭遇し其の生育に異常なる障害を來し地方に依りては幼苗枯死腐敗して昨今更に疎換の止むなきに至りしものも相當被認候處之に於て應急策に關しては夫々御手配中の事と存候へ共尙此際關係團體と協力し速に別記事項を當業者に周知し善後の處置を講ぜしめ移植に支障なき様配慮相成度

記

本年縣下の苗代状況は當初順調にして苗立良好なりしが五月に入り地方により異常なる苗の衰弱を來し莖葉漸次灰褐色を呈し根は土中に固着するを得ずして床面に倒れ或は水中に浮遊し甚しきは枯死腐敗して苗代面に欠班を生ずるものありしが昨今益々其度を高め且つ被害區域次第に擴大し甚しきに至りては一枚の苗代にして殆んど健全なるものなく絶滅の状態となりしもの尠なり

例へば稗貫郡宮ノ目村八幡村の如きは苗代

産地	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別	検査種別
矢幅	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
日詰	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
石鳥谷	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
花巻	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
土澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
遠野	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
黒澤尻	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
金ヶ崎	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
水澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
岩谷堂	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外
前澤	一等	二等	三等	四等	五等	計	等外	計	等外

全面積に對し被害なきもの四割被害中位にして恢復の見込あるもの四割全々見込なきもの二割前後に達せり而して各地より同様の事情に付きて照會ありしもの數件ありしことより見れば斯の如きものは全縣下に於て尠からざるが如く思考せらる

之が原因として本年は四月上旬より中旬に亘り氣温高かりしが二十日頃より急激に下降し遂に二十三日には降雪を見るに至り爾後數日に亘り氣温概して低かりしにより灌水を持続したるもの多く是れが爲種子の發芽並に生育は阻害せられ枯死せるもの尠からず加ふるに苗の衰弱は氣温の低下と相俟ちて稻苗綿腐敗病の發生を促し被害の程度を一層激甚ならしめたり、又場所によりては四月二十六日頃以後の氣温の上昇殊に五月五日以來の急激なる上昇により有機質の腐敗分解によりて所謂沸立ちの状態となれり之が爲に根部の生育は阻止せられ遂に枯死するに至りしものあり

之が前後の對策としては左記によるを可とす

一、被害激甚にして將來見込なき程度のものは其面積分以上の苗代を他(新苗代)に設け左の方法に依り速かに播種し苗不足に備ふることを

(イ)浸種及催芽

一ノ關	生産検査	三、八三三	小作米検査	一、九七〇	計	七、四〇〇
花泉	生産検査	三、四三〇	小作米検査	二、〇四九	計	三、四二四
合計	生産検査	四、四七六	小作米検査	三、〇三三	計	七、五〇九
計	小作米検査	六、四八八	計	四、〇〇〇	計	一、〇九〇

三年麥豫想收穫 (六月十日現在)

昭和三年の麥作は播種後の氣候は概ね適順なりし爲生育良好にして積雪期に入つたが一月上旬に至り氣温著しく低下し降雪量多く爲めに生育亦遅々たる状態であつたが同月中旬に及んで氣温稍々高くなつたが同月下旬に至り氣温再び低下し三月上旬に至る迄引續き低温なるのみならず屢々降雪ありたる爲例年に比し伸長及分蘗數を減じ尙寒傷及菌核病の被害を受けたる地方があつた然るに三月下旬に及びて氣温急昇し殊に四月中旬に於て高温となり其の後も氣温適順なりし爲降水量例年より寡少だつたに拘はらず生育能く進み草丈分蘗共に良好にて其の豫想收穫高五十二萬三千二百七十六石にして前年收穫高に比し二萬五千二百六十四石即ち五分の増收を示すに至つた

三年麥豫想收穫高郡市別 (六月十日現在) (田作は○印)

郡市名	大麥	裸麥	小麥	計	豫想收穫高
和賀	○	○	○	○	一、九二〇
江刺	○	○	○	○	二、〇七四
西磐井	○	○	○	○	三、〇〇〇
東磐井	○	○	○	○	三、〇〇〇
氣仙	○	○	○	○	三、〇〇〇
上伊伊	○	○	○	○	三、〇〇〇
下伊伊	○	○	○	○	三、〇〇〇
戸戸	○	○	○	○	三、〇〇〇
計	○	○	○	○	三、〇〇〇

- 温かき清水に三、四晝夜浸漬したるものを催芽せしめて播種すること
- (口)播種量
適期播種量より多くし坪當四合位にする
- (ハ)肥料
遅効性のものを避け速効性の無機質肥料のみを施すこと
例 一坪當 硫酸アンモニア 七〇匆
過磷酸石灰 五〇匆
草木灰 一五〇匆
- (ニ)其他は一般耕種標準に據り尙移植は成るべく早く行ふこと
- 二、被害苗代にして尙健全なる苗相當存する程度のは左の方法を行ふこと
(イ)坪當五〇匆内外の木灰を撒布すること
- (ロ)天候の許す限り晝間排水を行ひ充分日光に曝露し其他に於ては温水を灌漑すること
- 三、醗酵甚しき苗代にありては左の方法を行ふこと
(イ)降霜の虞なき天候を見計ひ三四夜連續して夜間の排水を行ふこと
(ロ)木灰及河砂を等分に混合せるものを坪當一升位つゝ撒布すること

和賀	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
江刺	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
西磐井	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
東磐井	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
氣仙	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
上伊伊	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
下伊伊	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
戸戸	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇
計	○	一、一三三	一、一三三	二、二六六	一、一三三	三、四〇〇

苗代跡作實施狀況

本縣の苗代は苗採收後跡地を休閑せしめる習慣あり大正九年現在では苗代總反別二千三百十三町步中跡地利用は三百十町步に過ぎなかつたので大正十年に基本調査を行ひ講習講話其他の方法で之が利用を奨励した結果昭和二年に於ては跡作實施反別七百七十七町步苗代總反別に對する割合は三割

共同苗代經營狀況
本縣では水稻苗代の共同經營により苗育成の改善をなし安全なる米増收の普及を促進せしめると共に之を中心として稲作全般の共同化を計り生産費の節減を期せんとし昭

- 和二年に於て縣南郡三を機み十ヶ所の共同苗代を設置した、反別加入戸數左の如し
- 經營団体名 同反別加入戸數
- 膽澤郡小山村改良組合 三〇〇〇 一〇
- 油地農事改良組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡金ヶ崎村 三〇〇〇 一〇
- 同 南方共同苗代組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡佐倉河村 三〇〇〇 一〇
- 同 常盤農事共同經營組合 三〇〇〇 一〇
- 同 江刺郡廣瀨村 三〇〇〇 一〇
- 同 歌書農事改良實行組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡稻瀨村 三〇〇〇 一〇
- 同 十三農事改良實行組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡愛宕村 三〇〇〇 一〇
- 同 馬場先農事改良實行組合 三〇〇〇 一〇
- 同 西磐井郡山ノ目村 三〇〇〇 一〇
- 同 豐科農事改良實行組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡萩莊村 三〇〇〇 一〇
- 同 江川共同苗代組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡真瀧村 三〇〇〇 一〇
- 同 牧澤農事改良實行組合 三〇〇〇 一〇
- 同 郡金澤村 三〇〇〇 一〇
- 同 大門農事必行會 三〇〇〇 一〇

副業と肥料

盛岡	茶製品	蠶網	壘表	竹細工	木製品	漆器	鶏卵	鶏	兎	豚
一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

農業—稻と麥—副業と肥料

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

肥料名	数量	価格
硫酸安母尼亞	八、九四二	一、八四九
硫酸加里	二、五〇〇	一〇、七八四
配肥	八、四七、七八七	四、七、七六五
石灰	二、四三、七八三	一、三、七、三五
石炭	二、四三、七八三	一、三、七、三五
其他	二、四三、七八三	一、三、七、三五
自給肥料	八、二、七八	二、八、六、〇、一
人糞	九、二、四二	二、三、二
尿肥	一、九、五五	六、九、八
其他	一、三、四	六、九、八
合計	二、八、六、〇、一	三、三、九、〇

計 三〇、〇〇八

農業倉庫

各郡農業倉庫業者

郡名	業者名	種類
岩手	本宮村信購販組合	有
	平館村信購販組合	有
	幸郷信購販組合	有
紫波	紫波信購販組合	有
	徳田信購販組合	有
	矢幅信購販組合	有
	飯岡村農會	有
	赤石村信購販組合	有
	志和村信購販組合	有
	古館太田信購販組合	有
稗貫	大迫信購販組合	有
	八重畑村信購販組合	有
	湯本信購販組合	有
	八幡信購販組合	有
和賀	稗貫郡農會	有
	小山田村信購販組合	有
	椎間村信購販組合	有
保	販賣組合土澤米券社	有

九六六

騰澤郡

郡名	業者名	種類
騰澤	玉里村信購販組合	有
	岩谷堂増澤信購販組合	有
	稻瀬村信購販組合	有
	藤里村信購販組合	有
	愛宕信購販組合	有
西磐井	西磐井信用組合	有
氣仙	小友信購販組合	有
上閉伊	綾織村信購販組合	有
	宮守信購販組合	有
	土淵販利組合	有
下閉伊	小川信購販組合	有
	岩泉生糸信購販組合	有
九戸	圓子信購販組合	有

食用農産物

本縣に於ける昭和二年食用農産物の作付段別は六四、四一三、六段總生産價額八、七九一、四九九圓にして前年より作付段別一、六一、四九九圓(〇、割二五)價額九三、三九六圓

農業—副業と肥料—農業倉庫—食用農産物

黍作付反別三八二、五段收穫高三、八九九石にして一反歩收穫高一、〇一九合に當り價格五八、四四二圓なり之を前年に比すれば作付反別一九、六反を減少したるも收穫高三九四石價格四、三八三圓を増加した玉蜀黍作付反別三二〇、一反收穫高三、八四五石にして一反歩收穫高一、二〇一合に當り價格三四、九〇五圓である之を前年に比すれば作付反別九九反、收穫高五〇三石價格九、〇八〇圓の何れも減少である甘藷作付反別三〇〇、八反、收穫高六二六、七六〇貫にして一反歩收穫高二〇八貫に當り價格一四二、五二三圓である之を前年に比すれば作付反別五一、五反價格八、三七七圓を減じたが收穫高に於て三、一〇九貫を増加す

馬鈴薯作付反別二、六四〇、一反、收穫高六〇二五、九七六貫にして一反歩收穫高二二八貫に當り價格九二六、九四七圓である之を前年に比すれば作付反別二〇四、四反、收穫高七〇六、三〇四貫價格八七、一六四圓の何れも減少である一反歩當りの收穫高中前年に比較し減少したるは玉蜀黍及馬鈴薯のみにして其の割合は五、〇八、八九馬鈴薯〇、三八割である左に増加したるもの、割合を示せば

大豆	一割六三	小豆	〇、八六
粟	〇、三九	稗	〇、〇七
黍	〇、五五	蕎麥	〇、六四
甘藷	一、七五		

單價に於ては前年に比し馬鈴薯一五錢（一貫に付）にして同一價格を示し他は何れも左の如く低下した

大豆	（一石に付）一圓四五錢
小豆	（一石に付）一圓八〇錢
粟	（一石に付）九錢
稗	二三錢
黍	四三錢
玉蜀黍	一圓〇四錢
蕎麥	一圓〇〇錢
馬鈴薯	（一貫に付）一圓〇〇錢

農事試験場の事業
縣立農事試験場は盛岡市仙北町驛の西方約十町を隔て岩手郡本宮村に在り明治三十四年の創立にかかり農藝一般に關する試験研究の機關である
業務は農藝に關する全般にして其主なるものは作物優良品種の育成及配布、栽培法の試験研究、土壤及肥料の試験研究、病害虫防除に關する試験研究、果樹及蔬菜の試験研究、町村農會技術員の養成等にして専ら本縣の氣候風土に適切なる耕種各般の改善をなさんが爲適當なる研究をなし以て本縣農家に其應用を指導奨励しつゝあり稻・麥・大豆等重要作物の優良種子は毎年試験場より縣下の各町村に配布せられ又縣下各地の耕土に就き精密なる試験をなし農家をして施肥の標準を知らしめ或は作物各種の病害虫防除の方法を指導し或は果樹の栽培方法の指導をする等試験場の業務は農事の進歩と共に年を逐ふて繁忙を極めつつあり尙農

二年度蔬菜生産額
本縣の二年度蔬菜及び花卉の生産額は七十六萬二千二十九圓で前年の七十四萬三千二百十二圓に比し二千七圓の増額を示したが内譯左の如し

作物	作付反別	收穫高	價格
インゲン	三八〇	三、三九	七〇、五三
キウリ	四三〇・九	一、三六	三六〇、一三
シロウリ	四〇・五	二、八八	三二、一七
カボチャ	一五三・〇	四、八三	八〇、六八
スイカ	三九・一	八、四七	三三、三三

農業技術
縣立農事試験場は盛岡市仙北町驛の西方約十町を隔て岩手郡本宮村に在り明治三十四年の創立にかかり農藝一般に關する試験研究の機關である
業務は農藝に關する全般にして其主なるものは作物優良品種の育成及配布、栽培法の試験研究、土壤及肥料の試験研究、病害虫防除に關する試験研究、果樹及蔬菜の試験研究、町村農會技術員の養成等にして専ら本縣の氣候風土に適切なる耕種各般の改善をなさんが爲適當なる研究をなし以て本縣農家に其應用を指導奨励しつゝあり稻・麥・大豆等重要作物の優良種子は毎年試験場より縣下の各町村に配布せられ又縣下各地の耕土に就き精密なる試験をなし農家をして施肥の標準を知らしめ或は作物各種の病害虫防除の方法を指導し或は果樹の栽培方法の指導をする等試験場の業務は農事の進歩と共に年を逐ふて繁忙を極めつつあり尙農

林畜指定により大正七年より繼續施行せる雜穀及甘藷馬鈴薯改良増殖試験並に昭和元年設置の農林省委托の小麥改良増殖試験は東北地方を代表すべきものにして其試験は内容充實し將來の期待大なるものである尙施行業務を列記すれば左の如くである

- 一、農作物品種の改良及栽培法に關する事項
 - 二、土壤及肥料の改良に關する事項
 - 三、病害虫防除に關する事項
 - 四、農用器具機械に關する事項
 - 五、種苗配布に關する事項
 - 六、土壤、肥料、農産物種苗の分析又は鑑定に關する事項
 - 七、農産製造に關する事項
 - 八、收穫及貯藏に關する事項
 - 九、農事練習生養成に關する事項
 - 十、講習講話實地指導及質問應答に關する事項
 - 十一、農業氣象に關する事項
 - 十二、其他必要な事項
- 膽江分場概況**
▲創立 大正七年、時の大津知事當分場設立の案を樹て通常縣會の決議を経て大正八年五月二十一日江刺郡愛宕村に設置の件時の柿沼知事より告示された

▲事務開始 分場建物落成前は江刺郡岩谷堂町元江刺郡役所内に假事務所を置き大正八年十一月十二日より事務を開始した
▲建物落成 本館其他の建物は九九年七月竣工同時に本館に移轉した
▲試験開始 大正九年四月より圃場試験を開始し同年十月二十三日開場式を舉行した
▲講習生養成 大正十年以降毎年農事講習生養成をなしつゝあり
▲圃場移轉 大正十四年度に於て同場より約一里の距離なる膽澤郡佐倉河村膽澤出張所圃場を廢し新に江刺郡岩谷堂町に水稻試験地を同郡愛宕村同圃場の隣接地に畑試験圃を轉設した
▲陸稻原種圃設置 大正十五年度に於て本縣陸稻原種圃を同場に新設し本縣米麥大豆採種圃規程に依る縣下町村又は町村農會經營の陸稻採種圃に對し同年度以降毎年陸稻原種の交付をなしてある
▲馬鈴薯原種圃 昭和三年度から四反歩を設置してその原種を交付してある

職員

本場長	地方農林技師	竹 蓋	千代三
分場長	同	吉 田	伊兵衛

農會

三年度岩手縣農會豫算

會費	一五、五〇〇
補助料	一〇〇、〇〇〇
雜收	六、六〇〇
雜入	四、四〇〇
寄附金	一〇〇、〇〇〇
合 計	二二六、五〇〇
事務費	三、〇一〇、〇〇〇
會議費	一、一〇〇、〇〇〇
會費	三、二〇〇、〇〇〇
會費	一、五〇〇、〇〇〇
給與金	七三、〇〇〇
雜支	一〇〇、〇〇〇
事務所建築費繰入金	三〇〇、〇〇〇
豫備費	四九、〇〇〇
合 計	四、五〇一、〇〇〇

三年度縣農會事業
農村學校の開設
農村青年並婦女子の教育的施設として大正五年以來繼續實施する所なるが昭和二年三

月末日現在に於て開設せる町村十三郡に亘り百二十四ヶ町村を算し生徒總數は實に一萬一千二百四人の多きを見農村に於ける農事並家事の改善思想の善導等大に見るべきものあるを以て既設受業生の指導と共に新に未設の町村に開設して益々青年婦女子の教育普及に努め以て農村の堅實なる發達を期す

農事經營講習會の開催

農事經營の巧拙は其經濟に及ぼす影響甚大なるものあるは農家經濟調査の明示する所である故に經營に關する講習會を開催して之れが改善の促進に努む

農事改良講習會の開催

生産物處理に關し適切なる方法を普及するは生産の改良増殖上極めて緊急の事項に屬するを以て米穀青果等農産物取引の改善に關する講習會其他農事改良に關する講習會を開催して本縣農事刷新の資に供す

共同作業獎勵

勞力の調節と能率の増進とにより生産費の低減を圖り以て農業經營の改善に資するは頗る緊要な事なので共同作業を獎勵して勞力の共同と生産物處理に關する共同化を勸奨して之れが助成に努む

(昭和元年度末現在一四〇組合、人員三千七百十八人、反別四千三百五十三町歩)

共同出荷獎勵

生産物販賣の巧拙は直接農家經濟に影響するを以て生産の改良増殖上忽緒に附すべからず故に市場の聲價を揚げしめ有利なる販賣を指導せんが爲め共同出荷組合の設立を獎勵し事業を助成して農家經濟の向上を計らん

農事督勵委員協議會の開催

前年に引續き農事督勵委員の協議會を開催し農事改良上諸般の事項につき協議研究を重ね以て本縣農業の改善發達に資す

下級農會の指導

町村農會の振否は農業の改良發達に直接の影響を及ぼすこと論なきを以て之が活動を促進せんが爲め事業施行上各種指導並に會務の一般を指導し以て農村の振興に資す

農業經營改善獎勵

多年施行せる農家經濟調査並に經營改善指導調査により得たる諸種の資料に依り一般農家の經營を改善して經濟の向上を期するは刻下必要なる事項と認むるを以て農家日誌を配布して行事を記帳せしめ之を集計して缺陷を指摘し改善の方法を指導獎勵する園地共進會獎勵

彼是集團耕地の作物を出品せしめて競争を獎勵し團體的に改良を指導するは生産増殖上適切なる方法なるを以て各郡農會に之れ

して一般農家の資に供し農家福利の増進を計る

農事に関する調査

従來米、麥及養馬の生産費資料を調査せるが本年度に於ては新に藪、養牛、養豚、養鶏をも加へて之れ等の生産に要する費用を調査して一般農政の資に供し兼て農村振興に資す

農事研究

農業の全般に亘り廣く調査研究をなし以て農事の改良を指導するは適切なる事項なるを以て學識経験を有する人士の集會を開催して是れに關する研究を爲す

農會役員協議會

系統農會の連絡を益々密接ならしめんが爲め郡町村農會役員協議會を開催し農會活動上諸般の協議をなす

鶏豚共進會の開催

小家畜の獎勵は農家の福利増進上緊要の事項なるを以て鶏豚共進會を開催して之れが飼養を奨励普及す

會報の發行

農事諸般の調査研究並に各種資料を掲載して事業施行上の便に供せんが爲め會報を發行し各級農會に無償配布す

下級農會事業費補助

下級農會の活動を助成せんが爲め事業に對

農業——耕地整理事業

職員

して補助金を交付して之れが達成に資す

會長	知事	丸茂藤平
副會長	澤田末吉	
幹事長	縣地方	福士進
	農林技師	

耕地整理事業

本縣の昭和二年末現在耕地面積は田五萬六千五百町歩、畑八萬八千五百町歩計十四萬五千町歩で全面積の割にも達しないが將來耕地整理並開發見込面積は整理二萬六千五百町歩、開發四萬八千五百町歩計七萬五千町歩であるが精査すれば九萬町歩を突破する見込みで縣では獎勵計劃を樹て、之が速進を助長して居る

獎勵計劃

縣では毎年設計調査二千町歩工事指導千八百町歩、換地交付事務指導一千町歩、開墾助成出願事務指導一千町歩、開墾助成地移住獎勵三百戸、主要工事補助若干を理想として獎勵して居るが經費の關係で理想標準通りに獎勵する事は出來ず二年度に於ては

- 地方技師一、同農林主事一、同技師二、農林主事補三、農林技師一三、農林技師補一一、雇三

が準則を示して右事業の施行を勸奨し各郡最高位の成績に對し夫々旌表して人心の作興に資し以て農事の改良發達を期す

畜力利用獎勵

作業能率を増進し地力の保蓄を圖るは生産増殖上必要なる事項なりとす故に畜力の利用を獎勵し或は競習會、傳習會等の開催によりて之れが技術と家畜の飼養とを獎勵す

有畜農業獎勵

自給肥料の減少は地力を消耗せしめて金肥の増進を招ぐのみならず地力維持上憂ふべきことなるを以て畜牛を獎勵して厩肥を増加し以て生産力の保持に努むべきは最も緊要の事項なりとす故に農家の購牛に對し一定の獎勵金を交付して畜牛の普及を圖る

農産物の販賣斡旋

前年に引續き中央都市に共同出荷を獎勵して是れが販賣を斡旋し或は新に販路を求めて有利なる販賣に資する等農産副産品の販賣を斡旋し經濟の振興に資す

農家經濟調査

縣下三郡に亘り自作、自小作及小作の三階級の農家九戸に對し之れが經濟狀態を詳細に調査して經營並家計改善の基礎的資料を得以て農家經濟の振興に資す

農業經營改善指導

適切なる設計に依り農家經營の改善を指導

を置き工事費補助金二萬三千圓を水利改良及開墾開田に關する主要工事決算額の百分の三十以内を交付し開墾助成地移住家屋一戸當建築費八百圓以上のものに對し一戸當三百圓宛十戸分を計上して交付した外に縣營和賀中央部農業水利改良事業のため地方農林技師一、農林主事補一、農林技師三、農林技師補二、計七名を置く

事業概要

昭和元年度迄の施行認可地區數及面積は地區數二百二十六地區で工事未着手のもの八百八町歩、工事中的のもの一萬二千九百六十六町歩、工事完了のもの二千二百八十四町歩計一萬三千三百八十八町歩で昭和二年中の施行認可地區數及面積は十五地區で工事未着手七十町歩、工事中百三十七町歩計二百七十七町歩である

開墾助成出願狀況

昭和元年度迄出願地區數及面積

地區數	事業施行面積	開田	開畑
七四	四、〇四	三、三三	七〇一
同 二年中同	一一三	六	七
同 二年末同	四、二七	三、四〇九	七二八

清水	三、〇六〇	一七、二九	一四、三九八	三〇、九六六
名古屋	五、二〇八	七、七三四	五、一八四	八、一四七
四日市	五、六三二	三、八九二	六、五七四	六〇、一九一
下關	一、七〇八	九六四	二、二二一	六七五
若松	二、四八八	三〇、五六七	一六、七七八	二六、七五五
鹿兒島	三三三	八、九五四	七四	一〇、四九五
小樽	一四、九二一	八、〇八八	一五、四一七	七、七三四

本縣の交易關係

本縣と縣外との貨物の動き方を圖表で示すとしたなら丁度大石内蔵助の紋所を逆にした様なものが表はれるであらふ即ち北上平野に産出の貨物は鐵道に集まり時計の針を反對の方向をこつて南方に移出せられ同時に東海岸地方では逆に南方から移入せらるゝ有様である今より約三十八九年前日本鐵道が本縣を南北に縦貫して舊藩時代からの唯一の交通機關であつた北上川の水運に代り海岸地方では汽船の發達により必要物資の殆んど全部は東京鹽釜等からドシ／＼に搬入供給を受けて居る縣を東西に横斷する交通關係は以上の大勢に較べては御話にならぬ程の少量である即ち岩手輕便鐵道株式會社の經營する軌間二呎六寸の輕便線と索道とが一ヶ年四千三百噸の貨物を海岸地方に送り同じく二千三百噸を海岸地方から西に向け送り出して居る、横黒線では秋田縣へ約二千噸を搬出し三千七百噸を搬入して

其他	三〇、五九一	七五、四八	三、五五	二、五七一	八八、三五四
合計	一、九六四、四四二	二、三四、三五二	〇、四七、七六二	三、七二、四八二	二、五七、三六八

右表の外昭和二年臺灣及び朝鮮十一月までの貿易額左の如し
(單位千圓)
輸出品價六六、八三九▲輸入品價一六五、八二九▲計二二二、六六八▲輸入超過九八、九九〇

居る、之の外自動車による東西の貨物の動きはあるけれども恐らくは總計で一千二百噸を越すまいと思はれる
一体岩手縣の生産品は縣統計係の發表によれば昭和二年度に於て

農産	五八、八六六、五〇九
畜産	三、七四九、九三三
林産	一、七九八、八六一
礦産	六、五五、五元
水産	一四、五九一、五〇二
工業	三、二七七、五三三
總計	一三三、二九六、八八七

であつて農産水産は何れも前年に比べて五百七十七萬圓宛の減少になつて居るから平年は一億四千萬圓位であらふ、之の生産品の大部分は基礎生産品即ち原料品又は半加工品であるから本縣の如き製造工業の發達せぬ地方では大部分は縣外へ移出せられ同時に縣内九十二萬四千二百人の消費する物資は大部分縣外から移入せらるゝ譯である

之れが上述の如く東西の交通は頗る制限せられて居る結果物資の動きが左り巻きの二少巴を畫く事になる次第である然し此處では巴形の構成分子につき一々詳細の記述は許されぬから主要特殊なるもの若干につき簡單に説明を加へ其他は一カラゲにして數字で表はす事にする
先づ以て各種の交通機關によつて動く物資の總量を見るに昭和二年中に

鐵道による到達貨物	三七、四三五
鐵道による發送貨物	五二、四一五
海運による到達貨物	五三、〇五五
海運による發送貨物	四三〇、五三三
合計	八三四、四九〇

なる、簡單に右の表を見ては鐵道では發送貨物元萬噸も多く海運による分は到達貨物が十萬噸も超過して居る勿論右表の中には縣内各地間の移動貨物も含まれて居るから之れを差引して見れば鐵道による發送貨物の大部分は縣外に移出せられ海運による

到達貨物中五十萬噸以上は縣外より移入せられて居る、之れから個々の貨物について記述して見る、第一に
米 昭和二年中縣下の米産額は百六萬五千五百七十九石之の價額三千三萬三千四百十六圓と發表せられて居る内移出検査を受けた數量五米精米合計して七十八萬二千二百六十六俵石數にして三十一萬二千九百〇六石であるが縣外に移出せられた實數量は之の内二十五萬九千六百二十二石即ち四萬四千九百〇五噸なる移出先は主として東京神奈川である岩手米は軟實米であるから味付用として朝鮮米蓬萊米外米等に混合する由であるから主として中流以下の口に這入る事だらふ斯様に需要も相當に多く又販賣に就ても共同販賣の方法を案出したから値段も以前に比べて高くなり農家や地主の利益増加したが同時に縣内でも米を買ふ手合は夫れ丈け高いものを消費する譯である鐵道沿線の米は此の様に縣外へ移出せらるゝもの總産額の四分の一にも達するが海岸地方では逆に十四萬四千二百石を鹽釜、石巻より六千石は八戸より移入消費して居る朝鮮米、臺灣米、外米の輸入は鐵道各驛への到達米數量一万三千四百九十九噸の内約四千噸位に達して居る之等は約半分は菓子種製造用の臺灣糯米で其他は從來稗食であつ

た北岩手二戸九戸方面の農家は稗不足から外米を常用するに至つた結果である、海岸地方では昭和二年中には三千五十噸も東京鹽釜より移入して居る即ち之等外米は總體で七千噸以上約四萬三千石も消費せらるゝ譯である一寸注意を要する事は三陸汽船會社にて函館定期航路開始と共に北海道米も若干海岸地方に搬入せられ出した之れは將來相當の量に達するだらふ、又函館と臺灣間には定期航路もある事故之の経路をたどつて臺灣米も入り込む事であらふ
大豆 本縣の昭和二年中の大豆の産額は五十萬二千五百九十六石、五百九萬六千八百八十六圓となつて居る、之の内一萬二千七百二十六石は鐵道により縣外へ移出せられて居る石は製粉用として隣縣宮城縣と釀造用として群馬に行くもの大部分を占めて居る海岸地方では例により一萬三千五百石を鹽釜から移入して居る
大豆 産額は廿九萬四千三十六石、四百十二萬九千七百八十圓で内穀物検査所の検査を受け縣外に移出したものは四萬九千九百二十一俵約二萬二千五百石秋田、福島、宮城、群馬、栃木へ出して居る、東海岸では統計に現はれて居るもの五千二百石實際は八千石以上の移入ある模様である一体大豆は本縣は全國でも有數な産地であつたが縣北方面

大豆畑を甘藍畑にしたりして産額減少し滿洲大豆を一千七百石も輸入して味噌釀造さては豆腐の製造に適用して居る
産額三十一萬五千五百四十七石、百九十七萬五千四百四十四圓、日本國中が一番の産額を有して居る之は縣民食糧中の主要な一つであつたが最近食料としての需要減少して小鳥の餌として名古屋和歌山縣等關西方面に移出せられる、昨年丈けで約十八萬石本年夏迄で三十六萬石即ち一ヶ年の産額以上の移出があつた之れは稗は備荒用として永年の貯藏に堪へる故値段の高いにつられて藏拂ひをした結果である
繭 繭の産額は春蠶八十二萬五千八百四十五貫、夏秋蠶二十一萬七千三百九十九貫で金額合計五百六十一萬四千四百四十二圓信州方面關東地方の大製糸家が入り込んで競争して買入れて居る、かくして總産額の約四割は縣内二十七ヶ所二千八百三十二釜で處理せらるゝが其六割は繭の儘移出せられる東海岸から船で移出せらるゝ分丈けでも二千三百六十噸に上つてゐる
生糸 昨年は糸價は高い方ではなく殊に甲初には操業短縮の申合せまでしたが繭價の下落は一層甚しく原料安から採算の見込充分であつたから休業中の製糸工場續々操業開始し六萬四百卅貫、五百二十一萬七千四

百九圓の産額あつた、仕向先は以前は内地地産系として福井京都に移出せられたものが相富多かつたが最近殆んど皆米國向として濱表に送られる。

木炭 縣統計によれば年産三千三百七十七萬四千三百三十七貫、六百廿四萬四千二百八十八圓とあるが實際は縣内消費を加へて四千万五千五百貫に達するであらふと思ふ内三千六百萬貫正確に云へば七百九十萬四千四百は検査の上移出せられる移出先は東京五割青森三割宮城一割であるが青森への三割は海岸地方から八戸に移出せられ更に東京其他へ同縣よりの移出として統計に載つて居る次第である。

近來ホツ／＼北海道の木炭が木炭王國と威張つて居る本縣に移入せられて來た最近の分合計したなら約二十萬貫も縣内に入つて居る模様である高い縣産品を移出して安い北海道産を消費するものと見れば理屈にあふもマゴ／＼して壓倒せらるゝ様では大に警戒せねばならぬ。

菓子種 臺灣糖を原料として年に六十八萬七千六百六十五圓と云ふ額を製造する縣下は花巻が主産地で奥羽各地北海道名古屋方面迄移出して居る。

製綿 縣下の中盛岡には資本金十萬圓以上の工場四ヶ所もあり年産三十六萬五千百十圓東北各地に移出し有數の産地であるが近

來不況の爲め値段の競争甚しく縣外からも相當移入せられて居る模様である。

鐵及び鋼 古から有名な鐵の産地で年産各種鐵六萬八千三百噸鋼鐵四萬九千九百九十噸鐵管二萬千噸を日本各地へ移出して居る。

硫黃 之れも目下東洋一と誇稱する松尾鐵山から二萬四千四百二十噸を産出して東京北海道樺太等へも出して居る鐵道の統計には三萬一千七百噸許りとなつて居るが之れは原鐵をも加算して居るのだらふ。

鹽類 水産品は縣統計による千五百萬圓の内移出品として統計に現はれて居るものは五萬五千五百一噸、八百八十四萬四千圓である然し鹽類は漁業家が資金の關係上荒仕上げの儘靜岡縣へ移出し燒津物として市場に幅をきかして居る、統計には二十一萬六千三百四十六貫、百二十七萬圓とあるが之れは本縣にて本仕上げする様になれば數字は遙かに大きいものになるであらふ之の外海苔、若布、鹽鹽辛等も大低本縣産の原料が各地の名物として賣り出されて居る。

鐵瓶 南部名産の鐵瓶が一ヶ年盛岡で三十八萬圓其他一切で五十五萬圓の産出であるが大量製作の方針に出ぬため山形などに壓倒せられ居るは残念である。

荷札 關西の平野荷札に對抗して川口荷札がある殆んど日本全國至る處滿鮮等に迄賣りひろめて居るが安いもの故統計にのらぬ數量は驚く勿れ三億五千萬枚金額二十六萬三千圓。

移入の方面では

清酒 昭和二年中の産額は七萬四千三百五十八石、六百三萬二千四百八圓であるが縣内消費は一人當り一ヶ年一斗であつて九萬石以上になる譯である統計にあらはれたところは兵庫秋田等より一萬五千石を移入し近縣へ四千石を移出して居るとなつて居る。

綿布 原料織糸の移入は僅か二百噸製糸も二十萬圓に足らぬから縣内消費の大部分は皆移入せられて居る數字にあらはれて居る數量は七千九百五十噸である。

石油類 自動車の發達と海岸地方漁船用として石油類の移輸入は少くない鐵道沿線にて二千五百四十噸海岸地方で一萬八百九十噸直接の移入先は鹽釜最多であるが日本石油の外米國南洋ホルネオ等の物も少くない。

石炭 二十二萬五千三十噸殆んど八割迄は北海道炭で外に釜石鐵山では撫順開平の支那炭も直輸入して居る、之等石炭は釜石鐵山の製鍊用鐵炭の原料として及び盛岡電燈の火力發電用其他皆工業用原料として使用

せられるから輸入の多い方は却而よい譯である。

繩纒 縣内で使用する穀物包装用釜石松尾鐵山の使用魚粕包装用の薬物は統計に現はれた分丈けて三千三百四十五噸内一千九百噸丈け縣内産出で統計に現はれたもの十三萬五千五百枚其他は弘前鹽釜等より移入になつて居る、實際の使用量は四千五百噸以上と思はれる之れは努力すれば縣内にて樂に供給し得らるゝ品物である。

肥料 指導者の獎勵が年々同一ならぬ爲め縣内消費の肥料は大豆粕硫酸安過燐酸肥料魚肥等時々數量に大差あるが昭和二年中には縣内に到達した肥料は大豆粕一萬五千三百七十八噸魚肥三千六百二十八噸人造肥料一萬五千七百五十八噸其他二千四十噸であるが之の内には縣内の一ヶ所から他の場所に移送せられたものも含んで居るから大豆粕は實際一萬三千噸位たらふと思ふ、大豆粕は七割迄は秋田縣船川經由で來たもので他は鹽釜青森より移入せられる、縣内でも魚肥二千三百噸硫酸肥料千三百噸位は産出する大体の説明は之れ位として右の外鐵道並に船舶による目ホシイ出入の貨物を舉ぐれば鐵道による發送貨物

枕木及枕木	三、六六六
其他木材類	八五、〇四七
各種鐵石	四、六六七
石材鐵石類	八、四四〇
到達貨物	
鹽乾魚	七、九〇八
活鮮魚	九、六〇五
砂糖類	五、〇〇五
鐵及鋼製品	九、八八九
鹽	二五、五五一
セメント類	一九、二六六
海運による發送貨物	
海産物	七、三九一
木材類	六、五四六
移入貨物	
飲食物	二、四〇一
礦石類	九、二五八
礦石類	九、二六六
古鐵類	三、〇〇〇
煉瓦	四、〇五〇

かくの如くして遂ニツバの旋回運動は年の豊凶景氣の良否により或ひは大きく或ひは小さく動きつゞけて居る

財界諸問題

銀行合併實現

永年の懸案であつた縣下銀行合同問題は三

年上半期に入つて漸く實現し先づ四月二十日盛岡銀行において臨時株主總會を開き黒澤尻銀行を合併することに決議し合併契約書を手交し直ちに大藏大臣に認可を申請したところ、六月八日認可の指令に接した、そして一切の引繼を了し同十五日より黒澤尻支店の新看板の下に開業した、又岩手銀行宮古、氣仙銀行との合併は五月八日臨時株主總會において決議したが六月七日大藏大臣より認可されたので同十九日合併を實行した。

三陸銀行と水澤銀行との合併は兩行において重役私財提供を爲し不良貸付を整理して之が實現を爲すことに七月二十五日臨時株主總會を開いて決議し直ちに大藏省に認可を申請した。

支店出張所廢合

銀行支店、出張所廢合については盛岡、九十九兩銀行契約して、五月十五日臨時株主總會を開會し盛銀は岩泉支店、雲綿、金田一輕米及び青森縣の田子四出張所を九十に譲渡し、九十は前澤支店及び小島谷出張所を盛銀より引き受けた、そのほか合併實現に依つて盛銀、岩銀において二三の整理を行つた。

預金利率引下げ

盛岡市内銀行團は四月六日會合し財界の不況に鑑み預金利率引下げを協定したが其結果縣下各地支店もそれ／＼引下げを實施した

昭和三年四月十五日より實施預金協定利率

定期預金	從前年利五分八厘以六分四厘以六分七厘以七分	分以
改正年利	五分三厘下六分	分下六分三厘下六分六厘下
當座預金	從前日歩 九厘	八厘
改正日歩	八厘	八厘

特別當座預金	從前日歩 一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘
改正日歩	一錢二厘	一錢二厘	一錢二厘	一錢二厘
通知預金	從前日歩 一錢四厘	一錢五厘	一錢五厘	一錢五厘
改正日歩	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘	一錢三厘

- 甲の一 安田銀行盛岡支店
- 甲の二 盛岡銀行並同行市内支店、盛岡貯蓄銀行
- 乙の一 岩手縣農工銀行、岩手銀行並に同行市内支店、第九十銀行並に同行市内支店
- 乙の二 三陸銀行盛岡支店、宮古銀行盛岡支店

東部農工銀行聯合會

第二十五回東部農工銀行聯合會は五月二十七日より三日間の豫定で盛岡市、花巻温泉及び一關町において開催されたが第一日盛岡市は本會議にて縣公會堂に開會、出席者は馬場勸銀總裁、保倉大藏銀行局長、其他東京、神奈川、埼玉、茨城、長野、群馬、栃木、福島、宮城、岩手の一府九縣代表者約四十名で、保倉局長の訓示並に馬場總裁の演説ありて後會議を開いた

馬場勸銀總裁演説

東部農工銀行聯合會における馬場勸銀總裁の演説要項左のまほり
農村の振興不動産金融に就いて

近時農村振興といふことが頻りに朝野に唱へられて居りますが元來我國は建國のはじめより農を以て國本とせる國柄であり農業は今日尙我産業の大宗でありますから大いに其發達を助成し農村の振興を企圖するの急務であることは申す迄もありません、殊に東北地方は地積廣大にして未開の土地が尠くないのであります、最近農林省の調査した所に據りますと將來の耕地擴張見込地積百二十萬町歩の半以上は東北及び關東地方にあることになつて居ります、即ち東北及び關東地方には原野の開發すべきもの湖沼の干拓すべきものが甚だ多く土地改良事業の施設によつて耕地となすべきもの約五十六萬町歩を遺されて居るのであります、この遺

利を開發すると共に舊來の農法を改良して地方の利用を高め生産の増殖を圖ることは個人經濟よりするも、國家經濟の見地よりするも最も緊要なことであります、本日此の東部會に御參集になつて居られます諸行は東北地方のみに止まらず廣く關東及び長野縣に及んで居りますから一概に申し上げることは出来ませんが御關係の地方殊に東北各縣の農業が他の地方に較べて其の發達の後れて居りますのは氣候風土の關係許りでなく資源の合理的利用が充分に行はれておない爲實に我が農村共通の傳統的弊習を申してもよいのであります、従つて農村の振興を圖らんとするには先づ其の保守的氣風を矯正して農業の合理的經營を勸奨し科學的方

法を採用して生産の増殖と収益の増進を圖ることが最も急務であります、而して此れ等の施設經營を圓滑に進行せしめ農家の活動を助成して其の効果を收むるには金融の便が之に伴はなければなりません、斯く觀じ来りますれば農業の合理的經營も將た又農村の振興も歸する所は金融の問題であります、近時農業金融並びに不動産資金化の問題が極めて重大なる事柄として各方面の注意を喚起する様になりましたのは蓋し當然の事とは申しながら邦家の爲洵に喜ぶべきことでありませ

でありませ、之を全國に就いて申しますれば、田畑の總價額二百五十億圓のうち金融の爲利用されて居るのは九十億圓で剩す所の百六十億圓の田畑は六掛として、九十六億圓の擔保價格あるに拘はらず何等金融資金として活用されて居ないのであります、斯くの如き巨額の不動産が合理的方法に依つて容易に資金化され其の資金が農工業の爲に活用されましたならば、農村の振興も容易に之を實現する事が出来又謂ゆる産業の合理化も實現し得る次第でありますから不動産金融の衝に當たる吾々兩行は其の本來の使命に鑑み共助共榮の大義に則り互に協力支援して今後一層此の方面にも力を致したいと存するのであります

更に全國における不動産抵當債務の内容を検索致しますると、昭和元年末現在の抵當債務總額五十五億圓の内、農工勸業兩行の貸し出し額は十億圓で残る四十五億圓は普通銀行其他の貸出しであります、御關係の東北及び關東地方の抵當債務に就いて看ますると總額十七億圓の内農工勸業兩行の貸し出し額は三億八千萬圓である十三億二千萬圓は普通銀行其他の貸し出し額であります、斯くの如く農工、勸業兩行の貸し出し高は、全國を通じて

遊資倍々潤澤を加へ金融緩漫の聲高きに
反し地方に於ては農工資金の供給圓滑を
缺き農業者は依然として金融難に苦しみ
つゝある實狀でありますから、此際都鄙
金融の疎通を圖り地方産業資金の供給を
圓滑にするには宜に地方經濟の發達を
助成するため緊要なのみでなく、恐慌以
來著しく變調を呈せる資金の分布を調節
し、不況のどん底に沈淪せる地方産業に
更生の機運を與ふるものであります。然
るに御承知の如く普通銀行は本年一月以
來新銀行法實施の結果漸次不動産貸し出
しを緊縮する傾向にありますから、此の
大任にあたるものは我れ、兩銀行を措
いて他に之を求むることは困難でありま
す、即ち此の任務の遂行は兩行の負擔
せざるべからざる重大なる使命でありま
すから、我れ、は此の際大いに業務を
擴張して地方金融の調節を圖るに共に
來得る限り金利を低下して資金需要者の
負擔を軽減することが必要であります、
幸ひ最近中央市場に於ては金融頗る緩漫
を呈し公債社債類の利廻は低下し其實行
きも亦盛んで、債券の發行には極めて好
都合でありますから、此の際事情の許す
限り債券を發行し遊資を吸収して資力の
充實を期することが必要であると信ずる

のであります、私は大要以上述べました
見地に基きまして各位が此の好機を逸せ
ず出来るだけ長期低利の資金をお取入に
なり、大いに地方産業資金の供給に努め
られたならば、たゞに恐慌以來硬塞せる
地方の金融を緩和するのみならず、地方
産業の發達に資すること甚大なるものあ
り、確信するのであります、幸に各位は
地方にあつて地方金融の事情に精通せら
れ、日常直接産業者に接して居らるゝの
でありますから、最も有効適切な方策
を講ぜらるゝことは信じて疑はぬのであ
ります、私共も及ばずながら努力致す積
りでありますから、地方農工業の爲將又
帝國産業の爲農工勸業兩行は今後一層緊
密なる協調を保ち相より相たすけて俱に
其使命を達成せんことを切望して止まぬ
次第であります

減配問題

丸茂知事は各銀行の定時株主總會を前に七
月六日金田一盛銀、佐々木九十、中村岩銀の
三頭取を招致し「經濟界の現狀から説き起
し此際出来るだけの減配を行つて貰ひ度
い」旨を懇切に説明し考慮を求めたので三
銀行では之に對する態度を決すべく緊急重
役會を開くに至つたが岩手、九十の兩銀行

では既に重役會において決定したのでこれ
に應じ兼ねたが盛岡銀行では一分の減配を
斷行した、それと同時に金田一盛銀頭取及
び丸茂知事はそれ、聲明を發表した

盛銀頭取の減配聲明

去る七月六日日本縣知事より一般經濟界並に
縣下金融界の狀勢に就いて懇篤なるお話が
あつて此の際三銀行も減配をなし社内留
保を多からしめて基礎の鞏固を圖る様に
の態度があつたので自分は我國金融界の現
狀よりして尤もなるお話であるので直に之
に賛同の意を表した、而してこの減配問題
に就ては從來三行も足並揃へて來た關
係もあり今回も三行協調して行きたいもの
と思つたのであるが遺憾ながら九十、岩手
の兩行は減配を拒絶されたのである、本日
午前十一時半黒澤商工課長が自分に其事を
傳へられ、且つ盛岡銀行單獨にても減配を
實行し經濟界の大勢に順應する様にこの知
事よりの傳言があつたので更に知事と親し
く面會し、いろ／＼縣下金融界の實狀につ
き聽取したのである
當行は上半期決算を結了し金參拾壹萬千七
百六拾貳圓八拾貳錢九厘の利益を擧げ、之
に前期繰越金參萬四千六百拾貳圓七拾八錢
參厘を加ふるべきは金參拾四萬六千參百七

拾五圓六拾壹錢貳厘なるのである、之を
參萬五千圓の法定積立金、八萬五千圓の別
途準備金、壹萬五千圓の役員賞與及交際費、
拾八萬九千百拾貳圓五拾錢の株主配當金、
後期繰越金貳萬貳千貳百六拾參圓拾壹錢貳
厘と内定して置いたのである、尙先般大藏
省検査官の検査の結果缺損として認められ
たる六拾萬七千四百餘圓を爾後回收に努め
たる結果五拾萬五百餘圓に減少し之れを前
期末別途積立金四拾九萬圓及び上期利益金
を以て全部の償却をなし而かも前記の利益
を擧げたのである
當行はかくの如き利益を擧げ成績良好なる
を以て何等減配などの要を認めぬけれども
目下金融界の現狀は益々内容の充實を圖り
基礎亦一段の鞏固をいたすべき場合と思考
せられるので多少の減配を斷行して社内留
保の積立金を多からしむることは最も機宜
の處置であり適切なこと、信ずる、減配に
依つて生じたる金額は之を直ちに積立金と
するのである

(年八分)とし後期繰越金貳萬五千貳百七拾
五圓六拾壹錢貳厘とするのである、かくて
當行の基礎は益々堅實になるのであるから
今回の配當減は大いに意味ある事と思ふ、
而して缺損全部銷却の後でもあり預金利率
低下の現狀より見ても今後の利益は漸次増
加の趨勢にあるので知事の懇意に従ひ單獨
にても減配をなす事を今日の重役會議で決
定したのである
今回新に生じたる積立金拾四萬圓を加ふる
べきは總積金は貳百壹萬圓即ち拂込資本金
の約半額を有する事となるのである、今後
當行は一般社會の信用を得、業務の健全な
る發展を遂げ益々地方商工業の爲め貢献す
る處あるを確信するのである
株主各位に於ても前述の事由は直ちに御諒
解賛同あることを深く期する處である(九日)

減配交渉經過丸茂知事の聲明

銀行減配懇意に對する經過につき丸茂知事
は七月十日左の如き聲明書を發表した
先年來の財界の恐慌の爲中央地方各銀行
共多少の打撃を被り政府に於てもモラト
リウムを實行し又特別融通をなしてこの
救済に當つたのでありましたが其後引續
き大藏省はなるべく銀行の合同を勸奨し
て強力なるものとすると同時に積立金を

増加して基礎を強固にし信用を高める事
に力を盡くして居るのであります、先般
の地方長官會議に於ても大藏大臣より特
に之等の上に關して懇示を受けたのであ
りました
元來銀行業なるものは營理事業ではあり
ますが多くの預金者なる利害關係人を擁
して居るものなるが故に株主本位でなく
預金者の保護を第一位として經營すべき
ものさ信するのであります、幸ひに本縣
下の各金融業者は平素堅實に經營して來
られた關係上未曾有の財界大波瀾に際會
しても大なる影響を受くることなく無事
に經營して行ける状態にあるのは同慶に
堪へぬところであります、然しながら他
府縣地方の金融業には相當不健全のもの
ありて目下大減資等を行ふあり又今期は
無配當のものも多く預金者等に動搖を興
へて居るものも尠からぬ狀況であります
ので將來の爲に本縣下各銀行に於ても一
層戒慎して各自行の健全安固を期せれば
ならぬと存じ多少なり財界の大變動に伴
ふ損失は全部此の際洗ひ落して利益金の
一部は行内に保留し積立金を増加するは
緊急なる事なれば先づ縣下銀行中有力な
る市内の盛岡、岩手、九十、三銀行に率
先して今期利益の分配案に一分なり五厘

なり協定して配當を減じその額を積立金若くは繰越金に加ふることを勸奨した次第である、實は先月末特に各銀行に極力勸奨せんせざるも時あだかも臨時縣會中にて意の如くならず今月初めに入りて協定勸奨せざるべからざるに至つたのでその間に九十銀行の如きは重役會で決定済であり、又岩手銀行も重役會にて決定済なると同時に他銀行も合同の際に配當を減ぜざる事を條件としてある關係上實行困難なりと云ふ話してあるから強いてすゝめられぬ事情で、これは不得已として未だ重役會の開かれぬ盛岡銀行には特に斷行して範を示す様勸奨せざるに金田一頭等に於ても至極同感なりして配當を八分に留め積立金を増加する事になつたのは財界の爲至極適當なる處置と信するのであります、縣下各銀行に於ても出來得るかぎり上述の趣旨に基づいて經營にあたられん事を切望する次第であります

北部信託聯合會

秋田信託株式會社取締役兼支配人、牧常春氏の提唱に係る北部信託聯合會發會式は盛岡信託株式會社幹事會社となり昭和三年七月二十二日花巻温泉紅葉館に於て開催會員總數五社(新潟信託缺席)の内四社の代表者

又は代理者の出席あり、盛岡信託株式會社社長金田一國士氏推されて議長席に着き左の諸案を議し午後五時閉會、尙聯合會規約、提出議案並に次回の幹事社名左の如し提出者 盛岡信託株式會社

- 一、規約承認の件(規約草案別紙の通り)
- 二、同業者間に於ける資金融通促進に關する件

(理由)各地に於ける金融の繁閑又は金利高低の關係よりして同業者間に資金融通の途を拓くを得ば獨り會員會社相互の利益を増進するに止まらず地方金融界に貢獻すること尠からざるものありと信ず依て之を希望せらるる會員は相互の間に豫じめ取引の極度金額、擔保物件、方法等を協定し置き隨時密接なる取引を開始せられんことを望む

- 三、次回幹事選任の件

希望事項

提出者 秋田信託株式會社

- 一、北部聯合會々員會社所在地當該縣内に於て他の會員會社が放資せんとする場合には其擔保物件若くは借款者の信用に付て成るべく其所在地會員會社の調査報告を參考資料として調査受任會社は其調査實費を請求し得るの件
- (理由)遠隔地の調査を成るべく確實且つ

迅速に爲し得る爲め相互に利便を圖ると同時に信託會社の放資に對し世人をして誤解せしめざらんが爲めなり

- 二、社寺、學校、病院其他財團法人又は公團體等の基金に付て從來監督官廳たる縣が之を以て銀行に預け入るべしとしたるものは總て當然之を信託會社にも信託し得べきものとして概括的に改訂せしむるの方針を各會員會社所在地縣當局に申請するの件

(理由)此種の改訂運動は成るべく各縣所在地會社が共同の歩調を採る時最も有効なればなり

質疑事項

- 一、未拂信託利益の整理方法に關する疑義

(理由)毎期末日に於て受益者に交附すべき信託利益(収益を毎期支拂ふもの)は未だ受益者に交附を了せざるに不物業務報告書各種信託の増減の項に當期減少高として記載せざるべからず然るに此未拂信託利益金を如何に整理して可なるや疑問なればなり

- 二、信託勘定に於ける未経過利息の整理方法如何

(理由)貸付金利息にして期末日に於ける未経過利息を如何にすべきかは疑問なればなり

北部信託聯合會規約

- 第一條 本會は北部信託聯合會と稱す
- 第二條 本會は會員相互の交誼を厚ふし信託業務の講究發達を圖るを目的と爲す
- 第三條 本會の會員たることを得るものは奥羽六縣、新潟縣、北海道に本支店を有する信託會社に限るものとす
- 第四條 本會に加入せんとする會社は書面を以て入會の申込を爲すべし退會せんとする時亦同じ
- 第五條 本會に幹事を置き會務一切を掌理せしむ
- 第六條 幹事は各社輪番の趣旨に基き定時會に於て之を選任す而して其任期は選任せられたる月の翌々月より次回の定時會開催の月の翌月限りとす

- 第七條 本會の會議は定時、臨時の二種と爲し定時會は毎年一回幹事會社所在地に之を開き臨時會は幹事に於て必要と認むるとき之を開くものとす
- 第八條 定時會に於ては會務の報告を受け會員提出の議案並に經費決算等を決議す
- 第九條 本會の會計年度は第六條所定の幹事任期と期を同じふ
- 第十條 會議の日時、會場は幹事之を定め開會二十日前に各會員へ通知すべし
- 第十一條 會員は開會十日迄に出席者の氏名並に其の職名を通報するものとす
- 第十二條 會議に於ける表決權は一會員一個とす

- 第十三條 會議の議長は幹事會社の代表者之に任じ其議決は出席會員の過半数を以て之を決す若し可否同數なるときは議長之を決す
- 第十四條 本會の決議を要する事項と雖も其の簡易なるものは文書に依る回答を以て決議に代ふることを得
- 第十五條 本會の經費は會員の平等負擔とす但し懇親會費は出席人員により之を分擔す
- 第十六條 本規約は定時會に於て出席會員四分の三以上の同意を以て變更追加することを得

附則

- 第十七條 第一回の幹事は盛岡信託株式會社と爲し其任期は第一回定時會開催の月の翌月限りとす

郵便貯金

縣下各局貯金現在高(昭和二年)

局名	盛岡市	盛岡縣	盛岡新穀町
人員	八、五五八	三、二二七	一、四八一
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七
人員	三、二二七	三、二二七	三、二二七
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七

局名	盛岡市	盛岡縣	盛岡新穀町
人員	三、二二七	三、二二七	三、二二七
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七
人員	三、二二七	三、二二七	三、二二七
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七

局名	盛岡市	盛岡縣	盛岡新穀町
人員	三、二二七	三、二二七	三、二二七
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七
人員	三、二二七	三、二二七	三、二二七
金額	三、二二七	三、二二七	三、二二七

口内石	二、七八五	△	一、四八	△	五、七三	△	二、五八八	△	二、六八二	△	一、四四
伊手	九〇四	△	三、二七	△	三、六七	△	一、四九八	△	二、五九六	△	一、三九
野崎	二、五八	△	二、三二	△	二、〇〇〇	△	一、四四五	△	二、八六七	△	一、二三八
計	一、四六一	△	二、〇、六九	△	八、二三五	△	五、〇〇〇	△	五、〇〇〇	△	二、四四五
一關	一、九八二	△	三、〇、三六	△	三、〇、三六	△	一、六五一	△	二、六〇、五三	△	一、九〇二
一關	一、九八二	△	三、〇、三六	△	三、〇、三六	△	一、六五一	△	二、六〇、五三	△	一、九〇二
山目	二、六四二	△	五、八、三三	△	五、五九四	△	一、六五一	△	三、一、五八	△	三、五九五
花澤	二、三九二	△	四、九、〇一	△	四、七〇四	△	一、六五一	△	三、七、七五	△	二、〇九六
金津	二、四三三	△	三、六、九二	△	二、四、七	△	一、六五一	△	一、八、七六	△	七、二
平日	二、二〇六	△	一、七、一四	△	四、三、〇三	△	一、六五一	△	二、九、九六	△	一、一八
平泉	三、五八五	△	五、九、〇九	△	九、五五	△	一、六五一	△	五、八、八七	△	四、四八四
計	三、〇、三六	△	八、三、四九	△	八、三、四九	△	一、六五一	△	四、九、八五〇	△	二、〇、五三
折壁	一、八四五	△	三、〇、四七	△	三、三、八五	△	一、六五一	△	二、六、七三	△	二、八、六二
千衣	四、九二二	△	一、七、四三	△	九、二、二	△	一、六五一	△	五、〇、四八	△	一、〇、〇
薄衣	一、六二四	△	三、三、三八	△	一、二、六二	△	一、六五一	△	三、八、〇六	△	一、〇、〇
長坂	三、五〇八	△	五、〇、五七	△	二、二、二	△	一、六五一	△	一、九、二五	△	三、七、二
松町	二、四四〇	△	五、二、三四	△	二、五、六二	△	一、六五一	△	六、四、七五	△	三、三、五
大川	三、四四三	△	七、七、〇九	△	五、五、六二	△	一、六五一	△	六、四、七五	△	三、三、五
計	三、〇、三六	△	六、三、八二	△	二、九、七一	△	一、六五一	△	四、九、八五〇	△	二、〇、五三

川尻	一、八六〇	△	三、〇	△	四、一、六六	△	一、六五一	△	一、七、〇	△	一、七、〇
和湯	七、七	△	二、六	△	一、六、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
笹根	五、〇〇	△	一、五	△	二、八、六	△	一、六五一	△	四、〇、九	△	七、一
計	三、一、〇	△	一、七	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、九、二五	△	三、七、二
水澤	五、五六一	△	一、七	△	一、八、二、五	△	一、六五一	△	二、〇、一、二	△	三、七、二
金崎	二、四九二	△	一、一	△	一、七、七〇	△	一、六五一	△	一、九、〇、六	△	三、七、二
前澤	三、〇九二	△	一、三	△	一、七、七〇	△	一、六五一	△	一、九、〇、六	△	三、七、二
六原	一、四七四	△	一、三	△	一、七、七〇	△	一、六五一	△	一、九、〇、六	△	三、七、二
衣川	二、〇三	△	一、三	△	一、七、七〇	△	一、六五一	△	一、九、〇、六	△	三、七、二
計	三、一、〇	△	一、七	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、九、二五	△	三、七、二
若柳	一、六、二	△	一、六	△	一、六、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
相去	一、〇、一	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
小計	三、七、七	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
郡計	二、九、〇	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
据貯	二、九、〇	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
行貯	一、九、〇	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
廢貯	一、〇、一	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
管受	三、四、七	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一
總計	三、四、七	△	一、五	△	一、五、八五	△	一、六五一	△	一、〇、七九	△	七、一

産業組合の概況

二年十二月末日現在に於ける縣下産業組合の概況は左の如くである

組員数	二〇〇
組合員数	四、一四八
出資総額	二、三六、六一
拂込済出資金	一、四三、三六
積立金	八二五、五五五
借入金	八四一、〇〇〇
貯蓄金	二、五〇、九四四
剰餘金	二、三三、五四五
運轉資金合計	五、九四、三三一
貸付金	三、六、三九一
購買額	一、二九、九六六

岩手支會三年度事業

一、専任職員設置
専任職員を設置し講習講話及實地指導其の他本會事業經營の衝に當らしめ縣の指導監督と相俟つて縣下組合の普及發達に努力す

二、講習會の開催
講習會は實務講習會監査講習會の二種とす、實務講習會は經營、法規、簿記、事務取扱等當務者に必要なる智識技能を授くるを目的とし監査講習會は監査上必須の智識を授くるを以て目的として各地に開催す

産業組合趣旨普及宣傳施設

一、組合員及其の家族は勿論縣民全般に對し組合趣旨を鼓吹せざるべからず仍て臨機適當のホスター、パンフレット、リーフレット等を配布し又一面に於ては活動寫真新聞紙を利用して組合主義の高調に努力す

二、會報の發行
縣下産業組合の機關雜誌として會報を發行し斯業に關する各種の參考記事を掲げて關係者に配布す

三、調査
金融調査並に組合是設定調査を爲す

四、優良産業組合視察獎勵
縣内外優良組合を視察せしめ一層其の事

業の改善發達に努めしむ

- 七、印刷物の配布
- 八、振興會の助成
- 九、協議會の開催

本期間中に於て購買組合協議會を開催し購買事業の促進を期し又組合長會議を開催し組合振作上必要なる事項の研究協議を爲すと共に組合事業各般の事項を研究し指導監督上の連絡協議をなす爲め組合振興協議會を開催す

一〇、物資の仲介斡旋

組合帳簿參考書其の他組合經營上必要なる物資の購入斡旋をなす

一一、其の他

經費計上を要せざる指導、折衝、調査等は隨時會長に於て執行す

岩手縣信用組合聯合會

(自二年七月一日至三年六月三十日)

△財産目録	
種別	金額
拂込未済出資金	六三、六三、九七〇

定定期貸付金	
手形貸付金	三九、九四、三〇〇
當座貸付金	七、七九、八〇〇
未收形入利息	九一、三〇〇、〇〇〇
未收入利息	一、七九、四三〇
産業組合中央金庫出資金	八、七〇〇、〇〇〇
同特別當座預金	二五九、四七〇
振替口座預金	一〇、〇〇〇
振替口座預金	一八、五三、〇五〇
岩手銀行預金	一、七三、六〇〇
盛岡銀行預金	八、二四、六八〇
安田銀行預金	七、三三、五三〇
第九十銀行預金	五、八四、二一〇
三陸銀行支店預金	一、〇八〇、〇〇〇
未経過借入金利息	一、五、九二〇
未收保証手数料	四七四、八七〇
立備替	一五、〇〇〇
合	三三、九三、八五〇
負債の部	
種別	金額
定定期貯貯金	一六、〇〇〇、〇〇〇
特別當座貯貯金	三、八九三、九四〇
當座貯貯金	二、九八七、〇五〇
据置貯貯金	四、二五、七四〇
産業中央金庫未済出資金	四、二五、七四〇
組合中央金庫未済出資金	二八六、七五〇

借入金(低利資金)	
産業中央金庫手形借入	六〇、〇〇〇、〇〇〇
同當座借越	一、四七五、九九〇
未経過貸付金利息	六四四、三〇〇
未拂借入金利息	八六五、三三〇
未拂借入金利息	三二、〇〇〇
合	一八九、六九、九二〇
差引資産	
金拾參萬貳千參百六拾參圓九拾四錢	三、八四、一八五〇
△貸借對照表	
貸方の部	
種別	金額
拂込未済出資金	六三、六三、九七〇
定定期貸付金	三九、九四、三〇〇
當座貸付金	七、七九、八〇〇
手形貸付金	九一、三〇〇、〇〇〇
保證貸付金	三九、九四、三〇〇
産業組合中央金庫出資金	八、七〇〇、〇〇〇
同上特別當座預金	二五九、四七〇
岩手銀行預金	一、七三、六〇〇
盛岡銀行預金	八、二四、六八〇
安田銀行預金	七、三三、五三〇
第九十銀行預金	五、八四、二一〇
三陸銀行盛岡支店預金	一、〇八〇、〇〇〇
未経過借入金利息	一、五、九二〇
未收入利息	一、七九、四三〇

借方の部	
種別	金額
振替口座基金	一〇、〇〇〇
振替口座預金	一八五、三三〇
未收保証手数料	一五、九二〇
立備替	四七四、八七〇
合	六八一、二七三、八五〇

岩手縣購買組合聯合會

(自二年七月一日至三年六月三十日)

出資の部	
種別	金額
定期貯貯金	一四、〇〇〇、〇〇〇
特別當座貯貯金	一六、〇〇〇、〇〇〇
當座貯貯金	三、八九三、九四〇
据置貯貯金	二、九八七、〇五〇
産業中央金庫未済出資金	四、二五、七四〇
組合中央金庫未済出資金	四、二五、七四〇
役員退職給與基金	八、九二〇、〇〇〇
準備金	三、七二、七四八
特別積立金	二八六、七五〇
借入金	三、八四、一八五〇
産業中央金庫手形借入	六〇、〇〇〇、〇〇〇
未拂雜費	三三〇、〇〇〇
産業中央金庫當座借越	一、〇〇〇、〇〇〇
保證借入見返	三九、九四、三〇〇
未経過貸付金利息	一、四七五、九九〇

資産の部	
種別	金額
未拂貯金利息	六四、七三〇
未拂借入金利息	八五、三三〇
事務所建築積立金	五〇〇、〇〇〇
剩餘	五、三三〇、七四〇
合	六八一、二七三、八五〇
負債の部	
種別	金額
拂込未済出資金	一五、三九五、二一八
中央金庫出資金	一、〇〇〇、〇〇〇
全國購買組合出資金	一、〇〇〇、〇〇〇
信聯出資金	三、〇〇〇、〇〇〇
未収入購買品代金	八三、八四、五九〇
未收延滞利子	六、六四一、四九〇
購買品高	九、〇〇〇
信聯特當預金	三、三三四〇
信聯銀行預金	四、三七五、四八〇
盛岡銀行支店預金	一〇、〇〇〇
三陸銀行支店預金	一、〇〇〇、〇〇〇
振替口座基金	一七二、八三〇
振替口座預金	一三〇、〇〇〇
什器	三、六六〇
假出運賃	一一、四三〇

負債の部	
種別	金額
中央金庫未済出資金	四七、八〇〇
全國購買未済出資金	五七、一九〇
信聯未済出資金	一、四七三、五八〇
信聯當座口	一、三八三、三五〇
岩手銀行當座口	三、〇三二、七六〇
三陸銀行支店當座口	四、三五三、二七〇
未拂購買品代金	二四、〇五五、三三〇
未済運賃	九、九六〇
未受運賃	四三、一四〇
假運賃	二六五、六六〇
假運賃	八五、〇〇〇
合	六七、六四、二四〇
差引資産	
金四萬八千參拾貳圓七拾九錢八厘	三、八四、一八五〇
△貸借對照表	
貸方の部	
種別	金額
拂込未済出資金	一五、三九五、二一八
中央金庫出資金	一、〇〇〇、〇〇〇
全國購買出資金	一、〇〇〇、〇〇〇
信聯出資金	三、〇〇〇、〇〇〇
未収入購買品代金	八三、八四、五九〇
未收延滞利子	六、六四一、四九〇

漁業水産養殖之につぐ前年に比し五百七十七萬四千二百一十圓(二割八分三厘)の減少なり是主として遠洋漁業に於て捕鯨事業の不振に基づくもの、如く其減少額二百四十六萬二千圓に達し其の他「イカ」は近年稀なる不漁にして百六十七萬三千二百八圓を減少し又水産製造物中節類の産額に多少の減少をみたる結果に基因す

各都市別生産額左の如し

郡市名	生産額		郡市別		計
	農産	畜産	林産	礦産	
盛岡	一八、九四〇	八、六五二	三、七四七	八、六五二	六、六〇四、三二一
岩手	六、一五八、八三九	八、六五二	一、六〇七、九六四	一、六〇七、九六四	一〇、九二、九八五
紫波	四、六三、〇九七	一、七二、四九九	三、四三、八三三	一、七二、四九九	五、七三、六九九
稗和	四、六〇八、一五四	四、六〇八	四、九二、三四五	四、六〇八	八、三〇〇、五七六
和賀	四、三六九、一四七	二、八、七七一	四、九二、三四五	一、八七、一七一	八、四二七、九四一
江刺	五、三三三、六八四	一、五、四七〇	四、六八、四八六	一、四七〇	七、四三三、七〇〇
西井	三、六三三、九七二	一、五、〇〇〇	四、六〇、二三四	二、五、〇〇〇	五、〇〇三、四三四
東井	四、六六六、七〇〇	一、七、九八六	四、七五、七八二	四、〇、〇三三	九、一八四、六一
氣仙	六、六八三、〇一〇	一、三、〇、七三三	一、三、〇、七三三	二、六、五九	九、四三三、五八四
上野	三、七九〇、四九	一、四、四三三	一、四、四三三	一、二、七、五九一	八、六四九、七七八
下野	三、八六〇、二四	三、九二、八八一	一、五、三、八三三	二、二、七、三六八	三、三、六、五、〇〇一
計	三、〇九八、九三五	三、九六、〇七一	三、八九、六〇〇	一、三、三、七三三	一、六、三、九、六六八
計	五、八六六、五〇九	三、七、四、四三三	一、八、七、九八一	六、五、六、五三九	五、九、九、七、五三二

工産物 生産高三千七百七十一萬七千五百六十三圓にして總生産額の二割三分六厘にあたり其主なるものは飲食品としては酒、醬油、味噌、麴、製粉類、麵類、菓子類等又金屬製品にありては鐵管、鐵瓶、鍋釜類、農具類等にして其他生糸、木製品、炭炭等何れも百萬圓以上の産額を有す

前年に比し六十七萬三千八百八十圓(三分三厘)の増加なり是生糸五十七萬四千九百三十四圓を減じたるも主として金屬製品にありて百二十二萬三千七百七十七圓を増加したるに基因するもの、如く他の工産物にありては一進一退大なる消長を認めない

金融一年

この春の金融界の大恐慌を享けた餘波は、歳末近くになつても容易に恢復されさうもない。この餘沫を蒙つた本縣の經濟界は、財界の警戒持續の手は緩められず、一方、繭糸、米、木炭等の本縣に於ける重要物産と見らるべきものは一齊に價格の低落となり、賣惜みとなり、農村の疲弊がいやが上にも増長され、これに牽引されて都市の資金需要薄くなり、世の所謂不景氣風が濃厚から深刻さに變つてゆく、重要物産と言へば水産や、鐵産、畜産などもあるが水産は所謂盛漁期の夏季を除いては特筆の價はない、鐵産は釜石鐵山の鐵と松尾鐵山の硫黄は流石に兩者ともに産額に於て本邦一の位置を占めてはゐるが、不景氣の飛沫は企業や需要手控となり價格の減退は否まれぬけれども一陽來復御大典に、騎兵特別演習に、特別大演習にこの不景氣の浮雲を一掃したならば、不況の憂愁から活況の歡喜に脱化し得るこゝが出来ようと思ふ

業費として金十七萬四千圓の低利資金を融通の發表がある。十六日、明年度に於て縣下前澤水澤間に中間驛を新設のことに鐵道省に於て決定する。廿日、第十五回岩手縣電氣協會を花巻温泉に開き、税制の改正と農業電化等に就て協議をする。廿一日、縣通常縣會に於ける昭和三年度豫算は五百三十一萬餘圓で新規事業として縣立工業、一關中學兩校の改築及水産指導船岩手丸の新造、縣立種鶏場の新設等があり、前年に比して九十一萬餘圓を増す。廿五日、第三回秋田岩手經濟聯合會を當市に開き交通經濟産業の諸問題に就て官民合同で協議をする。二十七日、株式會社花巻温泉創立總會を開く。十二月、十四日、盛岡市に都市計畫法を施行すべき都市に指定される。十五日、第三十九回岩手縣農工債券五十萬圓の發行ありたり十八日、盛岡貯蓄銀行新築行舎へ移轉。十九日、山田線の最難工事飛鳥第三隧道開通す。二十六日、鐵道會議に於て縣下鐵道各線の繰上げを可決す

五萬三千俵に上り前月に比して九萬七千俵を増加する

二月 上旬岩手縣な號公債三十三萬六千四百圓及び盛岡市に於ては市内小學校新築工事資金に充つるこゝの市債四十萬圓を發行する。十五日、第四十二回岩手縣農工債券一百萬圓の發行がある。廿二日、大藏省検査官駒井重次氏一行來縣一流銀行の検査を行ひながら合同を締結する。月末縣移出米は四萬五千俵で前年同期に比して三千俵の減少である

三月 二日、住宅建築資金及公益質屋貸付資金として本縣に於て十七萬四千圓の起債を内務省に於て認可する。十二日、盛岡銀行と黑澤尻銀行の合併に關して假契約を締結する。十四日、盛岡商工會議所は臨時總會を招集して山田線及び大船渡の竣工期繰上げに就てその筋へ陳情書を提出する。廿三日、東磐水力電氣會社は東北電燈會社へ合併を認可する。廿四日、仙臺專賣局千厩出張所管内の昭和二年度葉煙草收納數量は廿四萬二千貫この賠償額六十三萬二千圓で良好な成績を示す。二十九日、盛岡電燈會社は臨時總會を開いて宮古電氣會社との合併を決議する

四月 一日、岩手郡米内村を盛岡市に合併を實施する、同日盛岡市に市街地建物法を

宿泊 場内に桃水閣と名づくる旅店の設備あり

岩手種馬所

岩手種馬所は盛岡市の北一里半岩手郡厨川村厨川に在り、本所は明治二十九年岩手郡瀧澤村に創設せられ同四十年現地に移轉したもので當初より良種牡馬を備へて民間牝馬に配合し且つ國有種牡馬候補の育成を兼ねてゐたが種馬育成所の創立と同時に種付施行を専務とするに至つた

種馬所頭數	同
種牡馬頭數	同
種馬所繋留	同
サラブレット	同
コリオゾー	同
ハクニー	同
安グロノルマン	同
內國産サラブレット	同
安グロアラブ	同
ギドラン	同
ハクニー	同
安グロノルマン	同
洋種	同
サラブレット雜種	同
安グロアラブ同	同
ギドラン同	同
計	同

附屬設備 學校。尋常高等併置にして場員の子弟を教育す、學級數三、兒童數七十四名。托兒舍。育牛育馬及耕耘の三部落に托兒舍を置き學齡に達する迄の子弟を裸育す現在收容兒童六十二名。共濟會。日用品の供給等を爲す、其他請願巡查駐在所、俱樂部、陳列館の設備あり

種畜の賣却
牛 當場に於て隨時特賣す
馬 二歲駒は毎秋(九月十五日頃)盛岡市場に於て競賣に附し其後は當場に於て隨時特賣す
羊、豚、犬 當場にて隨時特賣す

交通及通信
交通 東北本線盛岡驛にて橋場線に乗換へ小岩井驛にて下車約十八丁にして當場本部事務所に達す此の間トロリの便あり
出張所 盛岡市茅町谷口徳藏方に出張所を置き同所と當場間に私設電話の設あり
通信 農場宛電報は總て前記出張所宛にて打電せらるゝを便とす直に農場に電話通報す、又場内に小岩井郵便局あり
送金方法 送金の際は左記便宜の方法利用せられたし、振替貯金口座東京一八五八三又爲替なれば小岩井郵便局宛宛取引銀行名(盛岡市内)盛岡銀行(紺屋町)安田銀行盛岡支店(吳服町)

沿革 (一)明治二十四年小野義真、男爵岩崎彌之助、子爵井上勝の共同事業として開墾耕種の業を創始す農場名小岩井とは前記三氏の頭字を連続せるものなり(二)明治三十二年男爵岩崎久彌農場全部を引受くることとなり子爵藤波言忠に譲りて事業の監督を依頼し大に事業を革新し茲に現時の牧畜業の基を定む(三)明治三十九年場主自ら事業の監督に當り目下銳意事業の改善を計りつゝあり

位置及面積 岩手縣岩手郡栗石、瀧澤、西山三箇村に在り、海拔最高二千七十尺、最低七百八十尺、面積三千八百餘町歩
氣候 平均最高攝氏二十七度(八月中)最低同零下九度(一月中)降雪十一月下旬終雪四月上旬にして實際の雪上時期は十二月下旬より三月中旬迄とす
土質 第四紀古層、表土腐植質壤土下層小礫及礫質粘土
組織 農場に本部、育牛、育馬、耕耘、樹林の五部を置き業務を分掌す但羊舍及鶏舍を耕耘部に、果樹園を本部に、豚舍を育牛部に附屬せしむ
場員 場長以下百八十九名、外に一ヶ年使用人夫約五萬人
建物 百八十五棟、此坪數七千五百七十四坪餘

ハクニー同	同
安グロノルマン同	同
雜種	同
計	同
依託貸付馬	同
內國産安グロノルマン	同
ハクニー雜種	同
普通貸付馬	同
內國産洋種	同
ハクニー雜種	同
計	同

種馬育成所は盛岡を去る北二里岩手郡瀧澤村に在りて岩手種馬所と相接す、本所は明治四十年岩手種馬所の移轉と同時に該用地に新設せられ本邦唯一の國有種牡馬候補育成所にして國立牧場生産の二歳牡馬及民間より購買した二三歳牡馬を調教育成の上四歳に至り各種馬所に配布するものである
本所は一分厩一出張所を有し前者を巢子分厩、後者を荒澤出張所と稱し巢子分厩は本所の北半里にして迫入厩舎を有し二歳及三歳馬を收容し荒澤出張所は二戸郡荒澤村に在りて三歳馬の夏期放牧を爲す所である
種馬育成所馬匹頭數(二年七月現在)
內國産サラブレット 二
同 アラブ 一

ハクニー同	同
安グロノルマン同	同
雜種	同
計	同
依託貸付馬	同
內國産安グロノルマン	同
ハクニー雜種	同
普通貸付馬	同
內國産洋種	同
ハクニー雜種	同
計	同

馬と牛

農家戸數と牛馬頭數との割合

年次	牛馬總頭數		一戸當牛馬頭數	
	牛	馬	牛	馬
大正元年	九三,五八六	三三,七六六	八三,〇六六	一〇四,八〇二
二年	九四,〇〇七	三〇,九三三	八三,〇四七	一〇三,三三九
三年	九四,二〇七	二七,八四四	八三,六六六	一〇〇,五〇〇
四年	九四,三九三	二六,七四七	八三,四四六	九九,一八三
五年	九三,八〇八	一六,一七八	八〇,七九五	〇〇,九三三
六年	九三,七二七	一四,九三四	七八,九六五	九三,八九九
計	同	同	同	同
七年	同	同	同	同
八年	同	同	同	同
九年	同	同	同	同
十年	同	同	同	同
十一年	同	同	同	同
十二年	同	同	同	同
十三年	同	同	同	同
十四年	同	同	同	同
昭和元年	同	同	同	同
昭和二年	同	同	同	同
計	同	同	同	同

産畜——岩手種馬所——種馬育成所——牛と馬

昭和二年二歳牡馬糶賣表

畜産組合	頭數	價格平均	最高	最低
盛岡産馬畜産組合	六七七	一八七、一三六	二七六、四二〇	八、〇〇〇
沼宮内産馬畜産組合	五三三	二七、九三三	三三、六九七	二、六〇〇
神貫郡産馬畜産組合	一九九	三三、九八一	三〇、九三三	一、四七
和賀郡産馬畜産組合	三四	七〇、五一	一九、三六	二、五
江刺郡産馬畜産組合	二四	三三、三六	三三、八三三	二七〇
膽澤郡産馬畜産組合	二七	一九、三五四	一四、二七〇	一、〇〇〇
山ノ目産馬畜産組合	一七一	三三、六三三	三三、〇八八	三、五〇
東磐井郡産馬畜産組合	二五〇	二七、〇九四	一〇、八三六	三、〇〇
氣仙郡産馬畜産組合	二四一	三〇、〇三三	二四、六二四	四、〇〇
上閉伊郡産馬畜産組合	六七七	一七、〇〇〇	一八、七、三三	二、八〇〇
下閉伊郡産馬畜産組合	三〇九	三、〇八一	一七、三三三	一、八〇〇
九戸郡産馬畜産組合	八四四	一七、四四	一八、九八〇	一、七〇〇
二戸郡産馬畜産組合	四七五	七〇、一四四	一四、七、六九	一、五〇〇
岩手縣種畜場	五、〇〇〇	八五九、五八八	一七一、九八一	八、〇〇〇
計	九	二、七三	三〇三、三三三	七〇〇

公有林野放牧狀況(昭和二年九月末日現在)

本縣に於ける公有林野の放牧は毎年五月中旬に始まり十一月下旬に終るが通例で其放牧面積公有(町村有、部落有其他公共團體有)一萬三千二百三十一町八反、私有二萬五千五百四十七町五反計三萬八千七百七十九町三反にして之に野飼する牛馬は公有地内にありては牛三千三百一十一頭、馬千六百三十七頭、私有地内にありては牛四千六百五十四頭、馬九千三百三十七頭合計一萬八千九百三十九頭なり、放牧面積は放牧頭數の割合は一頭當り放牧面積は平均二町餘にして疎密の度は膽澤の六反歩が最も密で江刺の四町一反歩が最も疎である

放牧頭數を牛馬現在各頭數に對比すると牛の放牧頭數合計は七千九百六十五頭にして五〇・五%を占め馬の放牧頭數合計は一萬九百七十四頭で二・七%に當つて居る地勢上縣下放牧の最も適地と認むべきは下閉伊、九戸、岩手、上閉伊の四郡を主とし二戸、氣仙之に次ぎ放牧頭數も下閉伊郡の五千二百九十二頭が最も多く九戸、氣仙、二戸の順で何れも千頭以上に達し膽澤の四十頭が最も少ない、近時放牧地の荒廢に伴ひ漸次林野放牧は減少の傾向にある

馬匹頭數累年表

年次	洋種	雜種	和種	合計
大正元年	八〇五	三六、一三三	二〇、八二五	九、一四六
二年	九八	一、四三三	一八、八六四	八、〇〇四
三年	一、〇七六	一、五〇五	一、三九七	七、六九
四年	一、〇八六	一、五三六	一、四七七	七、九四
五年	二、三三三	一、六三六	一、九一五	八、一七九
六年	一、二二二	一、六三一	一、五五〇	八、二二
七年	一、二九三	一、六八一	一、四八二	八、八二
八年	一、四八	一、九八	一、三二	九、三三
九年	一、四三	一、九三	一、二二七	九、四九
十年	一、四三	一、九三	一、二二七	九、四九
十一年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十二年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十三年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十四年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十五年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十六年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十七年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十八年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
十九年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十一年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十二年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十三年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十四年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十五年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十六年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十七年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十八年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
二十九年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五
三十年	二、一五五	二、一五〇	一、八五五	一〇、〇七五

軍馬購買累年表

年次	頭數	價格	最高	最低	平均
大正元年	五九三	七五、四三九	六五〇	八〇	一、一七
二年	五八八	七三、二〇五	四〇〇	八〇	一、一七
三年	五七四	六四、八五五	三〇〇	九〇	一、一五
四年	五七四	七四、一〇〇	三〇〇	八〇	一、一七
五年	六〇〇	七六、一三〇	四〇〇	九〇	一、一七
六年	六〇〇	八三、四六五	三〇〇	一〇五	一、一五
七年	六〇〇	一〇六、二六六	三〇〇	一七〇	一、一五
八年	六〇〇	一七、〇八〇	五五〇	一〇〇	一、一五
九年	六〇〇	三〇、〇〇一	六五〇	一〇〇	一、一五
十年	五九三	七五、四三九	六五〇	八〇	一、一七
十一年	五八八	七三、二〇五	四〇〇	八〇	一、一七
十二年	五七四	六四、八五五	三〇〇	九〇	一、一五
十三年	五七四	七四、一〇〇	三〇〇	八〇	一、一七
十四年	六〇〇	七六、一三〇	四〇〇	九〇	一、一七
十五年	六〇〇	八三、四六五	三〇〇	一〇五	一、一五
十六年	六〇〇	一〇六、二六六	三〇〇	一七〇	一、一五
十七年	六〇〇	一七、〇八〇	五五〇	一〇〇	一、一五
十八年	六〇〇	三〇、〇〇一	六五〇	一〇〇	一、一五
十九年	五九三	七五、四三九	六五〇	八〇	一、一七
二十年	五八八	七三、二〇五	四〇〇	八〇	一、一七
二十一年	五七四	六四、八五五	三〇〇	九〇	一、一五
二十二年	五七四	七四、一〇〇	三〇〇	八〇	一、一七
二十三年	六〇〇	七六、一三〇	四〇〇	九〇	一、一七
二十四年	六〇〇	八三、四六五	三〇〇	一〇五	一、一五
二十五年	六〇〇	一〇六、二六六	三〇〇	一七〇	一、一五
二十六年	六〇〇	一七、〇八〇	五五〇	一〇〇	一、一五
二十七年	六〇〇	三〇、〇〇一	六五〇	一〇〇	一、一五
二十八年	五九三	七五、四三九	六五〇	八〇	一、一七
二十九年	五八八	七三、二〇五	四〇〇	八〇	一、一七
三十年	五七四	六四、八五五	三〇〇	九〇	一、一五

畜産—牛と馬

年次	百圓下付		八拾圓下付		七拾圓下付		六拾圓下付		五拾圓下付		四拾圓下付		三拾圓下付		合計
	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	種馬	種牝馬	
大正元年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
二年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
三年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
四年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
五年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
六年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
七年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
八年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
九年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
十年	2	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
合計	20	50	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	20

畜産—牛と馬

三二七

馬政局産馬獎勵金下付頭數累年表

年次	頭數	總價額			平均
		最高	最低	平均	
大正元年	3	3,300	5,000	977.33	3,300
二年	3	3,100	5,000	977.33	3,100
三年	3	2,750	5,000	916.67	2,750
四年	3	2,750	5,000	916.67	2,750
五年	3	2,750	5,000	916.67	2,750
六年	3	2,750	5,000	916.67	2,750
合計	18	18,000	45,000	2,500.00	18,000

馬政局二歲候補種牝馬購買累年表

年次	頭數	價額	一頭平均	種	和	種	計
三年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
四年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
五年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
六年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
七年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
八年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
九年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
十年	1	1,380	1,380	種	和	種	計
合計	10	13,800	1,380	種	和	種	計

二歲牝馬雜賣成績累年表

年次	頭數	價額	一頭平均	種	和	種	計
三年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
四年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
五年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
六年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
七年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
八年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
九年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
十年	4	3,750	937.50	種	和	種	計
合計	40	15,000	375.00	種	和	種	計

三二八

牛の飼育状況

二年末に於ける牛飼育戸数は六、二二四戸で前年に比し一五〇戸を減じた之を飼育頭數別に觀れば一頭を飼養するもの二、八四一戸(四割六分)二頭飼養は一、五五八戸(二割五分)三頭又は四頭飼養するもの一、二〇六戸(一分九分)五頭以上を飼養するものは六一九戸で全數の一割に満たず

生産數は四、七二七頭、斃死數は四〇二頭年未現在總頭數一五、九三四頭にして前年に比すれば生産數に於て四三七頭を増加し斃死に於て五一頭を減じ年未現在總頭數を牝牡別にせば牝一〇、八五八頭、牡五、〇七六頭に於て割合は牝七割牡三割に當る、年齢別にせば滿二年以上一一、五七四頭、滿一年以

上滿二年未滿二、〇五五頭、滿一年未滿二、三〇五頭である

今、年未現在頭數に付最近十ヶ年の趨勢を觀るに大正七年より同十一年迄は一ヶ年間五七八頭乃至二、〇二二頭増加したるも十二年以來昭和元年迄は逐年八〇一頭乃至二、三九一頭を減少せり、然るに二年に於ては前年より一七七頭を増加した、郡市別にせば左の如くである

郡市別	一頭	二頭	三頭	四頭	五頭以上	計
盛岡	八	二	一	七	六	一八

郡市別	計	九戸	下閉伊	上閉伊	氣仙	東磐井	西磐井	江刺	膽澤	和賀	稗貫	紫波	岩手
計	二、八四一	四一九	二、四二一	一、五八二	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六

郡市別	滿二年以上	滿一年未滿	頭數計
盛岡	二二〇	二〇八	三二八
岩手	三三三	三〇三	六三六
紫波	二九二	二六二	五五四
稗貫	二〇八	一八八	三九六
和賀	二二四	二〇四	四二八
膽澤	二二四	二〇四	四二八

郡市別	計	九戸	下閉伊	上閉伊	氣仙	東磐井	西磐井	江刺
計	二、八四一	四一九	二、四二一	一、五八二	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六	一、二〇六

畜牛頭數累年表

年次	大正元年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年	十四年	十五年	十六年	十七年	十八年	十九年	二十年	昭和元年
計	三三三	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四	三二四

山羊

(岩手縣知事官房統計係調査)

昭和二年末の山羊飼養戸數は四〇六戸にして前年に比し一一九戸を増し一頭飼養する

もの二九戸、二頭飼養するもの七七戸、三頭又は四頭飼養するもの二六戸にして五頭以上は七戸である、同年中の生産數は一五五頭、斃死數三四頭、年未現在總數は五九四

頭にて前年に比せば生産數に於て一六頭斃死數に於て二頭を増し結局一四九頭を増加せり、年未總頭數を牝牡別に記せば牝四五六頭、牡一三八頭にして滿一年以上四六七